平成 31 年度 厚生労働省委託 「安全管理支援事業(安全衛生教育教材の作成)」

# 未熟練労働者の安全衛生教育マニュアル

>>> 警備業編 <<<

# はじめに

経験年数の少ない未熟練労働者は、作業に慣れておらず、また危険に対する感受性もまだ低いため、 熟練労働者よりも労働災害に遭う可能性が高い状況にあります。そのため、新任教育や現任教育等に おける安全衛生教育の実施が重要な役割を果たしていますが、中小規模事業場においては安全衛生 管理体制や安全衛生教育のノウハウが必ずしも十分とは言えない面があります。

このマニュアルは、警備業を対象として、新たに就労した労働者や就労後の経験が短い労働者 (未熟練労働者) に対し、安全衛生教育を実施する際に、配慮いただきたいことをまとめたものです。

警備業務は、警備業法上 1 号業務、2 号業務、3 号業務、4 号業務の 4 種類に大別されておりますが、いずれでも活用できる内容としました。また、職場の安全・衛生についてあまり経験がない方々を対象とすることから、できるだけ写真、イラストを使いながら、分かりやすいものとしました。

マニュアルを活用いただき、警備業で働く「未熟練労働者」の労働災害防止のため、より効果的な安全衛生教育の実施に是非努めていただきますようお願いを申し上げます。

なお、このマニュアルの作成に当たっては、全国警備業協会ならびに多くの事業場から安全衛生教育に ついての貴重な情報やアドバイスをいただきました。改めて心より感謝を申し上げます。

令和2年3月

未熟練労働者に対する安全衛生教育 マニュアル作成委員会

委員長 新宅友穂

# 目次

マニュ	アルの使い方	1
第1章	章 未熟練労働者に対する安全衛生教育(安全衛生担当者用)	2
1	未熟練労働者に対する安全衛生教育の必要性	3
1.	警備業の労働災害	3
	(1) 警備業の労働災害は増加傾向が続いている	3
	(2) 勤続年数 3 年未満の未熟練労働者は労働災害に遭いやすい	4
	(3) 「1号業務」と「2号業務」での労働災害が多い	5
	(4) 「1号業務」では、「巡回中」の「転倒」が最も多い	6
	(5) 「交通事故」は死亡災害につながるおそれが高い	7
2.	安全衛生教育で労働災害を防ぐ	8
	(1)未熟練労働者への安全衛生教育を充実させましょう	8
	(2)安全衛生教育は繰り返し実施しましょう	11
	(3)安全衛生教育における注意点	12
	(4) 雇用形態等に配慮した安全衛生教育	13
2	未熟練労働者に対する安全衛生教育の流れ	16
1.	職場には様々な危険があることを理解させる	16
	(1) ヒヤリ・ハット事例の活用【資料】	18
	(2) 労働災害事例の活用【資料】	26
	(3) その他労働災害事例(参考)	36
2.	「かもしれない」で危険の意識を持たせる	37
3.	災害防止の基本を教える(その1)【安全衛生のルールや活動の意義を理解させる】	39
	(1) 安全な作業は正しい服装と姿勢、報告・連絡・相談(ホウ・レン・ソウ)から	39
	(2)警備指令書の確認と順守	41
	(3) 危険予知訓練(KYT)の実践	
	(4) ヒヤリ・ハットの活用	
	(5) 4S·5S の励行	54
	(6) リスクアセスメントの実施	
4.	災害防止の基本を教える(その2)【災害の種類別】	
	(1)「転倒」災害防止のポイント	58
	(2)「交通事故」災害防止のポイント	65
	(3) 「腰痛症」防止のポイント	
	(4)「熱中症」災害防止のポイント	
	(5)「墜落・転落」災害防止のポイント	
	(6)「はさまれ」災害防止のポイント	81
	(7)「プロパー事故   防止のポイント	88

5. 災害防止の基本を教える(その3)【緊急時のポイント】	89
(1)異常事態発生時の対応	89
(2)労働災害発生時の対応	95
③ 【参考情報】安全な作業のために	97
1. 安全衛生自己点検表の活用(責任者向け)	97
(1)管理体制自己点検表の例	98
(2)交通誘導警備自己点検表の例	101
2. 安全な作業のための事例	104
(1)契約先への熱中症予防対策の協力願い	104
(2) 事故の見える化(ポスター作成)	105
(3)交通誘導員などの交通事故防止に係る取組	106
(4) KY トレーナー制度の活用	107
(5) ヒヤリ・ハットの捉え方を伝える	107
3. 労働安全衛生関係の情報入手	108
(1)労働災害、関係法令情報の入手	108
(2)安全衛生関係資料の入手	109
第2章 未熟練労働者の安全衛生教育の実施(講師用)	110
第3章 未熟練労働者の安全衛生教育の実施(教育用配布資料)	141
参考資料	142
1. 雇入れ時等の安全衛生教育	143
【労働安全衛生法】	143
【労働安全衛生規則】	143
【労働安全衛生規則】 【安全衛生管理体制】	
	144
【安全衛生管理体制】	144 144
【安全衛生管理体制】	144 144 145
【安全衛生管理体制】 【労働安全衛生法】 【労働安全衛生法施行令】	
【安全衛生管理体制】	
【安全衛生管理体制】 【労働安全衛生法】 【労働安全衛生法施行令】 【労働安全衛生規則】 【労働安全衛生法】	
【安全衛生管理体制】 【労働安全衛生法】 【労働安全衛生法施行令】 【労働安全衛生規則】 【労働安全衛生法】 【労働安全衛生法】	
【安全衛生管理体制】	
【安全衛生管理体制】 【労働安全衛生法】 【労働安全衛生法施行令】 【労働安全衛生規則】 【労働安全衛生法】 【労働安全衛生法施行令】 【労働安全衛生規則】 【労働安全衛生規則】 【酸素欠乏症等防止規則】 2. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置安全衛生管理体制	
【安全衛生管理体制】 【労働安全衛生法】 【労働安全衛生法施行令】 【労働安全衛生規則】 【労働安全衛生法】 【労働安全衛生法施行令】 【労働安全衛生規則】 【酸素欠乏症等防止規則】 【酸素欠乏症等防止規則】 【砂動安全衛生法】 3. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置安全衛生管理体制 【労働安全衛生法】	
【安全衛生管理体制】 【労働安全衛生法】 【労働安全衛生法施行令】 【労働安全衛生法】 【労働安全衛生法】 【労働安全衛生法施行令】 【労働安全衛生規則】 【酸素欠乏症等防止規則】 2. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置安全衛生管理体制 【労働安全衛生法】 3. 労働者の就業に当たっての措置	
【安全衛生管理体制】 【労働安全衛生法】 【労働安全衛生法施行令】 【労働安全衛生規則】 【労働安全衛生法】 【労働安全衛生法施行令】 【労働安全衛生規則】 【酸素欠乏症等防止規則】 【酸素欠乏症等防止規則】 【砂動安全衛生法】 3. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置安全衛生管理体制 【労働安全衛生法】	

# マニュアルの使い方

このマニュアルは、未熟練労働者の労働災害を防止するために行う安全衛生教育について、多くの 警備に関わる業務(以下「警備業」という。)において共通することとして、ぜひ取り組んでいただきた い事項を取りまとめたものです。

このマニュアルの使い方(構成)は次のとおりです。

#### 第1章 未熟練労働者に対する安全衛生教育(安全衛生担当者用)

- (1) 未熟練労働者の安全衛生教育を担当者が実施する際に、より効果的なものとするための留意事項をまとめています。
- (2) 未熟練労働者に安全衛生教育を通じて、是非知っておいていただきたいこと、取り組んでいただきたいこと等についてとりまとめ、解説をしています。
- (3) 実際の安全衛生教育では、「第2章 未熟練労働者の安全衛生教育の実施(講師用)」及び「第3章 未熟練労働者の安全衛生教育の実施(教育用配布資料)」(パワーポイントファイル\*)を活用し教育を実施してください。

#### 第2章 未熟練労働者の安全衛生教育の実施(講師用)

- (1) 第1章をもとに、講師が安全衛生教育を実施する際に使用可能なスライド形式の資料です。 参考事項を項目ごとに記載していますので、適宜参考にして使用してください。
- (2) 中小規模の事業場では安全衛生教育に多くの時間をとることが難しいところも多く、1~2 時間ほどの時間で実施している事業場も多い状況。そのような状況に鑑みて作成しています。

#### 第3章 未熟練労働者の安全衛生教育の実施(教育用配布資料)

教育の際は、本章をコピーして使用するか、別途ダウンロードした Microsoft<sup>©</sup> PowerPoint ファイル $^*$ を使用して教育を実施してください。

(※)厚生労働省ホームページで「未熟練労働者マニュアル」で検索し、"未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル"ページから、Microsoft<sup>©</sup> PowerPoint ファイルをダウンロードできます(「警備業向け」セクションの日本語教材[PPT 形式]をクリック)。

未熟練労働者マニュアル

Q検索

#### 参考資料

このマニュアルが有効に利用できるよう、安全衛生教育の導入部分に活用できる「安全の基本」や、関連する災害事例(送検事例を含む)、関係法令等を入れています。

# 第1章 未熟練労働者に対する安全衛生教育

(安全衛生担当者用)

- 未熟練労働者の安全衛生教育を担当者が実施する際に、より効果的 なものとするための留意事項をまとめています。
- 未熟練労働者に安全衛生教育を通じて、是非知っておいていただきたいこと、取り組んでいただきたいこと等についてとりまとめ、解説をしています。
- 実際の安全衛生教育では、「第2章 未熟練労働者の安全衛生教育の実施(講師用)」及び「第3章 未熟練労働者の安全衛生教育の実施(教育用配布資料)」(パワーポイントファイルを提供)を活用し教育を実施してください。パワーポイントファイルは、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。 (未熟練労働者マニュアル Q 検索

2

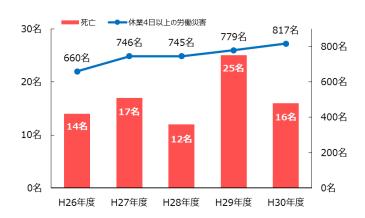
# ① 未熟練労働者に対する安全衛生教育の必要性

## 1. 警備業の労働災害

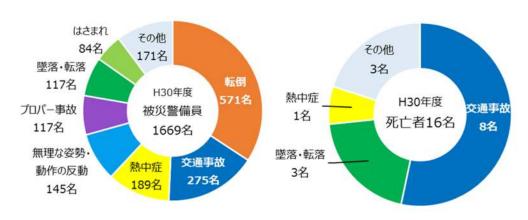
# (1) 警備業の労働災害は増加傾向が続いている

#### <警備業の労働災害の特徴>

- 休業4日以上の労働災害は、ここ5年で見ると増加傾向である。
- 死亡災害については、年間 10 数名の件数で推移している。
- 平成30年度の被災警備員数は、1669名に上るが、事故の型別で見ると、「転倒」と「交通事故」が多く、過半数を占めている。また「熱中症」は、H29年度の69人と比較して急増している。
- 平成 30 年度の被災警備員において、死亡者 16 名のうち 8 名は「交通事故」が原因である。



警備業における労働災害の推移(H26年度~H30年度)1



被災警備員の事故の型(H30年度)

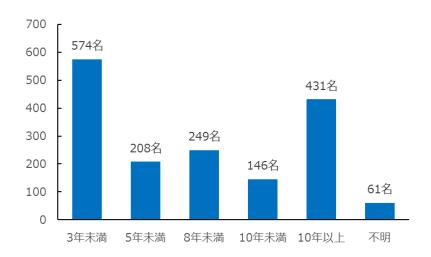
死亡者の事故の型(H30年度)<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 全国警備業協会 平成 30 年度加盟員の労災事故の実態 データ集

# (2) 勤続年数3年未満の未熟練労働者は労働災害に遭いやすい

#### <勤続年数ごとの労働災害>

- 勤続年数3年未満の未熟練労働者の労働災害が最も多く、被災警備員数1669名の約3分の1を占めている。
- 勤続年数が 10 年以上の警備員についても、労働災害が多く報告されている。
- 被災警備員の年齢構成は、雇用実態と同じ傾向を示しており、60~69 歳の警備員の労働 災害が最も多い。
- 未熟練かつ高齢の警備員は、労働災害に遭う可能性が高いことが示唆される。



#### 被災警備員の勤続年数<sup>2</sup>



30歳未満 30~39歳 40~49歳 50~59歳 60~69歳 70歳以上

警備員の雇用実態と被災警備員の年齢構成比較 2

4

<sup>2</sup> 全国警備業協会 平成 30 年度加盟員の労災事故の実態 データ集

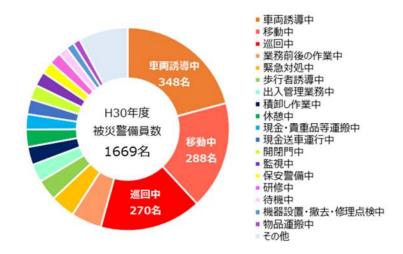
# (3) 「1号業務」と「2号業務」での労働災害が多い

#### <業務・業務内容ごとの労働災害>

- 「2 号業務」での労働災害が最も多く、「1 号業務」と併せて全体の 77%を占めている。
- 「車両誘導中」での労働災害が最も多く、次いで「移動中」、「巡回中」が多くなっており、 この3業務だけで過半数を占めている。



被災警備員の業務3



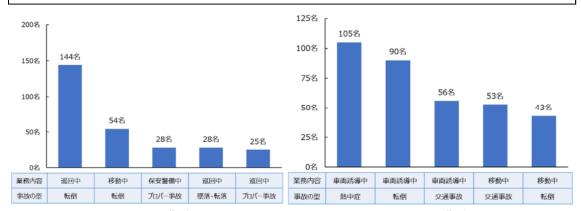
被災警備員の業務内容 3

<sup>3</sup> 全国警備業協会 平成 30 年度加盟員の労災事故の実態 データ集

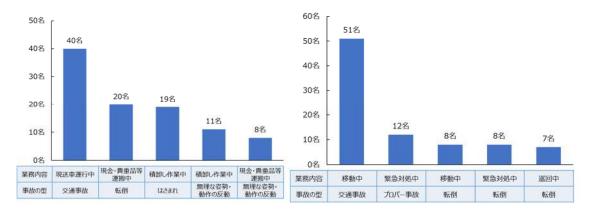
# (4) 「1号業務」では、「巡回中」の「転倒」が最も多い

#### <業務内容と事故の型>

- 「1号業務」では、「巡回中」の「転倒」が最も多く、次いで「移動中」の「転倒」、「保安警備中」の「プロパー事故」が多い。
- 「2号業務」では、「車両誘導中」の「熱中症」が最も多く、次いで「車両誘導中の」の「転倒」、 「車両誘導中」の「交通事故」が多い。
- 「3 号業務」では、「現送車運行中」の「交通事故」が最も多く、次いで「現金・貴重品等運搬中」の「転倒」、「積卸し作業中」の「はさまれ」が多い。
- 「機械警備業務」では、「移動中」の「交通事故」が最も多く、次いで「緊急対処中」の「プロパー 事故」、「移動中」の「転倒」が多い。



1号業務 2号業務



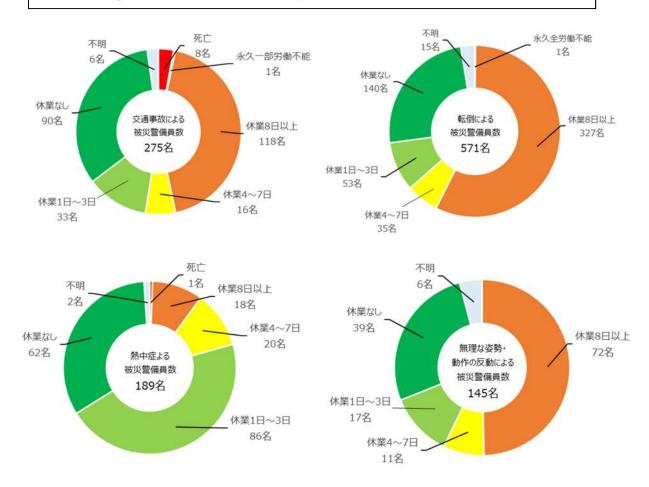
3 号業務 機械警備業務 各号業務における「業務内容」と「事故の型」別の被災警備員数(上位5つ)4

<sup>4</sup> 全国警備業協会 平成 30 年度加盟員の労災事故の実態 データ集

# (5) 「交通事故」は死亡災害につながるおそれが高い

#### <事故の型と程度>

- 被災警備員の多い「交通事故」、「転倒」、「熱中症」、「無理な姿勢・動作の反動」 のうち「交通事故」は最も死亡の割合が高く、死亡災害につながるおそれが高い。
- 「転倒」は、「8日以上の休業」が半数以上を占めており、重傷を負うおそれが高い。
- 「無理な姿勢・動作の反動」についても、「8 日以上の休業」が半数近くを占めており、重傷を負うおそれが高い。
- 「熱中症」により死亡が確認された事例も報告されている。



各「事故の型」における被害の程度5

7

<sup>5</sup> 全国警備業協会 平成 30 年度加盟員の労災事故の実態 データ集

#### 2. 安全衛生教育で労働災害を防ぐ

# (1) 未熟練労働者への安全衛生教育を充実させましょう

#### ア 未熟練労働者への安全衛生教育は特に重要

安全衛生教育はなぜ必要なのでしょうか。 職場には、様々な危険が潜んでおり、その危険を認識していないことに起因する労働災害が未だに多数発生しています。 そのような労働災害を防止するためには、次のことが必要です。

- ① 設備や装備などの、モノの面で「不安全な状態」にならないようにすること
- ② 気温や労働時間などの、管理・環境の面で「不安全な状況」とならないようにすること
- ③ ルール違反やコミュニケーション不足などの、ヒトの面で「不安全な行動」とならないようにすること

特に未熟練労働者の場合は、職場での作業に十分に慣れていないため、不安全な行動をしても不安全な状態とならないよう、①の設備や装備などの面からの安全対策に加え、②の高温環境下など過酷な労働環境にならないよう管理監督者は留意する必要があります。

さらに未熟練労働者は、危険への認識が薄く、安全な作業方法も十分には身についていないため、③ の不安全な行動をなくすということも大変重要です。

上記の「不安全な状態」、「不安全な状況」、「不安全な行動」に労働者自身が気付き、避けるために も、「安全衛生教育」は重要です。(労働安全衛生法でも雇入れ時や作業内容変更時の安全衛生 教育を事業者に義務付けています。)

未熟練労働者は、職場に潜んでいる危険に「気付かない」、または「危険と感じていない」場合が多いと言われており、知らず知らずのうちに「不安全な状態」、「不安全な状況」、「不安全な行動」に陥ってしまうおそれがあります。そのような危険に気付き、回避するとともに安全な作業について理解し、身につけるために安全衛生教育を行う必要があります。

#### イ 安全衛生教育の内容

未熟練労働者に対する安全衛生教育では何を教育したらよいのでしょうか。労働安全衛生規則第35条では下記の8項目が示されています。

(参考)【労働安全衛生規則第35条】

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ③ 作業手順に関すること。
- ④ 作業開始時の点検に関すること。
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- ⑥ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

未熟練労働者に対し、雇入れ時や雇入れ後に効果的な教育を実施するための具体的な項目は次のとおりです。これらの項目を参考に安全衛生教育を実施しましょう。(各項目の詳細は、「II 未熟練労働者に対する安全衛生教育の流れ」を参照してください。)

# 未熟練労働者に対する安全衛生教育の流れ(教育時間の目安:1時間程度)

- 1 職場には様々な危険があることを理解させる
- 2 「かもしれない」で危険の意識をもたせる
- 3 労働災害防止の基本を教える(基本的なポイント)

【安全衛生のルールや活動の意義を理解させる】

- (1) 安全な作業は正しい服装と姿勢、報告・連絡・相談(ホウ・レン・ソウ)から
- (2) 警備指令書の確認と順守
- (3) 危険予知訓練(KYT)の実践
- (4) ヒヤリ・ハットの活用
- (5) 4S·5S の励行
- (6) リスクアセスメントの実施
- 4 労働災害防止の基本を教える(事故の型ごとのポイント)

【安全な作業をみんなで実施し職場を安全に】

- (1) 「転倒」災害防止のポイント
- (2)「交通事故」災害防止のポイント
- (3) 「腰痛症 (無理な姿勢・動作の反動)」災害防止のポイント
- (4) 「熱中症」災害防止のポイント
- (5) 「墜落・転落」災害防止のポイント
- (6)「はさまれ」災害防止のポイント
- (7)「プロパー事故」防止のポイント
- 5 労働災害防止の基本を教える(緊急時のポイント)

【異常事態や労働災害が発生したときの対応を身につける】

- (1) 異常事態発生時の対応
- (2) 労働災害発生時の対応

#### ウ 業務区分と事故の型

発生しやすい労働災害の「事故の型」は、業務によって様々です。労働災害防止の基礎を教育する際には、下記を参考に取捨選択して教育に役立ててください。

事故の型	転倒	交通事故	腰痛症	熱中症	墜落·転落	はさまれ	プロパー事故
1 号業務	0	0	0	Δ	0	Δ	0
2 号業務	0	0	0	0	0	Δ	Δ
3 号業務	0	0	0	Δ	Δ	0	Δ
機械警備	0	0	Δ	Δ	0	0	0

発生レベル: ◎>O> △

なお発生レベルは、「全国警備業協会 平成 30 年度加盟員の労災事故の実態 データ集」を参考 に、総被災警備員数に占める「事故の型」別被災警備員数の割合を、下記分類で表現したものです。

◎:20%以上、O:5%以上20%未満、Δ:5%未満

また、上記は「発生しやすい」事故の型を示しており、△であっても労働災害として発生するおそれはありますので十分ご注意ください。

# (2) 安全衛生教育は繰り返し実施しましょう

安全は、ノウハウのみを知っているだけでは不十分です。安全な行動・安全な作業が自然にできるようにすることが重要です。

1 回の安全衛生教育だけでは十分に理解し、安全な行動・安全な作業を身につけることは、特に未熟練労働者の場合、極めて難しいことです。そのため、新任教育時の安全衛生教育の後も、繰り返し安全教育を行い、ノウハウ(know-how)だけではなく、なぜルールを守らないといけないのか・なぜこのような知識を身につけなければならないのかというノウホワイ(know-why)や、もしルールを守らなければどのようなことが起きるのか・もし知識を身につけなければ何が起こり得るのかというノウホワット(know-what)を理解させることが必要です。

新任教育、現任教育に加え、巡察時などにも安全衛生教育を計画し、1週間後、1ヶ月後、3ヶ月後、6ヶ月後、1年後など繰り返し安全衛生教育を実施しましょう。

#### (3)安全衛生教育における注意点

安全衛生教育を受ける未熟練労働者は、仕事そのものに慣れていないこともあり、難しい言葉を使わず、分かりやすく、そして一方的なものとならないよう、以下の点に注意して、実施しましょう。

#### 教え方のポイント

#### ① 受講者の立場に立って教える

教育する上で一番重要なのは、受講者が内容を理解して、実践することです。 そのためにも、受講者のレベルやペースに合わせて、理解を確認しつつ進めることが大切です。

# ② 具体的に教える

「きちんと」、「ていねいに」などと言っても、その「程度」はなかなか伝わりません。「きちんと置く」のであれば「A の場所に3段まで積み上げる」、「ていねいに取り扱う」のであれば「箱の底を両手で持つ」というように、具体的な言葉で説明しましょう。状況に応じて、見本や写真などを示すことも有効です。

# ③ 理由を教える (know-why、know-what を意識する)

「理由」を教えなければ、何故それをしなくてはいけないのかがわからず、受講者の記憶に残らない可能性が高くなります。「しなければならないこと/してはいけないこと」だけでなく、「しなければならない理由/してはいけない理由」も説明し、受講者が根拠に基づいて正しく行動できるようにしましょう。

併せて、それをしないと何が起きるかも説明することで、より明確なイメージが受講者に伝わるため、 一層の理解につながります。

#### 4 順序よく教える

簡単なことからはじめて、次第に難しいことを説明する、全体に触れてから個別の内容を説明するなど、受講者が受け入れやすいように説明する順番を工夫しましょう。

#### ⑤ 専門機関等を活用する

専門的な内容を、体系立てて効果的に教育するのは容易ではありません。必要に応じて、全国警備業協会または中央労働災害防止協会等の専門機関等を活用するなどして、効率よく、そして効果の高い教育を実施しましょう。

#### (4) 雇用形態等に配慮した安全衛生教育

すべての未熟練労働者を対象に、雇入れ時などに安全衛生教育を実施する必要がありますが、労働者の雇用形態(正社員、非正規労働者)、年齢、性別などは様々です。そのため、より効果的な教育とするためには、雇用形態等に配慮することが望まれます。

#### ア 配慮すべきポイント(共通項目)

雇用形態等を問わず、安全衛生教育を実施する際には、次のことを配慮しましょう。

- ① 正社員と非正規労働者など雇用形態等が異なる労働者が一緒に働いている場合は、災害防止のためにコミュニケーションを円滑にすることがとても重要です。
- ② 雇用形態等が異なる労働者が、さまざまな安全衛生活動(KYT など)を一緒に取り組むことは、コミュニケーションを円滑にする効果が期待されます。
- ③ 点検、清掃等の付帯作業や共同作業において、作業者間の対応の食い違いや作業内容の理解の 齟齬が生じないよう留意が必要です。
- ④ 非常時の対応は、実際の非常事態を想定した対応を体験させて、非常時に落ち着いて実行できるようにしておくことがとても重要です。

#### イ 外国人労働者への安全衛生教育において配慮すべきポイント

近年我が国では外国人労働者が増加する傾向にあり、外国人労働者にも同様に安全衛生教育を 実施する必要が生じつつあります。言葉や生活習慣が異なる外国人労働者への安全衛生教育を実施 する際には、次のことを配慮しましょう。

- ① とりわけ意思疎通の不足をきっかけに労働災害が生じるおそれがある場合は、言葉や生活習慣の違いを踏まえた安全衛生対策が必要です。
- ② 言葉だけでは理解が難しいこともあることを踏まえ、イラストや動画などを活用するなど視覚的にも分かりやすい安全衛生教育を心がけることが重要です。
- ③ 道路標識など、注意喚起のための表示・標識は、その内容を理解できるような教育を心がけましょう。

#### ウ 高年齢労働者への安全衛生教育において配慮すべきポイント

高年齢労働者の場合、加齢に伴う身体機能の低下が現れ、労働災害発生の要因になるおそれがあるため、高年齢労働者への安全衛生教育を実施する際には、次のことを配慮しましょう。

- ① 転倒防止対策など、加齢に伴う身体機能の低下の影響を踏まえた安全衛生対策が必要です。
- ② 新しいことへの対応が難しくなる場合が増加する傾向にあることから、繰り返し教育を実施することが重要です。

# 【参考】外国人労働者の安全な作業のために

外国人労働者が安全で健康に働くためには、日々の仕事や安全衛生教育の場面などで使用される 用語を正しく理解することが必要です。

そこで、安全衛生に関連する表示・標識に使用される言葉など、安全衛生に関する基本的なキーワードの一例<sup>6</sup>を示します(※印を付した画像は JIS 規格安全標識の図記号です。)。

	Tachiiri kinshi 立入禁止	
英語	Keep Out	
中国語	禁止进入	
ベトナム語	Cấm vào	
ポルトガル語	Entrada proibida	
ネパール語	प्रवेश निषेध	
タイ語	ห้ามเข้า	
インドネシア語	Dilarang masuk	
タガログ語	Bawal pumasok	
クメール語	ហាមចូល	
ミャンマー語	ပဝင်ရ	

*	Sawaruna 触るな
英語	Do not touch
中国語	不要触摸
ベトナム語	Không được sở vào
ポルトガル語	Não toque
ネパール語	<u>ज</u> ुन मनाही छ।
タイ語	ห้ามจับ
インドネシア語	Dilarang menyentuh
タガログ語	Huwag hawakan
クメール語	ហាមប៉ះពាល់
ミャンマー語	မထိရ

	Teo ireruna 手を入れるな	
英語	Do not put hands in	
中国語	不要将手伸入	
ベトナム語	Không được cho tay vào	
ポルトガル語	Não coloque as mãos	
ネパール語	हात हाल्न मनाही छ।	
タイ語	ท้ามแทย่มือเข้าไป	
インドネシア語	Dilarang memasukkan tangan	
タガログ語	Huwag ipasok ang kamay	
クメール語	ហាមដាក់ដៃចូល	
ミャンマ <b>ー</b> 語	လက်မထည့်ရ	

$\triangle$	Kiken 意味 危険
英語	Warning
中国語	危险
ベトナム語	Nguy hiểm
ポルトガル語	Perigo
ネパール語	खतरा
タイ語	อันตราย
インドネシア語	Bahaya
タガログ語	Babala
クメール語	គ្រោះថ្នាក់
ミャンマー語	အွန္တရာယ်ရှိသည်

<sup>6 10</sup>カ国語対訳単語帳 安全衛生パスポート (中央労働災害防止協会)

#### 【参考】高年齢労働者の安全な作業のために

近年、政府では全員参加型社会である「一億総活躍社会」の実現に向けての取組が進められており、その一環で 65 歳以降の継続雇用延長や 65 歳までの定年延長を行う企業等に対する支援の実施など、高年齢労働者の増加が見込まれています。しかし、それに伴い高年齢労働者の労働災害発生率が高くなる傾向にあります。そのため、高年齢労働者の安全と健康を確保することの重要性が高まっています。特に転倒などでは、高齢化による身体機能の低下による影響が大きく反映されることから、作業の特性や高年齢化の影響などを踏まえた安全対策が必要です。

# 高年齢労働者の課題

- ◆ 身体機能の低下
  - ・筋力の低下 ・視力の低下 ・聴力の低下 ・俊敏性の低下
- ◆ 知識と経験による判断
  - ・ 過去の経験を過信 ・ ルールを軽視する場合も
- ◆ 新しいものへの対応が困難
  - ・集中力 ・記憶力の衰え ・従来(過去)のものへの依存
- ◆ 若年者とのコミュニケーションが不得意
  - ・若い人に質問しづらい

# 高年齢労働者のへの対策

- ◆ 加齢による身体機能の低下を自覚させること
  - ・目、反射神経、判断などの機能
- ◆ 作業環境の整備
  - ・ 重量物の取扱い時は補助具を使用する、または複数人で作業
  - ・ 不安定な姿勢での作業の回避
  - ・ 階段や傾斜に手すりや滑り止めの設置、段差の撤去 (バリアフリー化)・表示
  - ・ 照明の改善、掲示物など文字の拡大
  - ・ 警告音の改善、聴覚だけでなく視覚でも情報伝達する
  - ・ 作業速度の調整、瞬時の判断・反応が必要な作業の回避 など
- ◆ 作業環境による配慮
  - ・機能の低下をカバーする安全な作業方法の確立
  - ・ 経験を活かせる配置
  - ・作業における役割分担の明確化
  - ・十分な教育と効果測定(理解の度合いの確認)
- ◆ ルール順守の徹底
  - ・ルールを守る理由とルールを守らないと何が起こるかの教育(know-why、know-what教育)
  - ・若年者の見本となるように指導
- ◆ コミュニケーションの促進
  - ・管理者等による積極的にコミュニケーション
  - ・ベテランの経験や作業のコツの伝承促進(若年者に学ぶように促す)

# ② 未熟練労働者に対する安全衛生教育の流れ

#### 1. 職場には様々な危険があることを理解させる

警備業は、業務の特性上、第3者による加害など労働災害防止上の難しい要素があること、暗がりでの作業など人間生理学的な面を考慮する必要があること、交通誘導の際には自動車などへの接触による死傷のほか熱中症など、他の産業と比較すると危険と直面する頻度が高いという側面を有しています。

しかしながら、職場にどのような危険が潜んでいるかを知り、理解することで、そのような危険から身を守り、怪我の回避につながります。

特に未熟練労働者に対する安全の第一歩は、「職場にはさまざまな危険がある」ことをよく理解させ、 危険に対する意識を高めさせることです。

ヒヤリ・ハット事例や実際の労働災害事例(あわせて「事例」という)を紹介することは、危険意識の向上や身につけるべき知見を学ぶにあたり優れた教材でもありますが、ただ紹介するだけでは十分な効果が得られません。安全衛生教育を実施する際には、例えば労働者と一緒に「どこに問題があったのか」、その問題を踏まえ「どうすれば災害は防ぐことができたのか」を考える時間を設けることで、事例の理解を深め、安全対策の意味(何を避けるための対策なのか)などを理解することにつながると期待されます。

# 事例を活用した教育のポイント

#### ① 何が起きたのかを紹介する

事例を題材に、「何が起こったのか」をまずは紹介しましょう(事例の概要のみの紹介)。

② どこに問題があったのかを考える時間を設ける

上記の情報をもとに、その事例は「どこに問題があったから発生したのか」を労働者同士で話し合い、自ら考える時間を設けましょう。

③ 安全衛生教育担当者を含めて意見交換する時間を設けましょう

次に、安全衛生教育担当者から「事例の問題点」を示しつつ、労働者と意見交換をしましょう。目的は、答え合わせではなく、意見交換を通じて事例に対する理解を深めることです。

- 4) どうすれば労働災害は防ぐことができたのかを考える時間を設ける
- 上記で挙がった問題点を踏まえ、「どうすれば労働災害は防ぐことができたのか」を再び労働者同士 で話し合い、自ら考える時間を設けましょう。
- ⑤ 再度安全衛生教育担当者を含めて意見交換する時間を設けましょう

再び安全衛生教育担当者から「災害防止のための安全対策」を示しつつ、労働者と意見交換をしましょう。ここでも目的は、答え合わせではなく、意見交換を通じて安全対策に対する理解(何を避けるための対策なのか)を深めることです。

事例は、大きくヒヤリ・ハット事例と実際に発生した労働災害事例に分けられますが、期待される効果は 少々異なります。目的に応じて、安全衛生教育担当者は事例を入手し、安全衛生教育に活用してくだ さい。自社で発生した事例を用いて、実際の現場で解説することで効果的かつ効率的な教育につなが り、より一層理解を深めることが可能になると期待されます。

#### ① ヒヤリ・ハット事例の活用

ヒヤリ・ハット事例は、危険が身近に潜んでいることを理解させるうえで効果的な教材です。本マニュアルでは、イラスト付きで紹介しておりますので、ぜひ活用し、効率的な安全衛生教育の実施に繋げてください。

なお、ヒヤリ・ハットを活用した安全活動の詳細は、「3.(4)ヒヤリ・ハットの活用」を参照してください。

#### ② 実際に発生した労働災害事例の活用

労働災害事例は、実際に危険が顕在化した場合どうなるのかを示し、職場の危険を理解させるうえで効果的な教材です。特に自社で発生した労働災害事例の場合、実体験談を紹介することにつながるため、高い教育効果が期待されます。

本マニュアルでは、代表的な4事例を紹介しておりますので、適宜活用し、効率的な安全衛生教育の実施に繋げてください。

#### ③ 様々な労働災害事例を入手

警備業では、警備対象や警備区分などによって発生する労働災害は様々です。そのため、自社の業務内容に鑑みて、本マニュアルで紹介している事例では適していない場合、適宜厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」や一般社団法人全国警備業協会の労働災害事例集などを活用して事例を入手してください。

# (1) ヒヤリ・ハット事例の活用【資料】

#### ア「転倒」の事例

#### 雨で足を滑らせて転倒しそうになった

#### ▶ 状況

ビル内を巡回中の施設警備員 A さんは、午後から降雨が予想されており、雨具と耐滑安全靴を着用するように指示がされていたが、まだ雨が降っていなかったため普段から着用している靴を履いて巡回を行っていた。屋上の巡回している際に、突然雨が降ってきたので足早に室内に戻ったところ、タイル張りの床に足を滑らせて転倒しそうになった。

# ▶ 主な原因

- ✓ 靴底が雨で濡れた状態で、ビル内を歩いてしまった。
- ✓ 指示に従わず、耐滑安全靴を着用しなかった。

#### ▶ 主な対策

- ✓ 指示された事項には、必ず従う。
- ✓ 降雨が予想される日の巡回の際は、耐滑安全靴を着用する。
- ✓ 吸水マットを設置してもらうよう警備責任者に伝える。
- ✓ タイル張りの床は雨天時に滑りやすいことなど、巡回経路の留意点を共有しておく。

#### くぼみに気付かずに転倒しそうになった

#### ▶ 状況

深夜に工場敷地内を巡回していた施設警備員 A さんは、通路上部の窓が開いていないか、上を見たまま歩いていたため、通路にできたくぼみに全く気付かず、足を引っ掛けて転倒しそうになった。

#### ▶ 主な原因

✓ 周囲が暗い状況であったにもかかわらず、1つの方向(上部)に意識が集中してしまった。

- ✓ 巡回中は上部など一点のみに意識を集中させないようにする。特に周囲が暗い時は、足元に 注意する。
- ✓ 巡回の際に転倒の危険のおそれがある箇所は、改善してもらうよう現場責任者・警備責任 者などに相談する。

#### イ「交通事故」の事例

## 車両停止の合図が遅れ、急ブレーキを踏ませてしまった

#### ▶ 状況

夜間の道路工事現場で車両誘導警備を行っている A さんと B さんは、片側一車線を規制する工事のため、トランシーバーを使用した車両誘導を行っていた。 A さんは、B さんから車両を誘導した報告を受け、前方から来る車両に停止の合図を出そうとした。 しかし夜間勤務の疲れから車両に気づくのが遅れ、停止の合図が遅れてしまったため、急ブレーキを踏ませてしまった。

#### ▶ 主な原因

✓ 車両停止の合図を出すのが遅かった。

# ▶ 主な対策

- ✓ トランシーバーを使用した車両誘導の際は、特にゆとりを持って合図を出すよう心掛ける。
- ✓ 人員配置を考える際は、勤務環境や勤務時間を考慮し、適宜休憩が取れるように 計画する。

#### 道路工事中のパワーショベルにひかれそうになった

#### ▶ 状況

道路舗装工事現場で車両誘導警備を行っていたAさんは、パワーショベルの後方で車両誘導を行っていた。工事作業中のパワーショベルが、後方をよく確認せず発進してしまったが、Aさんはパワーショベルの接近に偶然気づき交通事故を回避することができた。

#### ▶ 主な原因

✓ 工事関係者との連携が密に取れていなかった。

- ✓ 工事関係者との打合せや声掛けを積極的に行い、コミュニケーションをとる。
- ✓ 工事車両の移動範囲を把握しておく。その際は、予期せぬ動きがあることについても 想定しておき、十分気を付けて行動する。

#### ウ「墜落・転落」の事例

#### 階段を踏み外して、転落しそうになった

#### ▶ 状況

夕方に工場敷地内の施設警備を行っていたAさんは、夏季の日没を想定して巡回警備を行っていたため、周囲が暗くなってきたにもかかわらず、懐中電灯を装備していなかった。そのため、足元が見にくくなり、非常階段を巡回中に足を踏み外して転落しそうになった。

#### ▶ 主な原因

✓ 階段を降下する際に、足元が見にくかった。

#### ▶ 主な対策

- ✓ 転落の危険のおそれがある場所には、照明をつけてもらうように現場責任者・警備責任者に 相談する。
- ✓ 夜間や暗がりでは、足元を懐中電灯などで必ず照らすように心掛け、季節変動による日没の 時間変化などにも十分留意する。

#### 蛍光灯の交換の際、イスから転落しそうになった

#### ▶ 状況

機械警備を行っている A さんは、拠点の蛍光灯が切れていることに気付いて、蛍光灯の交換をしようとした。脚立を持ってくるのが面倒であったため、自席のイスの上に乗って蛍光灯を交換しようとしたところ、キャスターが動き転落しそうになった。

#### ▶ 主な原因

✓ 不安定なイスの上で作業してしまった。

- ✓ 高所作業の際は、必ず脚立を使用する。
- ✓ また、脚立を使用する際には、正しく安全な使用方法を心掛ける。 「4.(5)「墜落・転落」災害防止のポイント」参照

#### エ「はさまれ」の事例

#### トラックの誘導中に電信柱とトラックの間にはさまれそうになった

#### ▶ 状況

十字路での道路工事で、トラックの交通誘導に従事していた警備員が、後進してきたトラックと電信柱にはさまれそうになった。

#### ▶ 主な原因

✓ 電信柱とトラックの間に立って誘導を行っていた。

#### 主な対策

- ✓ 交通の流れだけに気を取られず、足元や後方の障害物を見落と さないよう周囲の状況を把握する。
- ✓ 車両は思いがけない動きや操作ミスが生じるおそれがあるため、 安全な場所を確保してから誘導する。
- ✓ 狭い道路などでは運転手から警備員が見えづらいことがあるため、安全な位置を選定すると同時に必要に応じて警笛を吹鳴する。

# 風が強い日に、鉄扉にはさまれそうになった

#### ▶ 状況

工場敷地内を巡回中の施設警備員のAさんは、数分の巡回後すぐに工場を出ることを考え、鉄扉を開放したまま工場内を巡回していた。巡回後工場から出ようとしたところ、強風によって急に鉄扉が閉まり、手をはさみそうになった。

#### ▶ 主な原因

✓ 外の環境(強風)を考慮せずに、扉を開放したままにしてしまった。

- ✓ 扉を開放する際は、周囲の環境、状況を十分考慮する。
- ・ 鉄扉などの重量物があるなど、巡回経路の危険な箇所については、警備開始前に情報共有しておく。

# 【参考】工事現場などで使用される特殊車両等

工事現場や建設現場などでは、様々な作業を効率的に行うための特殊車両が使用されています。これらの特殊車両は、作業の効率化などの観点から重要な役割を担っている一方で、大型かつ重量物であることが多いことから、接触すると重大な労働災害につながるおそれがあります。そのため、予めその車両の操舵特性などを把握することは、周囲の人や車両に対する危険予知や接触防止につながります。

#### 1. ショベルローダー【車両系荷役運搬機械】

前方にパワーショベル、バケットを備えた特殊自動車。労働安全衛生法において車両系荷役運搬機械の種類として分類されています。主に工事現場などにおいてトラックへ土砂などの積込、農場で堆肥等の積込などに使用され、降雪地帯では除雪作業にも用いられています。地表面より上にある資材(土砂、堆肥、雪等)をバケットですくい上げるように持ち上げ、トラックの荷台等へ積込ができますが、地表面より下に穴を掘ることはできません。



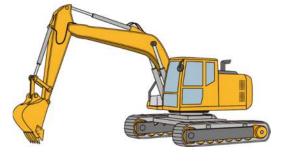
#### 2. ホイールローダー【車両系建設機械(整地・運搬・積込み用機械)】

ホイールローダー(ホイール式トラクタショベル)は、トラクタ系建設機械のうち、トラクタにバケットを備えた特殊自動車。車輪は4輪駆動で、操舵は前輪と後輪の間の車体が折れ曲がる中折れ式 (アーティキュレート(車体屈折))であり、軌跡は前輪と後輪が一緒であるため、内輪差や外輪差は発生しません。



# 3. ドラグ・ショベル (バックホウ、バックホー) 【車両系建設機械(掘削用機械)】

ドラグ・ショベルとは、油圧ショベルと総称される建設機械のうち、ショベル (バケット)をオペレータ側向きに取り付けた形態で、バックホウ (バックホー)やユンボとも呼ばれる特殊車両。オペレータ側向きのショベルでオペレータは自分に引き寄せる (抱え込む) 方向に操作します。地表面より低い場所の掘削に適しています。



#### 4. フォークリフト【車両系荷役運搬機械】

フォークリフトは、荷を積載するフォーク、ラムなどの装置及びこれを上下させるマストを備えた動力付き荷役運搬車両であり、工場や倉庫といった構内において、荷物の積卸し、搬送等に用いられています。

フォークリフトの特徴と、使用する上での留意点は、次のとおりです。



- ① フォークリフトは、パレットに積まれた荷物のみならず、上記のイラストのようにアタッチメントを装着する ことで、多様な荷姿の荷物の荷役運搬を行うことができる。また小型から大型までの幅広い機種構 成を持っており、荷物の荷重や作業環境に応じた最適な機種を選ぶことができる。
- ② ハンドル切れ角度が大きく、車体が小型化されているので小回りが利く。基本的に後輪操舵である。なお、積荷を必要以上に高くしたり、フォークの先端近くに積んで急旋回等を行うと、転倒するおそれがある。
- ③ マストやフォーク等の荷役装置が前方に装着されているので、前方の視界が制限される。
- ④ 公道では、荷物を積載したまま走行したり、荷役運搬作業を行うことはできない。

#### 5. ユニック車【移動式クレーン】

クレーンを装備したトラックの通称。トラッククレーンの 一種。労働安全衛生法において移動式クレーンとし て分類されています。トラックの荷台または運転席と荷 台の間に取り付けられたクレーンを使って重量物を荷 台に積み込み、運搬することができます。「ユニック」は 登録商標。トラック搭載型クレーン。クレーンの操作に は労働安全衛生法に基づく資格が必要(吊り上げ



荷重により資格の種類は異なります)であるとともに、クレーンに荷をかけたり外したりする作業も、別途 玉掛けの資格が必要です。

上記以外にも、ロードローラーやタイヤローラー、アスファルトフィニッシャーなどの特殊車両も使用されています。詳細は、警備員教育教本 交通誘導警備業務・雑踏警備業務編(一般財団法人全国警備業協会)などを参照してください。

#### 【参考】交通誘導警備業務用機材

交通誘導警備業務では、一般車両の往来があり、特に深夜などでは周囲が暗く車両の運転手から警備員が見えにくいことなどからも接触による労働災害につながるおそれがあります。特に高速道路などでは高速で走る車両と接触すると重大な労働災害や一般車両が他の車両や作業員に衝突するなどの大規模な二次災害につながるおそれがあります。そのため、交通誘導警備業務用資機材の機能、使用方法などを把握することは、現場の安全確保や通行者や一般車両などとの接触防止などにつながります。

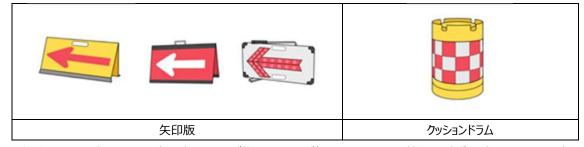
#### 1. 標示板(例)



掲示板等の設置にあたり、特に下記に注意しましょう。

- ① 車両と掲示板等との接触のおそれがあるため、交通誘導員を配置し安全を確認しながら設置作業を行いましょう。
- ② 原則として、交通の流れの上流から下流に向けて設置作業を行いましょう。
- ③ 工事の進捗に合わせて通行者や車両の運転手からよく見えるような設置位置や高さ、角度をチェックし、適宜移動しましょう。
- ④ 夜間は、作業場所を照明で明るく照らし、実際に状態が見えるように配慮しましょう。
- ⑤ 掲示板等は、強風や通行車両の風圧に耐えられるように設置しましょう。

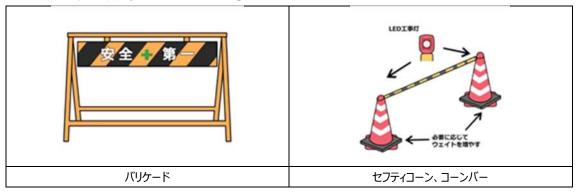
#### 2. 矢印板(進路指定標示板)、クッションドラム



矢印板には、折りたたみ式や夜間用など様々なものが知られています。状況に応じて適したものを選択して設置しましょう。

クッションドラムは、内部に水袋や砂袋が入っており、車両等の衝突時の衝撃を緩和する機材です。縦方向に複数のクッションドラムを設置することでより効果的に衝撃を緩和することができます。

# 3. バリケード、セフティコーン、コーンバー等



バリケード等の設置にあたり、特に下記に注意しましょう。

- ① バリケードを連続して置く場合は、間隔を空けないように設置しましょう。
- ② バリケードの間には、セフティコーンや保安灯などを置いて規制区域を囲んで区域を明確にしましょう。

# 4. 警告灯、回転灯、工事用信号機、誘導□ボット



近年照明には、LED を使用したものが主流となっています。

上記以外にも、様々な表示板やネオンチューブなどが用いられています。詳細は、警備員教育教本 交通誘導警備業務・雑踏警備業務編(一般財団法人全国警備業協会)や道路工事保安施設 設置基準などを参照してください。

# (2) 労働災害事例の活用【資料】

#### 道路拡幅工事で車両の誘導中にドラグ・ショベルにひかれる<sup>7</sup>

#### ▶ 状況

事業場規模	5~15名	
災害の種類	はさまれ・巻き込まれ	
加宝字粉	死亡者数:1名	休業者数:0名
被害者数	不休業者:0名	行方不明者数:0名

- ✓ 県道の拡幅等路盤整備工事現場において一般車両を交通誘導する作業中に発生したもの。
- ✓ 工事用車両を現場に入れるため、一般車両の交通誘導に被災した警備員 (警備員 A) を含め 2名の警備員が従事しており、災害発生当日、前日の作業後に置かれたバリケード近傍で交通誘導を行っていた。
- ✓ 工事現場では、ドラグ・ショベル 1 台、ダンプトラック 2 台などを使用して、新設側溝と既設側溝間 の掘削、既設側溝の撤去、掘削溝への砕石の投入、床均し、砕石の締め固めを実施していた。
- ✓ 掘削作業後、掘削溝にダンプトラックから投入された砕石をドラグ・ショベルで粗均し、さらに機体を 前後に走行させながら砕石に圧力をかける作業を行っていたところ、右側前方で警備員 A が倒れ ている状態で発見されたが、ドラグ・ショベルで頭部をひかれており、死亡していた。
- ✓ 警備員 Aは、入社 2年目の未熟練労働者であった。
- ✓ ドラグ・シャベルの運転手は、現場の作業責任者も兼ねていた。



#### 主な原因

- ① 後方を十分に確認しないでドラグ・ショベルを後退させたこと
  - ✓ ドラグ・ショベル (機体質量 5,660kg) の運転手は、ドラグ・ショベルを敷き均しのため前後進させているときに、後退に先立って警備員 A が朝に指示した離れた位置で誘導していることを確認してはいた。
  - ✓ しかし、新しい側溝を履帯で傷つけないようにと側方に注意しながら運転していたこともあり、警備員 A が誘導位置を移動しているか否かを十分に確認していなかった。

26

<sup>7</sup> 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「労働災害事例」

#### ② 交通誘導員の誘導位置が不適切

✓ 警備員 A は、作業箇所に近い側道から出てきた一般車両を誘導しようとして、所定の位置からドラグ・ショベルが前後進しながら作業を行っている箇所に移動してきたものと推定される(目撃者なし)。

#### ③ 作業計画・手順が不明確

- ✓ 作業の進行に伴い、作業箇所も刻々と変化していく一方で、その変化を踏まえた作業計画・作業手順が明確に定められていなかった。
- ✓ 併せて、全体の作業を監視する者の指名なども行われていなかった。

#### 主な対策

- ① 作業計画・手順を明確に定めること
  - ✓ 道路の拡幅、改修等の作業は、道路の一部の交通規制を行って実施することが少なくないが、このような作業では作業箇所が刻々と変化するほか、作業にはかなり大型の車両系建設用機械、大型のダンプトラック等を使用することが多いので、あらかじめ無理のない安全な作業計画・手順を明確に定め関係作業者に徹底すること。
  - ✓ 天候等の理由で作業期間が短くなるような場合には、配置する機械、作業人員、監視人等 についてあらためて検討し、必要な計画等の変更を行うこと。
- ② 交通誘導員の適正配置を行うこと
  - ✓ 一般車両の通行を一部制限して道路工事を行う場合には、作業計画の上で必要な人員の 配置を必ず行うとともに、交通誘導員の位置、移動の範囲について明確な指示を行うこと。
  - ✓ 配置された交通誘導員には経験の差があるので、当日に配置された誘導員の経験等を確認 し、誘導内容、危険度に応じた配置を行うこと。
  - ✓ ドラグ・ショベルなどの重機車両の運転に際しては、後方確認を確実に行うことを徹底するとと もに、交通誘導員との合図、誘導要領等についてあらかじめルールを定めておくこと。
- ③ 作業開始前等の指示等を明確に行うこと
  - ✓ 道路の改修工事等では、刻々と変化する作業に応じて必要な指示を行うことが必要であり、 一日の作業開始前だけではなく、午後の作業開始前など状況の変化に応じて作業手順、バ リケード等の必要な安全対策などについて確認を含めた打合せを行い、必要に応じて作業全 体を指揮・監視する者の配置を変更すること。
  - ✓ 現場の作業責任者が自ら重機の運転を行うような作業人員の配置は、現場全体の安全管理を十分に行えない場合が少なくないので、あらかじめ計画作成の段階で専任等を検討すること。

#### 炎天下の屋上駐車場で車両の誘導・整理の作業中、熱中症に罹る

#### ▶ 状況

事業場規模	16~29名	
災害の種類	高温環境	
<b>加宝老粉</b>	死亡者数:1名	休業者数:0名
被害者数	不休業者:0名	行方不明者数:0名

- ✓ スーパーの屋外駐車場において車両を誘導・整理する作業中に発生したもの。
- ✓ 8 月の炎天下の中、スーパーの屋外駐車場での車両の誘導及び整理に被災した警備員 (警備員 B) を含む 6 名の警備員が従事しており、災害発生当日、は前日・前々日も同様の業務を行っていた。
- ✓ 発災当日の午後 4 時頃に、警備員 B は、現場責任者に対して気分が悪いと訴えたが、大丈夫と 言いながら作業に戻ったものの、30 分ほど経過したとき、現場責任者は、警備員 B の顔色が悪い のに気付き、自社の車に乗せて直射日光を避け、濡れタオルで顔を拭くなどしてしばらく休憩するよう 指示し、その場を離れた。
- ✓ 午後 5 時過ぎに、他の警備員が、警備員 B が車にいないことに気付き、現場責任者に報告のうえ、付近を探したところ、駐車場のフェンスの外側で嘔吐して倒れている状態で警備員 B が発見された。
- ✓ 直ちに警備員 B を病院に収容したが、熱中症により翌朝死亡。



#### ▶ 主な原因

- ① 連日の炎天下での業務により体調が悪化していた
  - ✓ 勤務場所である屋外駐車場において、連日 35 度を超える炎天下にさらされていたことから、体 温調節機構の失調、体温または脳温の上昇を伴う中枢神経障害などを起こしたものと思われ る。
- ② 十分な休憩が確保されていなかった
  - ✓ 炎天下での屋外作業を行うに際して、十分に休憩をとることなく、長時間肉体労働に従事して いた。
- ③ 熱中症に対する知識が不足していた
  - ✓ 警備員 B は熱中症に関する知識が不足しており、自らの身体の不調が熱中症によるものと気付かなかった。

✓ 現場責任者をはじめ同僚の警備員たちも、熱中症に関する知識が不足していたため、応急措置や医師の診察を受けるなどの措置が不十分あった。

#### 主な対策

- ① 健康状態を考慮して休憩時間を確保すること
  - ✓ 気温条件、作業内容、労働者の健康状態等を考慮して、作業休止時間や休憩時間を確保 すること。
- ② 特に炎天下での長時間作業は熱中症に配慮すること
  - ✓ 作業場所にスポーツドリンクを備え付ける等水分や塩分が容易に補給できるようにすること。
  - ✓ 服装は、熱を吸収、保熱しやすい服装は避け、吸湿性、通気性の良いものとし、通気性の良い帽子等を着用させること。
- ③ 熱中症に関する教育を行うこと
  - ✓ 特に炎天下での作業に従事するおそれがある場合は、熱中症の症状、熱中症の予防方法、 緊急時の救急措置、熱中症の事例などについての教育を実施すること。
  - ✓ 万が一に備え、病院、診療所等の所在地、連絡先を把握するなど緊急連絡網をあらかじめ作成し、関係者に周知すること。
  - ✓ 少しでも熱中症の症状が見られた場合は、救急措置として涼しいところで身体を冷し、水分および塩分の補給を行い、必要に応じ医師の手当を受けさせること。

# STOP! 熱中症 今和元年5月~9月 クールワークキャンペーン

# 熱中症予防対策の徹底を図る -

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、 400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めてい ます。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

# 事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。 確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!



【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁(農林水産省、国土交通省、環境省)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R元.5)

30

#### キャンペーン期間(5月1日~9月30日) □ 暑さ指数 (WBGT値) の把握 STEP 1 JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。 暑き指数計の例 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、 STEP 2 測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。 П 暑さ指数を下げる ための設備の設置 2 4 4 20 1 1 1 休憩場所の整備 体 体 体 1 5 5 5 5 5 5 5 5 5 涼しい服装など 作業時間の短縮 暑さ指数が高いときは、単独作業を控え、暑さ指数に 応じて作業の中止、こまめに体験をとるなどの工夫をしましょう。 暑さに慣れるまでの間は十分に休願を取り、 П 熱への順化 1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。 のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。 水分・塩分の摂取 健康診断結果に ①糖尿病、②离血圧症、③心疾患、④臀不全、 5 精神・神経関係の疾患、6 広範囲の皮膚疾患、7 勝首、 ®下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。 基づく措置 医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。 前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか 日常の健康管理 当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認 など しましょう。熱中症の具体的症状について説明 し、早く気付くことができるようにしましょう。 労働者の健康状態 作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態を よく確認しましょう。 の確認 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、 STEP 巡視などにより、次の事項を確認しましょう。 □ 暑さ指数の低減対策は実施されているか □ 異常時の措置 □ 各労働者が暑さに慣れているか ~少しでも異変を感じたら~ □ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか ・一旦作業を離れる □ 各労働者の体調は問題ないか ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない □ 作業の中止や中断をさせなくてよいか 重点取組期間(7月1日~7月31日) 一権面明け □ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。 □ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。 □ 水分、塩分を積極的に取りましょう。 □ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。

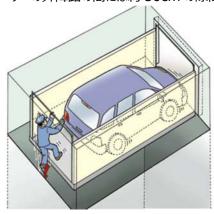
□ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。□ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。

#### 警備会社の作業者が屋上の駐車場から自動車専用エレベーターに誘導中、搬器から墜落

#### ▶ 状況

事業場規模	300~999名	
災害の種類	墜落•転落	
加宝老粉	死亡者数:1名	休業者数:0名
被害者数	不休業者:0名	行方不明者数:0名

- ✓ 自動車専用エレベーターへ車両を誘導する作業中に発生したもの。
- ✓ 警備員 C は、自動車を運転手ごとエレベーターに誘導のうえ一緒にエレベーターに乗り込み、操作盤を用いて昇降を行う業務を行っていた(操作盤は自動車から操作可能)。
- ✓ 発災当日、警備員 C は、屋上まで自動車を搬送した後、乗り込んでくる自動車をエレベーターに乗せるため、後ろ向きで後退しながら誘導したところ、エレベーターの床(搬器の床)と昇降路の隙間 (約50cm) から転落したもの。
- ✓ エレベーターは油圧式で、自動車が運転者ごと 1 F の入り口から搬器に乗り込み、屋上で 1 F とは 反対側の出口から出ることができる構造になっている。
- ✓ 内部の搬器の左右は高さ 1.8m の囲いが設けられているが、前後には、出入り口に扉は取り付けられておらず、搬器とエレベーターの昇降路の間には約 50cm の隙間が開いていた。



#### 主な原因

- ① 搬器に人が直接乗用することは禁止されていたが、誘導者を乗せていた
  - ✓ 元々は自動車の運転手が、車内に乗ったまま操作盤を操作するため、搬器の出入り口には扉が設けられていない特別な構造のエレベーターとして製造許可され建物に設置されていたが、搬器に人が直接乗用することは禁止されていた。
  - ✓ 建物の所有者の変更に伴い、業務の形態も変わったところ当該エレベーターは、当該エレベーターの詳細を把握しないまま使用していた結果、搬器に直接誘導者が搭乗してエレベーターを操作することとなっていた。
- ② 安全なエレベーターの使用方法に関する指示が不十分であった
  - ✓ 操作盤に乗用禁止の表示があるものの、搬器に直接誘導者を常用させて操作させるなど、取り扱いに関する施設管理会社(依頼元)から十分な指示がなかった。
  - ✓ 安全な乗用方法などに関する打合せも十分に行われていなかった。

#### ▶ 主な対策

- ① エレベーターの搬器の出入り口に扉を設け、自動車から昇降の操作ができないようにすること ✓ 搬器の出入り口に扉を設け、エレベーターの内部から昇降操作ができない方式に改めること。
- ② エレベーター等の設備の安全な取り扱い方に関する指導をすること
  - ✓ 業務委託者は、設備を使用させる際に安全な取り扱い方に関する指導を行い、安全に作業が 遂行できるよう指導すること。
  - ✓ 受託業者に取扱説明書の写しを交付するなど、安全作業について十分な打合せを行う必要がある。
- ③ 業務受託者は安全な取り扱い方に関する指導を受けること
  - ✓ 他社に出張して、その設備を使用する場合には、設備を貸与される会社から安全な取り扱い 方について説明を受け、作業者に周知徹底すること。
- ④ 業務委託者においても現場の安全管理を徹底すること
  - ✓ 業務を委託する事業者(設備を管理する事業者)においても、定期的に安全パトロールを実施し、作業の安全を確認するとともに、その他リスクについても点検・把握すること。
  - ✓ 初回は作業開始時に安全パトロールを行うことが必要である。

#### 発電所の構内を自動車で巡回中、海中に転落

#### ▶ 状況

事業場規模	16~29名	
災害の種類	おぼれ	
<b>加宝老粉</b>	死亡者数:1名	休業者数:0名
被害者数	不休業者:0名	行方不明者数:0名

- ✓ 発電所敷地内の巡回警備中に発生したもの。
- ✓ 原子力発電所の守衛、構内の巡回警備を行うため、常時約 30 名の警備員が常駐しており、二人一組で、発電所全域、建物の周囲、境界線付近の監視柵の点検、防波堤、物品揚卸場および灯台の点灯点検などの巡回警備を、車両を用いて実施している。
- ✓ 発災当日、警備員 D と E は、定められた順路で敷地内の巡回を開始し、18:15 頃に岸壁の物品揚卸場に到着して入口ゲートを開けた後、D はゲートの監視のため車を降り、E は一人で車を運転して物品揚卸場に向かったところ、物品揚卸場の西側の海中に車両ごと転落したもの。
- ✓ 岸壁付近は悪天候のため視界が悪く、境界線が不鮮明であったことに加え、設置されていた照明 も点灯されていなかった。



#### 主な原因

- ① 海との境界線が不鮮明であった
  - ✓ 日没までは、約 1 時間あったが、天候の悪化により岸壁付近が通常よりも暗くて境界線が明らかでなかった。
  - ✓ 岸壁にはジブクレーンが設置されており、必要な時にはその照明を点灯することができるようになっていたが、当時は点灯されていなかった。
- ② 転落防止のための措置が不十分であった
  - ✓ 物品揚卸場の運搬道路の 3 方の道路端には、高さ 15cm、奥行き 19cm、長さ 90~ 200cm の車止めが設置されていたが、巡回警備に使用しているジープを止めるには不十分な高さであった。
  - ✓ 岸壁の手前に蛍光塗料による警告ライン等も表示されていなかった。
- ③ 巡回についての要領、手順が不明確であった
  - ✓ 悪天候時における岸壁付近の巡回に関する委託事業者などからの指示はなく、常駐者の個々の判断で省略等が行われていた。
  - ✓ ジブクレーンの照明の点灯についても特段の指示はなかった。

#### ▶ 主な対策

- ① 転落防止措置を十分に実施すること
  - ✓ 車止めの高さ・幅は、巡回が想定される車両の高さを踏まえた高さとすること。
  - ✓ 作業をしていない場合は車止めの手前にバリケードや警告ロープを設置すること。
  - ✓ 岸壁手前から十分な距離をとった路面に蛍光塗料による警告表示を行うこと。
  - ✓ 岸壁付近の巡回時に使用できる照明設備を設置し、特に悪天候時は使用すること。
- ② 巡回要領、手順を明確に定め、周知徹底すること
  - ✓ 巡回時間、経路のほか、悪天候時の省略などの判断基準等について明確に定めること。
  - ✓ 岸壁付近の巡回時の照明点灯手順などを定めること。
  - ✓ 車両の安全な運行速度を定め、徹底すること。
  - ✓ 施設管理者、委託事業者は、随時パトロールなどを実施し、その状況を確認すること。

#### (3) その他労働災害事例(参考)

警備業における労働災害事例は、前述した事例以外に厚生労働省「職場のあんぜんサイト」などで公開されております。適宜情報を収集し、安全衛生教育に活用してください。

#### ア 職場のあんぜんサイト「労働災害事例」より抜粋

- ① 交通警備員である被災者は、意識不明の状態で仰向けに倒れているところを発見された
- ② 道路拡幅工事で車両の誘導中にドラグ・ショベルにひかれる
- ③ 警備会社の作業者が屋上の駐車場から自動車専用エレベーターに誘導中、搬器から墜落
- ④ 道路清掃作業に従事していた作業員が熱中症にかかる
- ⑤ 炎天下の屋上駐車場で車両の誘導・整理の作業中、熱中病に罹る
- ⑥ 橋脚工事現場付近を船で警戒中に河川に転落
- ⑦ 発電所の構内を自動車で巡回中、海中に転落
- ⑧ ドラグ・ショベルをトラックに積み込む作業中に誘導者をひいた
- ⑨ 道路舗装工事現場で、交通誘導員が路面切削機にひかれる
- ⑩ 道路舗装現場において、警備員がローラーに激突される
- (1) カーリフトに乗って上昇中、搬器とフェンスとの隙間から墜落
- ② 道路の掘削工事現場内で、バックしてきた工事用トラックにひかれる
- ③ 道路の舗装工事で車両の誘導をしていた警備員がローラーにひかれる
- ④ 鉄骨・鉄筋コンクリート造り家屋建築工事における移動式クレーンの転倒
- ⑤ エレベーターに閉じ込められた乗客を助けようとして昇降路内へ転落
- (6) 下水道工事を推進工法で施工中、立坑内で酸素欠乏により死亡、救助の 2 名も被災
- ① 消火設備の点検時における酸素欠乏症

※上記②③⑤⑦は本マニュアルにて紹介

#### イ その他労働災害事例集等

- ① イラストで学ぶ最近の労災事故からの教訓 30 (一般社団法人全国警備業協会)
- ② SECURITY TIME 10月号(労災特集号)(一般社団法人全国警備業協会)
- ③ ADIC データベース(特定非営利活動法人災害情報センター)

#### 2. 「かもしれない」で危険の意識を持たせる

職場には危険があり、常に労働災害が発生する可能性があるということを理解させるため、「かもしれない」を常に意識することで、危険に対する感性を高めて安全な作業に繋げる方法が知られています。

#### 「かもしれない」意識を持って作業をしましょう!

#### ■ モノの「かもしれない」

車両は急に動く、頭上から重量物が落ちてくる、 積荷が崩れてくる「かもしれない」。そのような「モノ」 に起因する危険が発生するかもしれないということを 意識させましょう。

#### モノは

- · 動く
- ・回る
- ・飛ぶ
- ・落ちる
- ・抜ける
- ・燃える
- ・倒れる
- ・くずれる
- ・爆発する
- ・漏れる



#### ヒトの「かもしれない」

人は、車両が近付いていることに気付かない、急に人が飛び出してくる、ほんの少しの段差でつまずく、高いところから落ちる「かもしれない」。そのような「ヒト」に起因する危険が発生するかもしれないということを意識させましょう。

#### ヒトは

- ・落ちる
- ・腰を痛める
- ・ころぶ
- ・はさまれる
- ・巻き込まれる
- ・当たる
- ・当てられる
- ・やけどする
- ・感電する



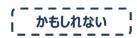




#### ■ 環境の「かもしれない」

気温が高いと熱中症になる、暗いと足元や周囲が見づらくなる「かもしれない」。そのような「環境」に 起因する危険が発生するかもしれないということを意識させましょう。







#### 気温が

# 温が 周囲が

- ・暗い(足元が見づらい)
- 低い (寒い)

· 高い (暑い)

・明る過ぎる(逆光)

#### 作業場が

- · 高い (転落するおそれ)
- ・脆い(倒壊のおそれ)

#### 37

#### 例えば、次のような危険が発生するかもしれません。

- ◆ 車両が急に「動き出すかもしれない」
- ◆ 通行止めにしていても「車両が進入してくるかもしれない」
- ◆ 車両の運転席から「自分が見えていないかもしれない(死角に入っているかもしれない)」
- ◆ 交差点から急に「車両や人が飛び出してくるかもしれない」
- ◆ 屋外で作業をしていると「(自分/仲間が)熱中症になるかもしれない」
- ◆ 明りがないと、「段差に気付かないかもしれない」「何かにつまずいて転ぶかもしれない」
- ◆ 周囲がうるさいと「指示が聞こえていないかもしれない」



#### 3. 災害防止の基本を教える(その1)【安全衛生のルールや活動の意義を理解させる】

#### (1) 安全な作業は正しい服装と姿勢、報告・連絡・相談(ホウ・レン・ソウ)から

警備業務の実施に際しては、必ず人との接触があります。安全かつ円滑な警備業務の実施のためにも、周囲の人との良好なコミュニケーションを保つことが重要です。そのため、正しい制服の着用と、正しい姿勢(身だしなみ)を意識し、信頼を得られるよう努めることを意識させましょう。また、僅かな異変が大きな事件・事故につながるおそれもあるため、異変に気付いた場合は周囲や警備会社・契約先などに報告・連絡・相談を実践することの重要性を理解させましょう。

#### ア 服装・装備の基本

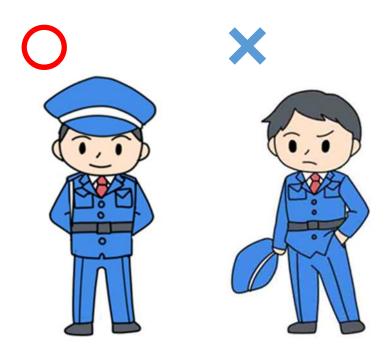
- ① 定められた服装・装備を着用しましょう。
- ② 常に清潔感を保つため、汚れやしわがないよう手入れを心がけましょう。
- ③ 不要なものや私物を持ち込まず、常に周囲の目を意識しましょう。
- ④ 身分証明書や社章、腕章を正しく着用しましょう。
- ⑤ 特に交通誘導を行う警備員は、ヘルメットのほか、反射チョッキなどを着用し夜間でも車両の運転手などから見えやすいようにしましょう。
- ⑥ 朝礼時などに服装・装備の相互チェックを実施することも効果的です。



LED 内蔵反射チョッキ

#### イ 勤務姿勢の基本

- ① 胸を張り、背筋を伸ばして警備にあたりましょう。
- ② 時間と気持ちに十分な余裕を持って配置につきましょう。
- ③ 勤務中は正しい姿勢を保ち、周囲を見渡せるよう広い視野を保ちましょう。
- ④ 行動はテキパキと、無駄なく行いましょう。
- ⑤ ポケットに手を入れて勤務すると、とっさに手が動かせないうえに好感を持たれないため注意しましょう。



#### ウ 報告・連絡・相談(ホウ・レン・ソウ)の実践

- ① 異変だけではなく、ミスやトラブルは速やかに報告しましょう。早期解決につながります。
- ② 5W1H を意識して正確に情報を連絡(伝達)しましょう。
- ③ 自分で解決できない問題はそのままにせず周囲に相談しましょう。
- ④ 些細なことであっても、異変を感じたら上司や警備会社、契約先などにホウ・レン・ソウしましょう。

#### (2)警備指令書の確認と順守

#### ア 警備計画書の基本

警備計画書は、警備業務の具体的な内容を定めたものです。警備業務の実施に際しては、この警備計画書に基づいて各警備員への警備指令書が作成されています。警備指令書には、警備員に警備の内容や手順、巡回ルート、緊急時の対応方法などが明記されているため、警備の実施にあたり、十分に解説するとともに注意事項などを理解させ、警備指示書の順守を徹底させましょう。

なお、ホウ・レン・ソウを徹底することで警備指令書の不備などが明確になることもあるため、その場合は、より安全かつ円滑な警備となるよう適宜警備指令書を見直すことも大切です。

#### イ 警備指令書順守の励行

#### 警備指令書順守の励行【施設警備】

#### ◆ 警備指令書にそって作業しましょう

- ① 警備計画書や警備指令書の内容や施設の規定などをしっかり把握しましょう。
- ② 昇降機、防火シャッター、防火扉などの設備や電子錠、鍵などの取扱い方法や管理方法はあらか じめ確認しましょう。
- ③ 安全上やるべきこと、やってはいけないことを関係法令や規定・ルールを確認のうえ順守しましょう。
- ④ 定められた経路、ルール(夜間は懐中電灯の使用など)を守り、安全に巡回しましょう。
- ⑤ 前任者から業務を引き継ぐ際には、安全面の注意点などを聞いておきましょう。
- ⑥ 分からないことがあれば、そのままにせず必ず責任者や前任者に確認しましょう。
- ⑦ 慣れによる怪我には注意し、軽はずみな行動や無理な動作は避けましょう。
- ⑧ 警備実施要領の急な変更の打診があった場合は、警備員指導教育責任者に必ず相談し、助言をも らいましょう。

#### 警備指令書順守の励行【交通誘導警備】

#### ◆ 警備指令書にそって作業しましょう

- ① 警備計画書や警備指令書の内容や作業工程などをしっかり把握しましょう。
- ② 定められた装備品(手旗・誘導灯、警笛、トランシーバーなど)は正しく身につけるとともに、特に電池で作動する装備品はきちんと動作することや電池の残量を確認しましょう。
- ③ 特に夜間は、夜行性・反射性のあるベスト(反射ベスト)は必ず装着し、車両の運転手などから 見やすいようにしましょう。
- ④ 交通誘導警備業務用資材(セフティコーンなど)を設置する際だけではなく撤去時も、警備指令書に順守するとともに車両にも注意しましょう。
- ⑤ 安全上やるべきこと、やってはいけないことを関係法令や規定・ルールを確認のうえ順守しましょう。
- ⑥ 分からないことがあれば、そのままにせず必ず責任者や前任者に確認しましょう。
- ⑦ 慣れによる怪我には注意し、軽はずみな行動や無理な動作は避けましょう。
- ⑧ 警備実施要領の急な変更の打診があった場合は、警備員指導教育責任者に必ず相談し、助言をもらいましょう。

#### ウ【参考】警備計画作成時及び工事開始前の注意事項(交通誘導警備)

- ① 適正人員の確保
  - 交通誘導業務(警備)実施日の工事現場の作業延長及び工事の特性等を考慮し、適正な人数の警備員を確保しましょう。
- ② 車両系建設機械、荷役運搬機械等を用いる場合の作業計画の周知 建設工事現場において、交通誘導業務を行わせる場合は、あらかじめ元請事業場に対し、車両系 建設機械、荷役運搬機械等での作業に関する作業計画の提供を求め、警備計画書、警備指令 書等において、交通誘導業務(警備)実施者に業務内容を周知しましょう。
- ③ 交通誘導業務(警備)を行う場合の誘導位置(立ち位置)の確認 元請事業場及び関係事業場との間で、誘導位置(立ち位置)について、事前に打合せを実施すること。現場の状況の変化に応じて、必要に応じて柔軟に調整しましょう。
- ④ 合図を行う際の留意事項 元請事業場及び関係事業場との間で、合図の方法・動作等について、事前に打合せを実施しましょう。

なお、建設工事現場において、工事関係車両等を移動させる場合、工事開始前に必ず誘導合図を 必要とする場合と誘導合図を必要としない場合について打合せを行い、双方がこれを遵守しましょう。

詳細は、愛媛労働局松山労働基準監督署「警備業(建設現場等の交通誘導業務)における 安全対策 はどを参照してください。

#### エ【参考】夜勤勤務を含む警備計画書・警備指令書作成時の注意事項(1号業務など)

#### ① 適正人員の確保

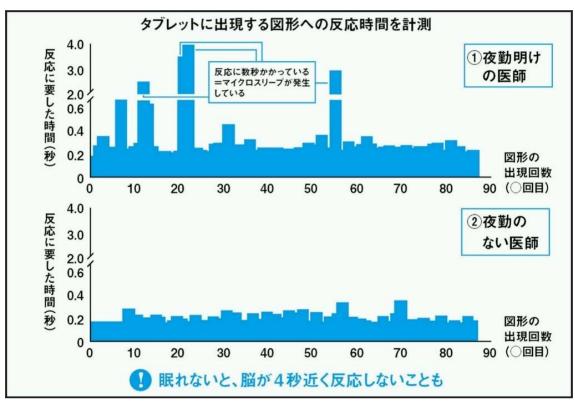
集中力の低下により、予期せぬ事故が発生するおそれがあるどころか業務自体に支障をきたすおそれがあるため、十分な休憩時間(睡眠時間)を確保することを前提に、適正な人数の警備員を確保のうえ警備計画書を作成しましょう。

#### ② 集中力の低下を考慮

特に機械警備業務などでは夜勤を伴うが、夜勤の場合は集中力の低下が避けられないことを前提に、業務上の留意事項や休憩時間(睡眠時間)について記載された警備指令書を作成しましょう。

③ 対策を講じても集中力は低下する 夜勤を伴う業務では、対策を講じても集中力を維持することは難しいが、警備員自身が「集中力が 低下する」ことを自覚することでも、事故の防止につながります。

なお、夜勤明けは脳への負担により反応が遅くなることが知られています。対策と共に警備員の夜勤前後の生活習慣の改善も重要です。



(引用) 夜勤明け医師に対する出現する図形への反応時間(西野精治著、スタンフォード式最高の睡眠より抜粋)

#### 【参考】施設警備指令書の例

警備指令書	承認	承認	作成者
<b>言</b> 佣拍 7 音			

#### 1. 警備対象物件

1	対象施設名	(一社) 全国警備業協会教育会館
2	所 在 地	東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
3	担当部署名	施設管理部·担当責任者·警備太郎 様
4	警 備 方 式	施設警備業務方式

#### 2. 設置ポスト及び勤務時間

防災センター	開始 07:00	終了 20:00	固定(座哨) 2名
ロビー (休館日は不要)	開始 09:00	終了 18:00	固定(立哨) 2名

#### 3. 緊急時の措置要領

盗難	● 盗難の形跡発見又は届出若しくは通報を受けた場合は、警備責任者へ通報、必要
血珠	な指示を受ける。
	● 火災発見及び通報を受けた場合は、直ちに警備責任者へ通報する。
火災	● 火災現場が近ければ、1 名は初期消火、1 名は出入警戒に当たる。
	● その後の行動は、警備責任者の指示を受ける。
	● 不審者、潜伏者、徘徊者等を発見した場合は、警備責任者へ通報するとともに、人
	相、着衣、行動等を観察しつつその者を監視する。
スの他	● 明らかな危害行為及び破壊行為を発見した場合は、制止又は状況を判断し、捕捉
その他	する。
	● その他の緊急事態発見時には、別添の「緊急事態発見時の対応」に基づき処置をす
	<b>వ</b> .

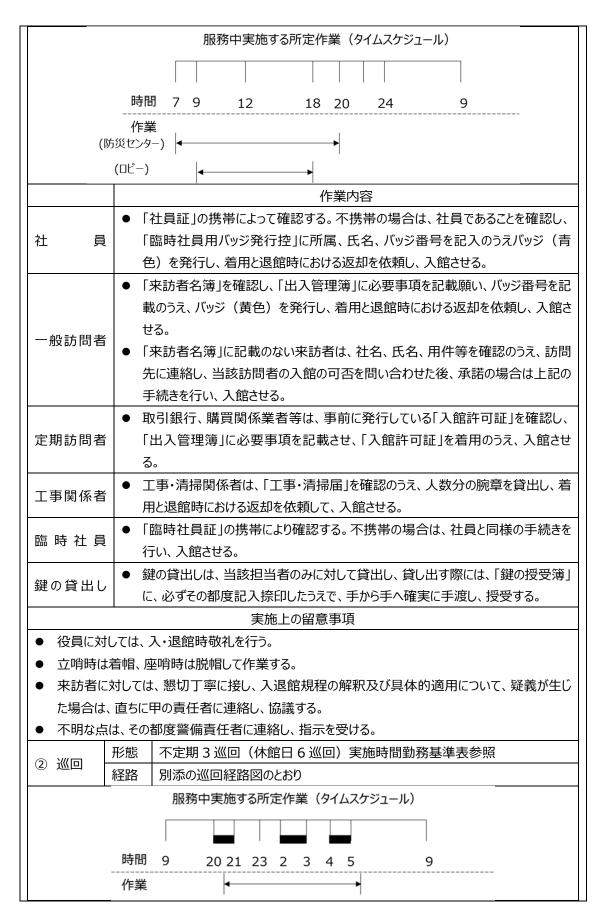
#### 4. 実施要領

#### ① 出入管理 管理場所 防災センター 実施時間 07:00~20:00

● 出入管理は、甲が定めた入退館規程に基づき、防災センターで行うものとする。

主要業務

- 出入管理は、別添様式1の「出入管理簿」によって管理し、時間外及び休館日の出入り、 必要な事項が記載された別添様式2の「時間外残留(入館)者届」を受理し、管理する。
- 工事・清掃業者等は、別添様式3の「工事・作業届」を受理し、管理する。
- 不審者、徘徊者等発見時の適切な措置を行う。



- 出入口の門扉、窓、車庫、倉庫、便所等の施錠すべき箇所の施錠の有無及びガラス、シャッター等の破損の有無
- 漏電、ガス漏れ、漏水等の有無
- 消火器、各種消火設備の異常の有無
- 暖房機、灰皿、火気の使用状況、後始末の適否
- 避難経路、避難口、防火扉等の周辺状況の適否
- 不要灯の消灯、必要灯の点灯の確認
- 危険物、可燃物の保管状態の適否
- フェンスの損傷や破損の有無及び侵入者に利用されるおそれのある箇所の点検
- 変質者、泥酔者、浮浪者の有無

#### 実施上の留意事項

- 第1巡回は、内・外細密巡回とし、第2巡回以降は、異常を認めない限り外周巡回のみとする。
- 毎回、巡回コースの再確認をするとともに、前回巡回実施者からの申し送り事項をよく把握し、 的確な巡回を実施する。
- 巡回点検薄に示す重要箇所については、点検時刻、異常の有無を記載し、報告する。
- 観察した事項、行った処置、その他特異事項は、警備責任者に報告するとともに、次回巡回者に申し送る。

#### (以下略)

- ③ 監視業務(略)
- ④ 鍵の授受(略)
- 5. 業務報告及び連絡(略)
- 6. 服務及び装具(略)
- 7. 添付資料
  - ① 勤務基準表(略)
  - ② 勤務稼働表(略)
  - ③ 巡回経路図(略)
  - ④ 報告書及び取扱書式一式(略)
  - ⑤ 緊急事態発生時の対応要領(略)

# 【参考】交通誘導警備指令書の例

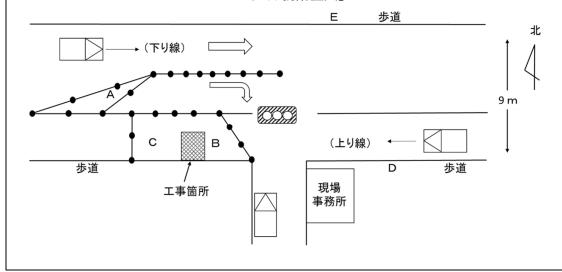
						3					
								令和	年	月	日
警 備	業	務	の	種	別	下水道工事に	伴う交通誘導警備業務				
所		在			陆	むの県のの	ī○○町○丁目○番地~○番地				
1711		1±			地	国道〇〇号線	路上、別添「地図」参照				
契	約		先		名	〇〇設備工業	株式会社				
責	任	者	E	£	名	専務取締役C	OOO TEL 0123-45-6789 (f	代表)			
現 場	責	任	者	氏	名	工事課長〇〇	OO TEL 090-9876-5432				
下	請	業	1	旨	名	〇〇水道株式	<b>公</b> 会社				
現 場	責	任	者	氏	名	工事課主任C	0000 電話 090-2345-6789				
警	備		目		的	工事箇所及び	その周辺の交通誘導を行うことによっ	て、交通の	安全とP	滑を図る	5。
						上り線(西	行き) 1 車線を規制して工事が行	われ、下り	線(東行	すき) 右担	<b>沂車</b>
						線を進入禁止	とし、上り線用の車両通行帯とする	ため、信号	表示を選	遵守すると	とも
						に、交差点への	)無理な進入を警戒し、防止する。				
主	要		業		務	また、一般)	通行車両の優先通行を確保しつつ、	工事関係	車両を変	全に誘	導す
						る。					
						すべての警備員	員は、トランシーバーを使用して相互に	に連携を図り	つながらま	を全かつP	9滑
						に誘導を行う。					
	勤	務	日	程	表	別添「勤務日程表」参照					
	配	置	1 .	人	数	5名					
	勤	務	配	置	表	別添「勤務配置表」参照					
	勤	務	配	置	沤	別添「勤務配	置図」参照				
	待	機・	休	憩場	所	工事現場事務所 1 階					
						下り線(東行き)から右折車線に進入しようとする車両に対して、					
						ポストA 直進を促す誘導を行う。また、背面を通行する上り線(西行き)					
							車両に注意する。				
							国道〇〇号線上り線を東から西へ	向かい直進	色してくる!	車両及び	南
#4						ポストB	側の交差道路から左折で国道〇〇	つ号線の上	り線に進	入してくる	車
勤務							両に対して、下り線右折車線への認	秀導を行う。			
実施						ポストC	工事車両の出入りに伴う誘導を行	う。また、ポ	ストEと	ともに規制	訓帯
実施要領						MXIC	設置及び解除の業務を行う。				
识	配	置	箇	所	別	国道〇〇号線上り線の交差点東側において、信号機の信号表示					
	の		任		務	ポストD を遵守した誘導を行う。					
							① 9 時からポスト C とともに、国道	○○号線	下り線右	折車線の	D進
							入禁止の規制を開始する(ポスト	A は警戒に	当たる)	。続いて	- \
							ポストCとともに国道〇〇号線上!	)線の車線	変更の規	制を開始	台す
						ポストE	る(ポストBは警戒に当たる)。				
						/IV/I L	② 国道〇〇号線北側歩道上に	おいて、統括	5管理者	として、各	警
							備員の配置場所の確認や必要な対	指示、命令	、保安用	]資機材(	の適
							正な配置並びに管理、現場責任者	皆との調整、	契約先	への通常	報
							告等を行う。				

緊急時要	の処	理 領	付近における交通事故、火災等の事案発生時には、警察機関等に速報するとともに、事案に対する初動の措置をとる。また、「緊急報告先名簿」に基づき連絡を行う。
通常	報	告	各警備員は、10 時 00 分から 1 時間ごとに統括管理者 E へ通常報告を行う。
緊急	報	告	別添「緊急報告先名簿」参照
勤務場	カ 亜	<b>ት</b>	1. トランシーバーを使用して相互に連携を図る。
到 伤 ·伤	の女	Ж	2. 交差点の信号に従い、車両及び歩行者の誘導を行う。
注意	事	項	服装、装備品の装着を的確にし、毅然とした態度で警備業務を行う。

# 別添「勤務配置表」

配置箇所	9-10	10-11	11-12	12-13	13-14	14-15	15-16	16-17
Α	0	0	0		0	0	0	0
В	0	0	0		0	0	0	0
С	0	0	0		0	0	0	0
D	0	0	0		0	0	0	0
Е	0	0	0		0	0	0	0

## 別添「勤務配置図」



#### (3) 危険予知訓練(KYT) の実践

危険予知訓練(K(キケン)Y(ヨチ)T(トレーニング)、略称: KYT)は、チームで職場や作業に潜む危険要因を見つけ出して把握し、その対策などを考えることで、危険に対する感受性を鋭くすることを目的とした訓練の総称です。現在、建設現場や製造業など、幅広く取り入れられています。チームで行う KYT 基礎 4 ラウンド法のほか、一人 KYT なども知られています。

#### ア 危険予知訓練の基本

作業を始める前に、その作業に「どんな危険が潜んでいるか」を関係者同士で話し合って「ここが危ない」や「その結果()が起こるかもしれない」など、作業に潜む危険や、それにより発生する災害などについて話し合い、予め危険を特定し対策を検討・実践することで、安全に対する意識を高めて作業を行うことで災害を防止することを「危険予知訓練(KYT)」といいます。KYTを繰り返すことで、未熟練労働者の危険意識を高めるだけではなく、初めての現場でも災害を未然に防ぐことが期待されます。

#### イ KYT 基礎 4 ラウンド法

#### KYT 基礎 4 ラウンド法 (イメージ)

#### 1R 現状把握 【どんな危険が潜んでいるか】

作業そのものや、作業場にどのような危険が潜んでいるか、問題点を挙げていきましょう。問題点の指摘は、自由に行い、他関係者の批判は避けて可能な限り挙げていくとともに良い指摘には便乗しても構いません(ブレイン・ストーミングの 4 原則に則る)。

#### 2R 本質追求 【これが危険のポイントだ】

1R で指摘事項が一通り出たところで、問題点の原因や優先順位を検討し、特に重要な災害に結び付く危険項目を整理し、絞り込みましょう。

#### 3R 対策樹立 【あなたならどうする】

2Rで整理した問題点について、その改善策や解決策などを挙げていき、具体的で実行可能な対策を立てましょう。

#### 4R 目標設定 【私たちはこうする】

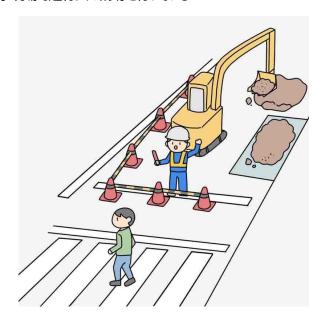
3R で挙がった対策について討議を行い、合意のうえまとめて行動目標などとして設定しましょう。

#### ウ KYT 基礎 4 ラウンドを活用した危険予知訓練の例

#### **KYT の CASE STUDY**

#### ▶ 状況

✓ 道路工事現場で通行人の誘導を行っている



▶ 1R 現状把握 【どんな危険が潜んでいるか】

危険の洗い出し (考えられる問題点をすべて挙げる)

- ✓ 通行人に注意が集中していて、接近する油圧ショベルに気付かずひかれるかもしれない。
- ✓ 盛り土からこぼれた砂利を踏み、滑って転ぶかもしれない。
- ✓ 急に旋回したアームに激突されるかもしれない。
- ▶ 2R 本質追求【これが危険のポイントだ】

特に重要な災害に結びつく問題点を絞り込む

- ✓ 通行人に注意が集中していて、接近する油圧ショベルに気付かずひかれるかもしれない。
- ✓ 盛り土からこぼれた砂利を踏み、滑って転ぶかもしれない。
- ✓ 急に旋回したアームに衝突されるかもしれない。
- ▶ 3R 対策樹立【あなたならどうする】

具体的で実行可能な対策を立てる

- ✓ 油圧ショベルの進行方向を避けて立つ。
- ✓ 油圧ショベルを移動させるときの合図方法を運転者と警備員であらかじめ決めておく。
- ▶ 4R 目標設定【私たちはこうする】

行動目標を設定する

- ✓ 油圧ショベルを移動させるとき、運転手はトランシーバーを用いて警備員に連絡を行い、双方が安全を確認してから移動させる。(確認できない場合は移動させない。)
- ※警備員 安全・健康ポケットブック(中央労働災害防止協会)を参照に一部加筆

#### (4) ヒヤリ・ハットの活用

業務中に、「床が濡れており、足を滑らせてヒヤリとした。」、「巡回中にガラス扉に気付かず、激突しそうになりハッとした。」など、もう少しで怪我をする、危険を感じたなど「ヒヤリとする」あるいは「ハッとする」ような体験を「ヒヤリ・ハット」と言います。この体験を放置せず(ヒヤリ・ハット経験を活用し)、チームなどで対策を考え災害防止につなげる活動が「ヒヤリ・ハット活動」です。

#### ア ヒヤリ・ハット活動の基礎

「ヒヤリ・ハット」を放置してしまうと、その時は怪我もせず無事であってもその後大きな労働災害につながるおそれがあります。また、「ヒヤリ・ハット」は、気付いていない職場にある危険を洗い出し、業務や職場の危険を把握するための貴重な情報源として活用することでより一層の安全な業務につながることが期待されます。

このような「ヒヤリ・ハット」を活用することで次のような効果が期待されますので、積極的にヒヤリ・ハット活動を実践しましょう。

- 未熟練労働者に対し、業務や職場のどこに、どのような危険があるかを分かりやすく認識させることができる
- ヒヤリ・ハットを報告することで、危険に対する感受性を鋭くすることができる。
- ヒヤリ・ハット情報をもとに、危険予知訓練やリスクアセスメント(後述)を行うと、より実践的な安全衛生活動につながる。

#### ヒヤリ・ハット活動の実施ポイント

#### 1 ヒヤリ・ハット経験の報告

記憶は時間の経過とともに薄れ、曖昧になります。終業時など、適宜所定の用紙などで報告しましょう。また、警備会社は、報告のための用紙などを用意し、報告しやすい体制を構築しましょう。

#### ② 報告者の責任は追及しない

「ヒヤリ・ハット」は、これまで気付いていなかった危険の洗い出しにも繋がります。不安全な行動で「ヒヤリ・ハット」が発生しても、報告者の責任を追及せず、安全衛生活動への活用を徹底しましょう。 そうすることで、活発な報告につながります。

#### ③ ヒヤリ・ハット経験を改善に活かす

報告しても改善につながらない場合、報告者やまわりの警備員の動機づけにも悪影響が生じてきます。 根本原因に立ち返り、早期の対策を行いましょう。

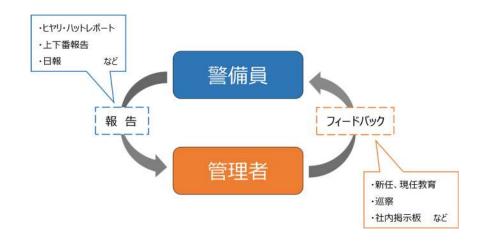
#### 4 ヒヤリ・ハット情報の共有

報告されたヒヤリ・ハット情報は、同じような業務を行っている警備員や、同じ職場の仲間などにも早期 に知らせ、同じようなことが繰り返されないようにしましょう。

#### イ ヒヤリ・ハット報告フロー

警備員は業務や職場で発生したヒヤリ・ハット事例を、次ページに示すようなヒヤリ・ハットレポートや上下番報告、日報などにより、積極的に報告・情報共有することが重要です。

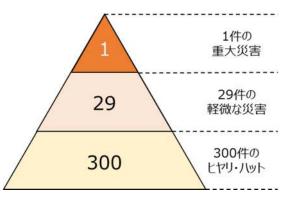
また警備会社は、収集したヒヤリ・ハット事例を分析するとともに、特に重要な事例については、新任教育、現任教育、巡察に加え、社内掲示板やイントラネットなどを活用してフィードバックを実施しましょう。



#### ウ ハインリッとの法則 (1:29:300 の法則)

アメリカの損害保険会社の安全技師であったハーバート・ウィリアム・ハインリッと(Herbert William Heinrich)が発表した法則です。

「同じ人間が起こした 330 件の災害のうち、1 件は重大災害(死亡や手足の切断等を含む) があったとすると、29 回の軽微な災害(応急手 当だけですむかすり傷など)、傷害のない事故 (傷害や物損の可能性があるもの、ヒヤリ・ハッ ト)を 300 回起こしている。」というもので、300 回の無傷害事故の背後には数千の不安全行動 や不安全状態があることも指摘しています。



また、ハインリッヒは、鉄骨の組立と事務員では作業の内容が異なるため、比率そのものも異なると言及していますが、比率の数字そのものではなく、事故と災害の関係を示す法則としては、現在も十分に活用できる考え方です。

同様の研究としては、同じくアメリカの保険会社の部長であったフランク・バード(Frank E. Bird Jr.)の事故比率があり、297 社の 175 万件の事故報告を分析して、1(重傷又は廃失): 10(傷害): 30(物損のみ): 600(傷害も物損もない事故)の比率を導き出しています。

これらの研究成果で重要なことは、比率の数字ではなく、災害という事象の背景には、危険有害要因が数多くあるということであり、ヒヤリ・ハット情報をできるだけ把握し、迅速、的確にその対応策を講ずることが必要であるということです。

#### 【参考】ヒヤリ・ハットレポートの例

ヒヤリ・ハットレポート

確認者名

で、ご確認ください。

・懐中電灯を人数分用意しました。

✓ UD
例)令和〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分頃
〇〇巡回警備中
<b>√</b> どこで
例)〇階の〇〇室前通路
✓ 何があったか
例) 巡回のため、〇〇室前通路を窓が空いていないかを確認しながら歩いているときに、電灯が切
れていたため周囲が暗かったこともあり、めくれ上がったマットに気付かずつまずいてヒヤリとした。
✓ どうすれば良かったか・要望
例)・通路を歩くときは窓など上ばかりを見るのではなく、通路全体を見渡すようにする。
・懐中電灯を人数分用意して頂きたい。
【確認者記入欄】

作成日

所属

氏名

例)・夜間の巡回の際は、窓など上部の一点だけに意識を集中させず、足元や身の回りの障害物

・懐中電灯が不足した場合の対応策(巡回コースの見直しなど)を予め検討しておきますの

にも十分に注意を払うともに指示の順守を徹底しましょう。

#### (5) 4S·5S の励行

床に荷物やコード類などが乱雑に置かれていると、つまずいて転倒するばかりか職場環境の悪化につながり作業効率の低下や労働災害の発生リスクが高くなるおそれがあります。そのため、4S(整理、整頓、清掃、清潔)を徹底して、職場環境の改善・維持に努めましょう。さらには、4Sを身につけるための習慣(しつけ)を加えて 5Sを励行しましょう。

#### ア 4S·5S の基礎

#### 【整理】



#### 必要なものと不要なものを分けて、不要なものは処分しましょう。

通路などに不要なものが不用意に置かれていると、つまずいて転倒する おそれがあります。

#### 【整頓】





必要なものを必要な時に使用できるよう工夫することで作業効率も高くなります。また、使用したらきちんと片づけて元の位置に戻すよう心がけましょう(本来の位置を写真で示しておくと、整頓が容易になります)。

#### 【清掃】

#### 掃除をしてゴミや汚れを取り除きましょう。



床にゴミや荷物が散乱している場合や、床面が水で濡れていたり油で汚れている場合、つまづいたり、滑って転倒するおそれがあります。

#### 【清潔】

#### 整理・整頓・清掃した状態を維持しましょう。



常に快適な職場環境を維持するため、整理・整頓・清掃を繰り返しましょう。設備などの正常な動作維持にも必要です。また、清潔にすることで感染症の予防にも繋がります。

#### 【習慣(しつけ)】

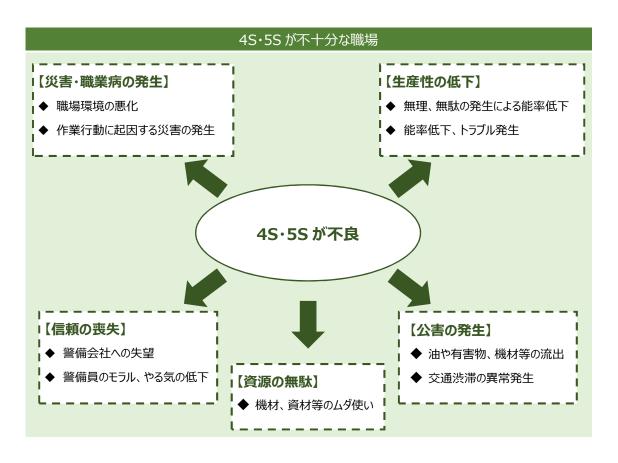
#### 4S を励行し、習慣づけましょう。



決められたルールなどは遵守し、繰り返し行うことで習慣づけましょう。4S は、頭で理解しているだけではなく、実際に行動できるよう身につけることが重要です。

#### イ 4S・5S の重要性

4S や 5S は、安全な業務遂行や快適な職場環境維持の基本的な行動です。さらに、警備会社・契約先だけではなく周囲の一般の方との信頼や作業の効率性(生産性)とも密接な関係があります。そのため、4S や 5S が徹底されていない場合、次のような悪影響につながるおそれがあるため、しっかりと実践しましょう。



#### (6) リスクアセスメントの実施

職場にある「危険性又は有害性 (ハザード、警備業の場合は「転倒」や「車両との接触」など)」を特定し、それらのハザードが実際に起こり得るのか(起こる可能性)、起こったとしたらどのような怪我 (命にかかわる怪我なのか、かすり傷なのかなど)になり得るのか(重篤度)からリスクの程度を見積 もり(リスクがどの程度大きいのか或いは小さいのか)、リスクに基づいた対策を講じることによって、潜在的なハザードを取り除き、安全を先取りすることが可能となります。

#### ア リスクアセスメントの基礎

リスクアセスメントとは、事業者自らが業務や職場に潜むハザード(危険性又は有害性)を特定し、それらのハザードが実際に顕在化した場合、労働災害(怪我や健康障害など)の<u>重篤度</u>(怪我や健康障害の程度)とその災害が発生する<u>可能性</u>を組み合わせてリスクの程度を見積り、リスクに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの低減措置(災害防止対策)を検討し、その結果を記録、共有する一連の安全衛生管理手法です。

リスクアセスメントは、災害が発生する前に危険などを摘み取る労働災害防止のための予防的手段 (先取り型)であり、従来までの自社で発生した(他社で発生した)労働災害から学び、労働災害 発生後に行う事後対策(後追い型)とは異なる取組みです。

#### リスクアセスメントの主な特徴

#### ① ハザードを体系的に整理できる

業務内容(警備計画)が変更される時などに、業務や職場に潜むハザードを体系的に特定するのに 有効な手段です。

#### ② 優先順位を明確にできる

特定したハザードとそれが顕在化する可能性からリスクの程度を見積もることで、対策を講じるための優 先順位を明確にできます。

#### ③ 経営資材の投入の判断材料になる

優先順位が明確になることで、限られたリソースを効率よく投入する(対策を講じる)ことが可能となり、安全衛生管理面だけではなく経営面での判断にも有効です。

#### ④ ハザードやリスクの共有化につながる

リスクアセスメントの結果を記録することで、警備会社・契約先間だけではなく、警備員間でもどのような ハザードが潜んでおり、どの程度リスクがあり、どのような対策が必要かなど、安全な警備の実施上重要 な情報が円滑に共有されます。

#### リスクアセスメントの手順(イメージ)

#### ステップ 1 危険性又は有害性の特定

業務や作業場におけるハザードを特定します。警備業の場合、「転倒」や「車両との接触」のほか、「はさまれ」や「転落」などが考えられます。また作業場によっては「化学物質の吸引による中毒」も考えられます。

#### ステップ 2 リスクの見積もり



ハザードがどの程度の頻度で発生するのか(可能性)、発生した場合どの程度の重篤度なのか(死に至るのか、休業を要するのか、かすり傷程度かなどを考慮してリスクを見積もります(リスクが大きいのか、小さいのか、中程度なのかなど)。

#### ステップ 3R リスク低減措置の検討・実施



見積もったリスクに基づき許容できないリスクのうち、優先度が高いものからリスクを低減する対策(歩行者マットを設置して転倒リスクを下げる、人 員の配置箇所を見直して全体を見渡すことができるようにするなど)を検討 のうえ可能なものから措置を実施しましょう。

#### ステップ 4 実施状況の記録と見直し

リスクアセスメントの結果や導入した対策などを記録し、共有しましょう。リスクの状況は時間とともに変化するため、適宜見直して必要に応じて再度リスクアセスメントを実施しましょう。

詳細は、中央労働災害防止協会「警備業における労働災害防止のためのガイドライン」などを参照してください。

#### 4. 災害防止の基本を教える(その2)【災害の種類別】

警備業における労働災害は、巡回中や車両誘導中の「転倒」や「交通事故」(車両との接触など)のほか、「無理な姿勢・動作の反動」(ぎっくり腰等の腰痛症)や「熱中症」などが多くなっています。それぞれの災害防止対策の目的を理解するとともに、徹底しましょう。

#### (1) 「転倒」災害防止のポイント

#### ■ 作業場所は常に4S「整理」「整頓」「清掃」「清潔」で安全に!

床に荷物やコード類などが乱雑に置かれていると、つまずいて転倒するリスクが高まります。また、 床面が水で濡れていたりすると滑りやすくなるため、転倒するリスクが高まります。

■ 床面や通路の状態を確認しましょう!

床面が水で濡れていると滑りやすくなりますが、加えて段差や凸凹などがあるとつまずきやすくなる ため、転倒するリスクが高まります。

■ 通路の照明は十分に確保しましょう!

照明が届かず暗がりになっている箇所があると、物が置いてあることや段差などに気付かずつまずきやすくなるため、転倒するリスクが高まります。

■ 照明の点灯時間を定期的に見直しましょう!

日没時間の変化にあわせて照明の点灯時間を見直して、暗がりが生じることを防ぎましょう。

危険の「見える化」を進めましょう!

標示などにより、注意喚起を行う危険の「見える化」を進めましょう。

転倒しにくい靴を使用しましょう!

ゴム底の靴など、滑りにくい靴を使用し転倒を防ぎましょう。

#### ア 作業場所は常に45「整理」「整頓」「清掃」「清潔」で安全に!

4S を徹底し、作業場所や通路から不要な荷物やコードなどを撤去し、床の汚れを取り除き、転倒災害を防止しましょう。 さらに、通路が荷物で狭まっていると、人や台車などと接触し転倒や思わぬ災害の原因になりますので、4S を実施し十分な通行スペースを確保しましょう。

また、頭上にでっぱりなどがあると、頭をぶつけるだけではなく、避けようとして転倒するリスクもあるため、 早期に対処しましょう。

#### イ 床面や通路の状態を確認しましょう!

床面の段差や凸凹は、スロープを取り付ける、パテで補修するなどして段差や凸凹を少なくし、平らにしましょう。難しい場合は、「足元注意」の標示を取り付けるなどの「見える化」を進めましょう。環境などの都合で、通路が常に濡れている場合は、滑り止めテープやマット、滑りにくい靴を使用しましょう。

#### ウ 通路の照明は十分に確保しましょう!

懐中電灯などを使用して足元を確認することに加え、窓がない通路のほか照明が届かず暗がりになっている箇所は、十分な照度を持った照明器具を設置しましょう。照明器具は、放置していると汚れで照度が落ちるため、定期的に清掃しましょう。

#### エ 照明の点灯時間を定期的に見直しましょう!

冬季は夏季と比べて日照時間が短く、暗くなる時間が早いため夏季よりも照明の点灯開始時間を早く 設定しましょう。 照度センサー制御式の照明器具などの導入も検討しましょう。

また、夕方は逆光になりやすく、暗がりでない場合であっても足元に物があっても気が付きにくいため適宜 ブラインドを活用しましょう。

#### オ 危険の「見える化」を進めましょう!

標示スタンド(立て看板)や安全標識、ステッカー、蛍光テープなどを用いて危険な箇所を「見える化」は、警備員だけではなく一般の方にも危険個所や危険内容を知らせることに繋がります。施設管理者や現場監督者などに相談し、導入は独断で行わないようにしましょう。









#### カ 転倒しにくい靴を使用しましょう!

雨天など、床面が濡れている状態のままの歩行が避けられない場合などは特に、ゴム底の靴や安全靴など滑りにくい靴を使用しましょう。滑りやすいスリッパなどは厳禁です。

また、定期的に靴底の経年劣化(すり減り具合など)を確認し適宜交換しましょう。

#### 【参考】転倒しやすい場所

転倒を防止するため、どこが滑りやすい場所なのか、どこがつまずきやすい場所なのかをあらかじめ把握しておくことは、事前予知や事前対策の検討などの観点からも重要です。また、屋外で巡回や交通誘導などを行う際には、天気予報を事前確認しておくことも重要です。

#### 1. 主な滑りやすい場所

屋内	屋外
✓ 水や油などで汚れた床面	✓ (特に、濡れた状態の)マンホール
✓ シャワールームやキッチンなどの水回り	✓ グレーチング(メッシュ状のどぶ板)
✓ 摩擦の少ない床に敷かれたマットや絨毯	✓ 石床や工事現場の銅板(金属製の板)
✓ 石床やワックスがけされたフローリング	✓ 階段や通路の金属面
	✓ 凍結路面

#### 2. 主なつまずきやすい場所

屋内	屋外
✓ 段差や凸凹がある床面	✓ 段差や凸凹がある道路、通路
✓ 通路や室内の床に置かれた物	✓ 縁石や歩道上がり、街路樹等の植え込み
✓ めくれあがった又はたわんだマットや絨毯	✓ 階段や動く歩道、エスカレーター
✓ テーブルやパーティション(つい立)の脚	✓ 点字ブロックやスロープ
✓ 無造作に置かれたコード類	









# STOP! 転倒災害

# プロジェクト

停 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## あなたの職場は大丈夫?

# 転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート		
チェック項目		
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が 確保されていますか	
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ ちょうど良いサイズのものを選んでいますか	
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい 場所の危険マップを作成し、周知していますか	
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに 注意を促す標識をつけていますか	
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを 禁止していますか	
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を 取り入れていますか	

### チェックの結果は、いかがでしたか?

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう! 次頁の「見える化」も効果的です!!

# まずは、職場内で情報共有

# 転倒危険場所を見える化しましょう!

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。 危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、転倒の危険を見える化しましょう!

※下のステッカーは、「STOP!転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

------ 切り取り線 ------転倒危険! コメント

**切り取り**線

#### 2月・6月は重点取組期間です!!

#### STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、転倒災害を撲滅するため「STOP!転倒災害 プロジェクト」を推進しています。 STOP! 転倒 検索

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェ クトの重点取組期間(2月、6月)には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、 安全委員会などでの調査審議などを経て、職場環境の改善を図ってください。

#### 転倒災害の特徴

#### 特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

休業4日以上の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は 約2.6万件と最も多く発生しています。

#### 特徴2 特に高年齢者で多く発生!

高年齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では 55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

#### 特徴3 休業1か月以上が約6割!

転倒災害による休業期間は<mark>約6割が1か月以上</mark>となっています。

#### 間の割合」 労働者死傷病報告 (厚生労働省) より作成 転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか?



- ・床が滑りやすい素材である。
- ・床に水や油が飛散している。
- ・ビニールや紙など、滑りやす い異物が床に落ちている。

# つまずき



- 床の凹凸や段差がある。
- ・床に荷物や商品などが放置 されている。



「平成27年転倒災害による休業期



<主な原因>

・大きな荷物を抱えるなど、 足元が見えない状態で作業 している。

#### 転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理·整頓·清掃·清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
・歩行場所に物を放置しない ・床面の汚れ(水、油、粉など) を取り除く ・床面の凹凸、段差などの解消	・時間に余裕を持って行動 ・滑りやすい場所では小さな 歩幅で歩行 ・足元が見えにくい状態で作 業しない	<ul><li>・作業に適した靴の着用</li><li>・職場の危険マップの作成による危険情報の共有</li><li>・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起</li></ul>

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!

「STOP!転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒



(2017.2)

※厚生労働省 Web ページにファイルが掲載されています。適宜ダウンロードのうえご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000111161.pdf

#### (2)「交通事故」災害防止のポイント

#### ■ 決められた装備品は身につけましょう!【事前準備時】

手旗・誘導灯、警笛、トランシーバー、保護帽(ヘルメット)、反射チョッキなど決められた装備品を着用するとともに、電池で動作するものは電池残量を確認しましょう。

#### ■ 原則として歩道に立ちましょう!【交通誘導時】

やむを得ない場合以外、見通しが良い道路であっても特に夜間や逆光時などでは運転手から警備員が見えづらいことがあります。

#### ■ 車両の運転手からよく見える場所に立ちましょう!【交通誘導時】

運転手の死角になる場所に立つと、運転手が警備員に気付かず運転を開始することがあります。

#### ■ 車両とは適切な安全距離を保ちましょう!【交通誘導時】

適切な安全距離を保つことで車両の思わぬ急発進や、悪天候時の警備員自身の転倒などに対処するゆとりが生まれます。

#### ■ 分かりやすく大きな動作で合図を行いましょう!【交通誘導時】

不明確な合図は運転手の混乱や不適切な誘導につながります。

#### ゆとりを持った合図を心がけましょう!【交通誘導時】

停止距離などに留意して、悪天候時や路面が凍結する冬季などは特にゆとりを持った合図を行うことで、安全確保につながります。

#### ■ 安全運転を心がけましょう!【運転時】

警備業務用車両などを運転する場合などは、安全運転を心がけるとともに、交通事故を誘発しないようにマナーを守ることも重要です。

#### ア 決められた装備品は身につけましょう!【事前準備時】

特に夜間は反射チョッキなどを着用し、車両の運転手などから見えやすいようにしましょう。 警笛、トランシーバーは離れた警備員同士のスムーズな連携や緊急対応においても重要です。

また、いざという時に電池が切れていると十分な効果が発揮できないため、業務開始前に電池残量と動作確認を行いましょう。

#### イ 原則として歩道に立ちましょう!【交通誘導時】

やむを得ず車道において誘導(合図)を行う場合は、車道の左側端や設置された交通誘導警備業 務用資機材の内側に立ちましょう。停止の合図を行う場合であっても、道路の中央や車両の正面に立つ ことは避けましょう。

また、見通しが良い道路であっても特に夜間だけではなく、警備員の後方に太陽など明るい光源があるような逆光時などは運転手から警備員が見えづらいことがあるため車道に出ると危険が高まります。

#### ウ 車両の運転手からよく見える場所に立ちましょう!【交通誘導時】

車両の後方に立つときは、死角にならないよう、バックミラーで運転手が見える位置に立つとともに運転 手に声掛けを行いましょう。

また、車両の側面に立つときは、内輪差・外輪差を考慮して車両から離れて適切な安全距離を保ちましょう。

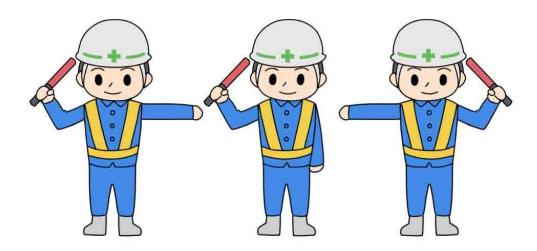
#### エ 車両とは適切な安全距離を保ちましょう! 【交通誘導時】

運転手が警備員に気付いていない場合、急発進することがあるため適切な安全距離を保ち、必要以上に慌てずに対処するゆとりを持ちましょう。また、道路に凸凹がある、雨天などにより道路がぬかるんでいる、あるいは凍結している場合、警備員自身が転倒するおそれや車両の停車距離が長くなるおそれがあるため、同様に適切な安全距離を保ちましょう。

また、ドラグ・ショベルやクレーン車など特殊車両などの誘導を行う場合はショベルの旋回範囲やクレーンの吊り荷の下などは危険ですので、立ち入らず安全距離を保ちましょう。

#### オ 分かりやすく大きな動作で合図を行いましょう! 【交通誘導時】

停止や進行などの合図は、分かりやすく大きな動作で行い、不明確な合図は行わないようにしましょう。 特に複数人で誘導を行う場合は、事前に十分に合図の方法を確認することでスムーズな誘導につながり ます。



#### カ ゆとりを持った合図を心がけましょう! 【交通誘導時】

停止の合図はゆとりを持って明確に行いましょう。特に雨天などの悪天候時や路面が凍結する冬季などは、停止距離が長くなるためゆとりを持って早めに合図を行いましょう。

#### キ 安全運転を心がけましょう!【運転時】

安全運転は、単に交通規則どおりに運転することではなく、道路交通関係法令などを遵守し、マナーを守り、周囲に迷惑をかけないことを心がけるとともに、自らの運転が事故の原因につながらないようにすることが真の安全運転です。

警備業務用車両などを運転する場合、迅速な現場到着も重要ですが、警備会社の社名が車両にペイントされていることを意識し、警備業務用車両の乗務員として信頼を会得するよう、姿勢、服装、態度などに十分留意しましょう。また、警備会社は「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成 20 年4 月改正・厚生労働省)を確認しておきましょう。

#### 安全運転のポイント

- 運行前の車両点検を励行すること。
- 車両安全速度を厳守し、適切な車間距離を取ること。
- 一時停止は必ず行うこと。
- 無理な追い越しはしないこと。
- 黄色では進入しないこと。
- 交差点ではまず徐行し、左右の安全確認の後に曲がること。
- 緊急対応の帰りや、帰宅途中こそ一層の安全運転を心がけること。

現金輸送警備業務や機械警備業務では、緊急対応などで「〇分以内に駆け付けなければならない」状況下で運転する場合が発生することがありますが、時間に追われているからこそ、特に安全運転を意識することが求められます。しかし、緊急対応の帰りに交通事故を起こす事例も発生しているため、気が緩みがちな緊急対応の帰りこそ一層の安全運転を心がけましょう。

さらに、現金輸送警備では、一般車両とは異なる側面および後方の窓ガラスが鉄板で覆われている特殊車両を運転するため、「死角が増えること」や「操作性に特徴がある」ことを十分注意して運転しましょう。

具体的な多発交通事故パターンは、一般社団法人全国警備業協会「イラストで学ぶ最近の労災事故からの教訓 30」、「重大交通事故現場 30 事例 徹底究明」や中央労働災害防止協会「警備員安全・健康ポケットブック」などを参照してください。

## (3) 「腰痛症」防止のポイント

## ■ 重量物は台車を使って運びましょう!

台車やコンテナなどの用具を使って重量物を運ぶことで、腰部への負担は最小限にしましょう。

■ 重量物は正しい姿勢で取り扱いましょう!

どうしても用具を利用できない場合は、周辺の荷物やコード類を取り除いたうえで、できるだけ重量物を体に近づけ、重心を低くするような姿勢で取り扱いましょう。

■ ストレッチを行うなど体を動かして腰痛を予防しましょう!

作業開始前だけではなく、日ごろからストレッチを行うことで腰痛を防止することができます。

## ア 重量物は台車を使って運びましょう!

重量物や持ちにくい荷物を運ぶ場合は、台車やコンテナなどの用具のほか、電動式リフターなどを使って 可能な限り自動化、省力化を図ることが最も効果的な腰痛防止策です。

## イ 重量物は正しい姿勢で取り扱いましょう!

床や地面から荷物を持ち上げるときは、片足を少し前に出し、膝を曲げ、腰を十分に降ろして荷物を抱えましょう。最後に、膝を伸ばして立ち上がりましょう。(①)

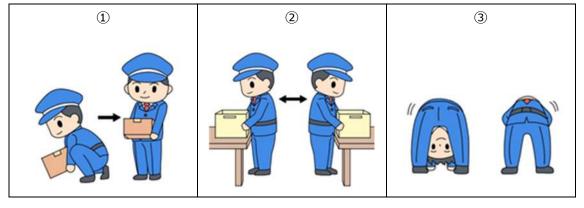
荷物を持って向きを変えるときは、体ごと回して無理のない姿勢を保ちましょう。(②)

他に、荷物は小分けにして重量を小さくする、箱に握りや取っ手などを取り付けて持ちやすくすることで腰部への負担は小さくなります。

なお、重量物を運ぶ際は足元が見にくい、バランスが崩れやすいことから、作業場や通路の荷物やコード類が乱雑に置かれていると転倒するリスクが高まるため、4S を徹底しましょう。

## ウ ストレッチを行うなど体を動かして腰痛を予防しましょう

普段からストレッチを行い、筋肉を柔軟にしておくことに加え、腹筋や背筋など腰部を支える筋肉を補強しておくことで腰痛を防止することができます。(③)



## 事業主の皆さまへ

# 職場での腰痛を予防しましょう!

## 「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上の職業性疾病の6割を占める労働災害となっています。 厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う 事業場などへの啓発・指導を行ってきましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。 このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業につ

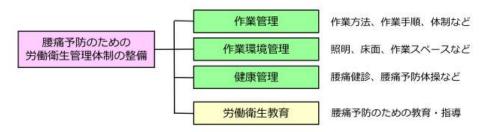
いての対策をまとめたものです。 皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

#### ■ 指針の主なポイント

## <労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



## <リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる 要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業 のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手 法です。

#### <労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画(Plan)」を立て、それを「実施(Do)」し、実施結果を「評価(Check)」し、「見直し・改善(Act)」するという一連のサイクル(PDCAサイクル)により、継続的・体系的に取り組むことができます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 作業管理、作業環境管理、健康管理のポイント[指針]

### 作業管理

## ■自動化、省力化

腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業 の自動化を行う。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負 担を減らす省力化を行う。

#### ■作業姿勢、動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、 前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らす。作業台や 椅子は適切な高さに調整する。作業台は、ひじの曲げ角度がおよそ90度になる高さとする。

#### ■作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省 力化の状況などを検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせない。

#### ■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者 の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する。また、新しい機器・設備を導入し たときにも、その都度、見直すようにする。

#### ■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

## ■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。ハイヒールやサンダルは使用しないこと。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認した上で、使用するかどうか判断する。

#### 作業環境管理

#### ■温度

寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくするので、適切な温度を保つ。

#### ■照明、作業床面、作業空間や設備の配置

作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。作業や動作に支障をきたさないよう、十分な作業空間を確保するとともに、適切な機器配置にする。

#### ■振動

車両系建設機械の操作・運転などによる腰や全身への激しい振動、車両運転などによる長時間にわたっての振動を受ける場合は、座席の改善・改良などにより、振動の軽減を図る。

#### 健康管理

#### ■健康診断

腰に著しい負担がかかる作業に、常時、従事させる場合は、その作業に配置する際に、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は、6カ月以内に1回、実施する。

#### ■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

#### ■腰痛による休職者が職場に復帰する際の注意事項

腰痛は再発する可能性が高いので、産業医などの意見を聴き、必要な措置をとる。

## 労働衛生教育のポイント [ 指針 ]

#### ■労働衛生教育

重量物の取り扱い作業、同一姿勢での長時間作業、不自然な姿勢を伴う作業、介護・看護 作業、車両運転作業などに従事する作業者に対しては、その作業に配置する際やその後、 必要に応じて、腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。

#### [教育内容]

- ・腰痛の発生状況、原因(腰痛が発生している作業内容・環境、原因など)
- ・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり(チェックリストの作成、活用方法など)
- ・腰痛発生要因の低減措置(発生要因の回避、軽減を図るための対策)
- ・腰痛予防体操(職場でできるストレッチの仕方など)

#### ■心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。

#### ■健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

## リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム

#### ■リスクアセスメント

腰痛予防対策は、各作業におけるリスクに応じて、合理的・効果的な対策を立てることが重要です。

そのためには、作業の種類や場所ごとに、腰痛の発生に関与する要因についてリスクアセスメントを 実施する必要があります。

リスクアセスメントとは、職場にある危険の芽を 洗い出し、それにより起こりうる労働災害のリスク の大きさ(重大さ+可能性)を見積もり、大きい ものから優先的に対策を講じていく手法です。



## ■労働安全衛生マネジメントシステム

作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育を的確に組み合わせ て総合的に推進していくためには、労働安全衛生マネジメントシステムの 考え方を導入することが重要です。

リスクアセスメントの結果を基に、「計画を立てる(Plan)」 $\rightarrow$ 「計画を実施する(Do)」 $\rightarrow$ 「実施結果を評価する(Check)」 $\rightarrow$ 「評価を踏まえて見直し、改善する(Act)」という一連のサイクル(PDCAサイクル)により、継続的・体系的に安全衛生対策に取り組むことができます。



## 作業別 腰痛予防対策

腰痛の発生が比較的多い作業については、個別の腰痛予防対策を示します。

#### 1 重量物取り扱い作業

- ・重量物の取り扱い作業については、機械による自動化や台車・昇降装置な どの使用による省力化を図る。
- ・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性(満18歳以 上) は体重のおおむね40%、女性(満18歳以上)は、男性が取り扱う重量 の60%程度とする。
- ・荷物は、適切な材料で包装し、確実に持つことができるようにし、取り扱 いを容易にする。重量はできるだけ明示する。

#### 2 立ち作業

- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業機器や作業台は、作業者の体 格を考慮して配置する。
- ・長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせる。
- 1時間に1・2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージな どを行わせることが望ましい。
- ・床面が硬い場合は、立っているだけでも腰に負担がかかるので、クッショ ン性のある靴やマットを利用して、負担を減らすようにする。

#### 3座り作業

- ・椅子は、座面の高さ、奥行きの寸法、背もたれの寸法・角度、肘掛けの高 さなど、作業者の体格に合ったものを使用させる。
- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業対象物は、肘を伸ばして届く 範囲内に配置する。
- ・床に座って行う作業は、股関節や仙腸関節(脊椎の根元にある関節)など に負担がかかるため、できるだけ避けるようにする。

#### 4 福祉・医療分野等における介護・看護作業

- ・リスクアセスメントを実施し、合理的・効果的な腰痛予防対策を立てる。
- ・人を抱え上げる作業は、原則、人力では行わせない。福祉用具を活用する。
- ・定期的な職場の巡視、聞き取りなどを行い、新たな負担や腰痛が発生して いないか確認する体制を整備する。

#### 5 車両運転等の作業

- ・建設機械、フォークリフト、農業機械の操作・運転による激しい振動、ト ラック、バス・タクシーなどの長時間運転では、腰痛が発生しやすくなる ので、座席の改善、運転時間の管理を適切に行い、適宜、休憩を取らせる ようにする。
- ・長時間運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止や休息、ストレッチ を行った後に作業を行わせる。

指針全文(H25.6.18付け基発0618第1号)は、厚生労働省ホームページの「法令等データベース サービス(通知検索)」または、報道発表資料(H25.6.18)をご参照ください。

詳細は検索で 職場における腰痛予防対策指針

検索

(H25.11)

※厚生労働省 Web ページにファイルが掲載されています。適官ダウンロードのうえご活用ください。 https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131114-01.pdf

## (4)「熱中症」災害防止のポイント

#### ■ 水分と塩分はこまめに補給し、休憩をとりましょう!

作業開始前から水分と塩分を補給し、定期的にスポーツ飲料などを摂取すると同時にこまめに 休憩をとりましょう。

#### 通気性のよい服装を導入しましょう!

通気性や透湿性のよい素材を利用することで体に熱がこもることを防止できます。

## ■ 作業場を改善しよう!

特に屋外では直射日光による照射熱を避けるため、風通しが良い簡易屋根の設置する、路面などに水を撒くなどを実践しましょう。

#### 体調が悪い時はすぐに報告!

気分が悪いなど体調の変化があった時は無理をせずに速やかに仲間や責任者に報告しましょう。

#### 熱中症発生時は迅速に対応しよう!

熱中症発生時の迅速な処置により、熱中症の重症化を防ぐことができます。

## ア 水分と塩分はこまめに補給し、休憩をとりましょう!

汗で失われた水分と塩分(ナトリウム)は定期的にスポーツ飲料や塩飴などを摂取しましょう。作業開始前からおよそ 20 分ごとに 150mL 摂取することが目安です。

また、WBGT 値(暑さ指数)や身体活動強度(作業内容)に応じてこまめに、冷房がきいた涼しい 部屋で休憩をとりましょう。休憩時には、体表面や頭、手足に水をかけることでより一層の効果が期待されます。さらに休憩室には冷たいおしぼりや水、スポーツドリンクを用意しておくことで熱中症リスクをさげることができます。

#### イ 通気性のよい服装を導入しましょう!

制服や作業服は、通気性や透湿性のよい素材を利用するとともに冷却用の保護具、保冷服の着用や、保冷剤や日よけなども作業に合わせて活用するし熱をこもらせないように心がけましょう。

#### ウ 作業場を改善しよう!

特に屋外の場合、直射日光による照射熱を避けるため、風通しが良い簡易屋根の設置し、適宜路面や屋根に散水しましょう。しかし、散水は気温を下げる効果はありますが、風通しの悪い場所などでは湿度が上昇するおそれがあるため注意しましょう。

## エ 体調が悪い時はすぐに報告!

気分が悪い、体がだるいなど体調に変化があった場合は、無理をせず速やかに仲間や責任者に報告 しましょう。報告を受けた場合は、素人判断をせずに速やかに病院に搬送する、産業医に相談するなどの 対処を実践しましょう。

また、周囲に気分が悪そうな仲間がいたら積極的に声をかけて状態を確認しましょう。

#### オ 熱中症発生時は迅速に対応しよう!

#### 【自分自身が熱中症の疑いがある場合】

- ① 大量の発汗やめまい、ふらつきがあるときは、すぐに仲間や責任者に報告のうえ涼しい場所に移動して水分と塩分を補給し、休憩をとりましょう。
- ② それでも症状が治まらない(悪化する)ときは、仲間や責任者に報告し、すぐに医療機関に連絡してもらいましょう。
- ③ 休憩後、症状が治まったときであっても帰宅中・帰宅後に倒れる事例もあるため、勤務後は体温が 平熱になるまで落ち着いてから帰宅しましょう。

#### 【仲間が熱中症の疑いがある場合】

- ① 仲間の顔が赤い、ふらついている、普段と違う言動をしているときは、すぐに声をかけて涼しい場所に 移動させて水分と塩分を補給させて休憩をとらせましょう(その他の仲間や責任者にも声をかけてお いて、回復するまで一人にしないようにしましょう)。
- ② 倒れた場合は、「熱中症防止対策リーフレット」などを参照に医療機関等に連絡するなどの対応を実施しましょう。
- ③ スムーズな緊急対応のため、日ごろから訓練を行い滞りなく対応できるように心がけるとともに、業務開始前に「誰に報告するのか」、「医療機関等の連絡先」、「休憩場所やスポーツドリンクの保管場所」などを確認しておきましょう。

## 【参考】 WBGT 値(暑さ指数)

気温が高くなくても、湿度が高い場合は熱中症が発生しやすいことが知られています。また、気温だけではなく風速や輻射熱も関係しており、それらを統合して熱中症発生リスクを評価する指標として WBGT (Wet Bulb Globe Temperature、湿球黒球温度) が用いられています。

WBGT 値は下記の式から求めることができます。WBGT 値が 28℃以上の場合、すべての身体活動で熱中症を引き起こすおそれがあるため、厳重に注意しましょう。

- ✓ 日かげ (屋内や太陽照射がない屋外)
  - WBGT=0.7×湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度
- ✓ 日なた(太陽照射のある屋外)
  - WBGT=0.7×湿球温度+0.3×黒球温度

## 1. WBGT 値の基準

## 【日常生活に関する指針】

WBGT	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険	すべての生活活動でおこる危	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。
(31℃以上)	険性	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
(28~31℃)		
警戒	中等度以上の生活活動で	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
(25~28℃)	おこる危険性	
注意	強い生活活動でおこる危険	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危
(25℃未満)	性	険性がある。

## 【運動に関する指針】

気温	WBGT		熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。	
			特に子どもの場合には中止すべき。	
31~35℃	28~31℃	厳重警戒	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上	
		(激しい運動は中止)	昇しやすい運動は避ける。	
			10~20 分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。	
			暑さに弱い人は運動を軽減または中止。	
28~31℃	25~28℃	警戒 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水気		
		(積極的に休憩)	分を補給する。	
			激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとる。	
24~28℃	21~25℃	注意	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。	
		(積極的に水分補給)	熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水	
			分・塩分を補給する。	
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必	
		(適宜水分補給)	要である。	
			市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

## 【身体作業強度等に応じた WBGT 基準値】

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例			<b>基準</b> 熱に川	
	対性1・未選及(1 1回) 学びの)			大いた	
0 安静	・安静	3	3	3	2
1 低代謝率	<ul> <li>・ 楽な座位</li> <li>・ 軽い軽作業(書く、タイピング、縫う)</li> <li>・ 手及び腕の作業(小さいベンチツール、点検、組立てや軽い材料の仕分け)</li> <li>・ 腕と足の作業(乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作)</li> <li>・ 立位</li> <li>・ ドリル、フライス盤、コイル巻き、小さい電気子巻き、小さい力の道具の機械</li> <li>・ ちょっとした歩き(速さ 3.5km/h)</li> </ul>	3	0	2	9
2 中程度 代謝率	<ul> <li>継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土)</li> <li>腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設作業)</li> <li>腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しつくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり)</li> <li>軽量な荷車や手押し車を押したり引いたりする</li> <li>3.5~5.5km/h の速さで歩く</li> </ul>	28		2	6
3 高代謝率	<ul> <li>・強度の腕と胴体の作業</li> <li>・思い材料を運ぶ</li> <li>・シャベルを使う</li> <li>・大ハンマー作業</li> <li>・のこぎりをひく</li> <li>・硬い木にかんなをかけたりのみで彫る</li> <li>・草刈り、掘る</li> </ul>	気流を感じない時	気流を感じる時	気流を感じない時	気流を感じる時
	<ul><li>・ 5.5~7km/h の速さで歩く</li><li>・ 重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする</li><li>・ 鋳物を削る、コンクリートブロックを積む</li></ul>	25	26	22	23
4 超高 代謝率	<ul><li>・ 最大速度の速さでとても激しい活動</li><li>・ おのを振るう、激しくシャベルを使ったり掘ったりする</li><li>・ 階段を登る、走る</li><li>・ 7km/h より速く歩く</li></ul>	23	25	18	20

<sup>※</sup>JIS Z8504(人間工学-WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境)附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

## 2. WBGT 値の状況と予測

環境省熱中症予防情報サイト(http://www.wbgt.env.go.jp/)に WBGT 値の状況と予測値 などが掲載されています。作業開始前にチェックしましょう。

<sup>※</sup>熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」のことを指す。

## 3. 熱中症防止対策リーフレット







環境省 熱中症予防情報サイト







熱中症についての情報はこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html



## (5)「墜落・転落」災害防止のポイント

## ■ 巡回経路や通路は明るいうちに確認しよう!

階段の場所や段差がある箇所、滑りやすい箇所などは明るいうちに確認し、転落や墜落の危険があれば情報を共有し危険を取り除きましょう。

#### ■ 脚立は正しく使用しよう!

脚立などを使用して高所作業を行う場合、足元が固定されていないと脚立から転落する、脚立が転倒するなどのリスクが高まります。

■ カーリフトなど人荷用エレベーター以外の昇降機には乗らない!
リフトは「荷物専用」であるため、いかなる理由があろうと乗ることは禁止されています。

### ア 巡回経路や通路は明るいうちに確認しよう!

特に夜間や暗がりの箇所では、階段や段差があることに気付かず、足を踏み外して転落・墜落するおそれがあります。高層ビルの建築現場や、海沿いの巡回などの場合は、命にかかわるおそれがあるため、明るいうちに事前確認することで、危険な箇所の発見や情報共有による注意喚起につながります。また、床が濡れている場合、滑りやすくなるため巡回時は滑りにくい靴などを使用しましょう。

危険な箇所は放置せず、4Sで安全にするとともに標示などの「見える化」や柵の設置、畜光テープや 懐中電灯の使用の徹底などの対策を講じて危険を取り除きましょう。

#### イ 脚立は正しく使用しよう!

脚立や踏み台は、狭い作業床(天板)からの墜落や、昇降時の墜落も多く発生しています。脚立や踏み台自体は、高さが比較的低いものの、落下時に周囲の機器や突起物があった場合は特に頭などをぶつけると重大な災害につながるおそれがあります。そのため、脚立や踏み台を使用する際は特に下記に留意しましょう。

- ① 脚立や踏み台は、軟弱な床面に設置せず堅固な床面に設置して使用しましょう。
- ② 脚立の開脚を防止するためのストッパーはきちんとかけてから使用しましょう。
- ③ 脚立の天板に乗ったり、またいで使用するのは避けましょう
- ④ ストッパーや支柱端具(脚部)などが破損した脚立や変形した踏み台などは使用せず、適宜交換しましょう。

## ×間違った使用方法



不安定な場所に置かない



天板に乗らない



脚立にまたがらない

## 〇正しい使用方法



脚立は身体を支えるために、上から2段目より下を使用します。

できるだけ両手を離したりするのはやめましょう。

## ウ カーリフトなど人荷用エレベーター以外の昇降機には乗らない!

簡易リフトや小荷物専用昇降機は、労働安全衛生法や建築基準法などで荷物のみを運行する目的 として使用することとなっており、人が乗ることは固く禁止されています。

## (6) 「はさまれ」災害防止のポイント

## ■ 車両の運転手からよく見える場所に立ちましょう!

運転手の死角になる場所に立つと、運転手が警備員に気付かず運転を開始することがあります。

#### ■ 昇降機や特殊車両の動作範囲を確認しよう!

昇降機やドラグ・ショベルなど特殊車両の動作(上下の動きやショベルの旋回範囲など)を確認 し、安全距離を保ちましょう。

#### ドアの構造を把握して手指がはさまれないようにしよう!

ドアの開閉の方向や、自動ドアなどの構造を把握しておきましょう。

## ア 車両の運転手からよく見える場所に立ちましょう!

運転手が警備員に気付いていない場合、急発進することがあるため適切な安全距離を保ち、必要以上に慌てずに対処するゆとりを持ちましょう。特にバックしてくる車両の場合、壁と車両に挟まれるおそれがあるため、不必要に車両の後ろに回ることは避けましょう(死角に入らないようにしましょう)。

#### イ 昇降機や特殊車両の動作範囲を確認しよう!

リフトなどの昇降機がある場合、下降してくる昇降機にはさまれるおそれがあるため昇降機の動作を十分に確認し、下に入らないなど安全範囲を確認し、そこに立ち入らないようにしましょう。同様に、ドラグ・ショベルやクレーン車など特殊車両などの場合、ショベルの旋回範囲やクレーンの吊り荷の下などは危険ですので、立ち入らず安全距離を保ちましょう

#### ウ ドアの構造を把握して手指がはさまれないようにしよう!

巡回中にドアが急に開いて体がはさまれる(ぶつかる)、あるいは強風など外環境の影響でドアが急に 閉まって手指がはさまれるおそれがあるため、ドアの開閉の方向を確認し、ドアの前を通過する際にはドアから離れて歩くなどドアの開閉方向や構造を把握して安全距離を保ちましょう。

## 【参考】テールゲートリフターによる「はさまれ」災害

テールゲートリフターは、トラックなどの後部に装着する荷物積み下ろし用の昇降装置のことです。精密機器や重量物の積み下ろしなどに活用されている装置ですが、2号業務や3号業務などでテールゲートリフターによる「はさまれ」災害が発生しています。

現在、テールゲートリフターは、荷役作業の短縮や荷役負荷の軽減などのメリットが知られており、フォークリフトによる積み下ろしができない店舗などの現場でも導入されていますが、電動モーター以外に油圧式などの動力で作動しているものもあるため、はさまれた場合は怪我をするおそれがあります。そのため、動作範囲を確認し、動作時などはむやみに近づかないように注意しましょう。

#### 事例①

#### ▶ 状況

, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
災害の	の種類	はさまれ
被害	者数	0名(ヒヤリ・ハット)

- ✓ 貴重品運搬を行っている警備員 A は荷物の積み降ろし作業中、昇降板に乗ってテールゲートリフターを操作していた。
- ✓ 警備員 A は、テールゲートリフターと車両の間に足の指先が出ていることに気付かず、はさまれそうになった。



## 主な原因

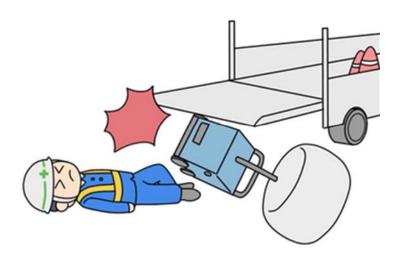
- ① 昇降板に乗ったままテールゲートリフターを操作していたこと。
- ▶ 主な対策
  - ① テールゲートリフター操作時は昇降板に乗らず、離れて作業する。
  - ② 荷台と接地面にそれぞれ作業者を配置することが望ましい。

## 事例②

## ▶ 状況

災害の種類	はさまれ・転倒
被害者数	1名(全治1か月)

- ✓ 交通誘導警備中の警備員 A は交通規制解除作業として、トラックに交通誘導業務用資機材 (バルーンライト) の積込み作業を行っていた。
- ✓ テールゲートリフターを上昇させ積込みを行うため路上より停止ロックの解除を行ったところ、バルーンライトが警備員 A の方へ向かって動き出した。
- ✓ 交通誘導員 A はバルーンライトを止めようと手を出したが、止められずに交通誘導員 A の上へ落下した。



## ▶ 主な原因

- ① 重量のある荷物であったにもかかわらず、一人で作業を行ったこと。
- ② 積込み時にバルーンライトが自由に動ける状態であったこと。

#### 主な対策

- ① 重量のある荷物の積込み、荷卸しは複数人(2,3人)で行う。
- ② 車輪等がついた資器材は、車止めをしてから作業を行う。
- ③ テールゲートリフター作動時は資機材にベルトスリングを装着し、落下防止対策を行う。

# テールゲートリフターを安全に使用するために



作業者 必読!!

(H30.4)

**5**基本 &

11 場面別ルー



重篤な災害につながるおそれがある 「作業者や荷が倒れる・転落する」事故が多発

テールゲートリフター (TGL) 使用時の労働災害に注意しましょう。 TGL 使用時における労働災害のタイプ (図) を労働安全衛生総合研究所が分析したところ、「作業者あるいは荷が倒れたり、転落する」 災害が全体の65%を占めることが分かりました。とりわけロールボックスパレット (カゴ車) は TGL でよく取扱われていますが、重たく倒れやすいこともあり下敷き等の重篤な災害に十分な注意が必要です。 また、全体の約 20% を占める「昇降板と荷台との間に足などがはさまれる」災害にも注意が必要です。

本リーフレットでは、主にロールボックスパレットを運搬する場合の TGL 使用時の安全作業ポイントについて 2 ステップで学ぶ「基本ルール」と「使用場面別ルール」を紹介します。

三元 医内侧围加拉

図。テールゲートリフター起因災害のタイプ

平成22年・23年の休業4日以上の労働災害データから無作為に約1/4を抽出したものを対象として記ます。 その他 昇降板との間にはさまれ 46 件 24.6% 78 件 17.7% 56 件 72 件

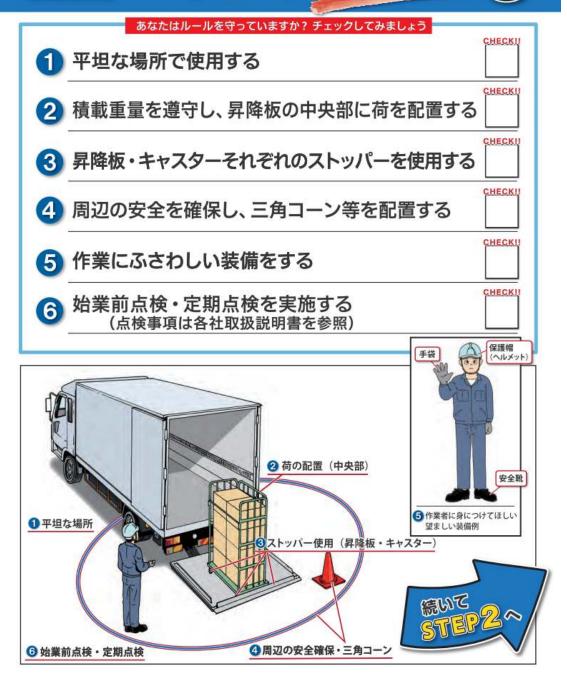
独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

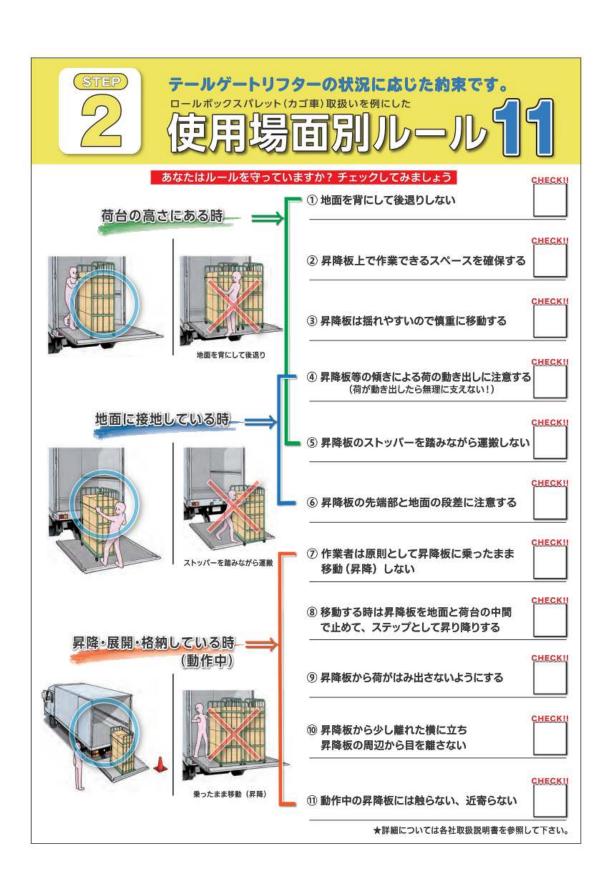
JNIOSH

STEP 1

## テールゲートリフターを安全に取扱うための約束です。

# 作業の安全のため!! 守るべき基本ルール





# 主なテールゲートリフターの種類

## 〈昇降タイプ〉



#### 垂直式



チルト式

## 〈昇降板の格納タイプ〉





床下格納式

荷台の床下に格納するタイプです。 TGLに関係なく、扉を開閉できます。

# 〈参考〉ヨーロッパのテールゲートリフター

ヨーロッパのテールゲートリフター (Taillift) には、転落防止のために、安全柵を装備したものがあります。



(1)





柵は折りたたみが 可能です。柵を立て ないと作業できない ので安全です

写真提供:B Ă R Cargolift, ETMA(European Taillift Manufacturers Association)

## (7)「プロパー事故」防止のポイント

#### 【不審者への対応】

■ 丁寧な説明、誠意ある言葉で声掛けしましょう!

相手の感情や気持ちに寄り添うことで争いを回避できます。

必要な間合いをとりましょう!

不審者からの直接的な危害を避けるため、不必要に近寄ることは避けましょう。

不審者には複数人で対応しましょう!

不審者に一人で対応せず、複数人でチームを作って対応しましょう。

#### 【ハチへの対応】

むやみに近寄らず、刺激を与えない!

専門業者に依頼しましょう。

#### ア 不審者への対応

不特定多数が出入りするような場所では、規制に気付かず侵入することもあるため先ずは誠意ある言葉で話しかけ、丁寧に説明し感情を逆なでしないようにしましょう。

不審者 (万引き犯、不法侵入犯など) や暴れている者と対峙した場合は、可能な限り複数の警備員で対応し、暗い場所を避けて間合いを十分にとりましょう。 護身用具の取扱い方法も十分に身につけておくことは重要ですが、もし凶器などを持っている場合など身の危険がある場合は、直ちに警察に通報しましょう。

## イ ハチへの対応

屋外での警備業務の場合、ハチなどの害虫や害獣などと対峙する場合があります。慌てず冷静に行動することが重要で、むやみに近付くことや、刺激を与えることは避けましょう。特にスズメバチなど攻撃性が高いハチの場合は、自分で駆除は行わず専門業者に依頼しましょう。

具体的な護身用具の取扱い方法などは、一般社団法人全国警備業協会「警備員教育教本」などを参照してください。

#### 5. 災害防止の基本を教える(その3)【緊急時のポイント】

#### (1) 異常事態発生時の対応

#### ア 警察機関等への連絡

警備員はその業務の性質上、事件・事故などに遭遇することが多いため、冷静沈着に状況を把握するとともに、被害の拡大防止、負傷者等の救護・誘導に加え、警察機関等への通報連絡を行えるよう、平素から通報連絡の手段に精通し、習熟しておくことが重要です。

#### 通報の手段

#### ① 加入電話の場合

受話器を外し、発信音を確かめてから局番なしの「110」または「119」をダイヤルする。 プッシュ式の場合は、「110」または「119」を押す。

- ② 公衆電話の場合(硬貨、テレホンカードは不要)
  - 緊急通報ボタンがあるもの
     受話器を取り、緊急通報ボタンをクリアカバーの上から強く押しこんだ後、「110」または「119」
     を押す。
  - 緊急通報ボタンがないもの

    受話器を取り、発信音を確かめてから、「110」または「119」を押す。
  - 非常通報装置があるもの 火災発生時に非常ボタンを押すだけで、あらかじめ設定された通報先の電話を呼び出し、装置に記憶された音声メッセージにより、火災発生を知らせることが可能。

#### ③ 携帯電話の場合

使用方法は一般の加入電話と同じ。どこからでもかけられることが可能であるが、現在地を出来るだけ正確に告げることが必要。特に県境の場合、通報している者の意図と異なり、隣の県につながるおそれがある。

④ 高速道路上などの非常電話の場合

高速道路では1キロメートル間隔(トンネル内は200メートル間隔)で非常電話が設置されている。基本的に受話器をとると交通管制室につながり通話できるようになるが、一部で「故障」、「事故」、「火災」、「救急」等のボタンを押す必要があるものもある。

#### ■ 通報の内容

## ① 事件・事故の種類

「泥棒」、「強盗」、「交通事故」、「火災」、「急病人や怪我人」を明確に伝える。

② 六何の原則(5W1H)

いつ (When)、どこで (Where)、だれが (Who)、何を (What)、なぜ (Why)、どのように (How) の 6 つの要素で伝える。

#### イ 現場保存

事件・事故の現場には、犯罪や事故の原因となる証拠物件が数多く残されています。現場をそのままの状態に保存することに努め、警察や消防の採証活動等に協力しましょう。

#### ■ 現場保存の要領及び留意事項

#### ① 現場保存の範囲確保

- 現場を中心に、出来る限り広い範囲を保存範囲として確保する。
- 保存範囲の明確化のため、ロープなどを用いて立入制限線を設定する。
- 通行止めが出来ない場所は、出来る限り通行を制限する。
- 交通事故の現場の場合は、迂回道路があれば迂回させるが、なければ通行に必要な最小限の道路部分を開放する。

## ② 立入制限の実施

- 現場保存の範囲からすべての人を速やかに立ち退かせる。
- 現場保存の範囲内において、施設内の関係者であっても立入を制限する。
  - 二次災害防止のためやむを得ない場合、その者に同行し現場での行動に注意するととも に、氏名、時間、行動範囲等について正確に記録すること。
  - 立ち退かせることが適当でない者は、範囲内の 1 箇所に集める、またはその場を動かないようにすること。
- 立入制限の前後で現場にて行動した者の氏名、時間、行動範囲等を正確に記録する。

#### ③ 現場の状況、証拠品等の保存

- 現場のすべてのものに手を触れない、位置を変更しない。
- 自分の行動する経路は一定にし、不必要に現場内で行動しない。
- 屋外の場合、雨などで流出・変形のおそれがあるため必要な措置(ビニールで覆うなど)を講 じる。

#### ④ 発見者、目撃者の確保

- 事件や事故に関する有力な参考人である場合が多いため、出来る限り立ち去らないように要請する。
  - 所用で立ち去る必要がある場合は、その者の氏名、連絡先などを記録しておくことが望ましい。
- その他情報提供者となり得る者については、記録する。
- 第一発見者が自分である場合などは、捜査機関以外の者に具体的内容を話すことを避け、 言動を慎む。

#### 死傷者発生時の留意点

- ① 負傷者発生時
  - 応急手当を実施する。
  - 重傷者がいる場合は、直ちに救急車を手配するとともに優先的に応急手当てを実施する。
  - 警察官より救急隊が先に到着した場合は、負傷者の倒れていた位置や着衣の状況、凶器の 有無などについて観察・記録し、到着した警察官に報告する。
- ② 死亡者発生時
  - 礼を失さないように注意する。
  - 生死の判断は緊急隊員、医療従事者に任せる。
    - 警備員は、蘇生するかもしれないとの判断に基づき、必要な救命活動を実施すること。
  - 死体は、警察による鑑識活動の対象であるため、位置や着衣などを変更しない。
  - 周囲の好奇の目にさらされることがないよう、毛布やシーツなどで覆うなどの処置を実施する。

## ■ 警察官への引き継ぎ(報告)内容

- ① 警備業務対象施設の名称、業種、所在地、責任者名および連絡先
- ② 警備員の指名及び警備会社名
- ③ 発見の時間及び内容
- ④ 連絡、通路の時間及びその内容
- ⑤ 第3者の連絡によって事件を知った場合、その発見者の氏名、住所及び連絡先等
- ⑥ 現場保存の範囲とその方法
- ⑦ 現場保存を実施した時間
- ⑧ 現場保存のため行った措置と行動の範囲
- ⑨ 現場保存実施前に現場に居合わせた者の氏名、住所及び連絡先等
- ⑩ 現場保存実施後に現場に出入りした者の氏名、住所及び連絡先等
- ① 現場内でやむを得ず物を移動させた場合、その理由と異動前の位置及び状況
- ② 関係者の氏名、住所及び連絡先等
- ③ 事件、事故に関連すると思われる情報及びその提供者の氏名、住所及び連絡先等

## ウ 救急蘇生法

警備員はその業務の性質上、事件・事故などに伴う負傷者を取り扱う機会が多いため、そのような事態に遭遇した場合に、適切な措置をとることが社会的に期待されています。そのため、平素から応急措置について正しい知識と技能について精通し、習熟しておくことが重要です。

救急蘇生法の詳細は、警備員教育教本 基本教育編(一般財団法人全国警備業協会)などを参照してください。

#### 工 避難誘導

一定規模以上の建物の場合、消防法において職員等で自衛消防組織を組織することが求められており、必ず避難計画書の作成と、年1回以上の避難訓練が求められています。警備員は多くの場合、避難誘導や初期消火などの役割が与えられていることから、避難計画書の確認と、避難誘導に関する準備と創意工夫を怠らないようにしておくことが重要です。

#### 避難計画の確認事項

#### ① 避難場所の確認

- 多数の人が安全に集合できる場所かどうか。
- 機材や荷物などが置かれていないかどうか(避難場所として適しているかどうか)。

#### ② 非常出口の確認

- 防犯上の理由で施錠されている場合、解錠方法・ルールが適切かどうか。
- ドアのノブやドア自体が錆びて動かなくなっていないかどうか。
- ドアの外に機材や荷物などが置かれていないかどうか。

#### ③ 避難経路の確認

- 避難経路に機材や荷物などが置かれていないかどうか(避難経路の幅が適切に確保されているかどうか)。
- 避難経路が2箇所(2方向)確保されているかどうか。
  - 避難経路が1箇所しかなく、かつ煙の充満や荷崩れなどでふさがれた場合、避難できなくなる事態を回避。

## ④ 避難用設備・資機材の確認

- 非常放送設備の有無と、使用方法、稼働状況の確認。
- ・ 拡声器、誘導用照明器具、避難誘導用の旗、ヘルメットなどの避難誘導に必要な設備・備品の有無と使用可能かどうかの確認。

## ■ 適切な指示のポイント

#### ① 落ち着いた声で指示

- 非常放送設備を使用する場合落ち着いた声で正確な危険の状態を告知し、避難方法、避難方向を分かりやすく伝えるよう 心がける。
- 非常放送設備を使用しない(非常放送設備がない)場合大声で怒鳴るようなことは避け、拡声器などを有効に使用し、落ち着いた声で指示する。

#### ② 現場での直接誘導の場合

先頭に立って、「私の方に来てください」と誘導する方法が最善。「右に逃げろ」や「あっちに逃げろ」 は現場を混乱させることがあるため、はっきりとした目標物を指示して誘導する。

③ 群衆が分散している場合

自分の近くにいる人だけ直接引っ張る方法もある。その場合、5~6 人が限度であるが、後ろの人が前の人の肩や腰に片方の手をかけて列を作ることで、そのグループを確実に避難させることができる。

#### 避難誘導の原則

- ① 避難指示は、非常放送設備や拡声器、メガホンなどを使用して大勢の人に同時に、かつ確実に 伝わるようにする。
- ② 通路の角、階段入口など避難する人が迷い込みやすい場所に先着して正しく誘導する。
- ③ 超高層ビルなどの特殊な場合を除き、エレベーターは使用しない。
- ④ 非常階段など、安全かつ確実に大勢の人を避難させることができる経路を優先し、救助袋や緩降機などの避難器具は、他に手段がない場合に使用する。
- ⑤ 大勢の人がいる場合は、人数を分散させて混乱を避けるとともに、危険な場所にいる者が早く避難できるようにする。
- ⑥ 煙は人よりも早く上昇するため、地上に誘導することが原則。地上に誘導することが不可能な場合、屋上や救助可能なベランダなどに誘導する。
- ⑦ 一度避難した者は、再び戻らせない。
- ® 警備員は退避の際、他に逃げ遅れた者がいないかどうかを確認し、最終者は防火扉を閉めるなど して退避すること。

## 才 初期消火

大規模火災を未然に防ぐためには、初期の段階で消火することが重要です。警備員は、ボヤなど火災を発見した場合は、避難誘導と同時に初期消火に努めることが重要ですが、身の危険を感じた場合や 天井まで火が燃え広がっている場合は、速やかに避難しましょう。

#### ■ 消火活動上のポイント

## ① 上方向への避難は危険

- 煙の上方向への移動速度(毎秒3~5メートル)は人が階段等で移動する速度より速い。
- 煙の横方向への移動速度(毎秒 0.3~0.8 メートル)は早くないが、火災現場の独特の雰囲気中では避難が困難な場合があるため注意が必要。
- 煙と同時に熱気も移動している。

#### ② 有毒ガス発生のおそれ

- 火災現場では一酸化炭素と二酸化炭素が発生し、特に一酸化炭素中毒に注意する。
  - 一酸化炭素は、血液中のヘモグロビンと結合しやすい(酸素の 200~300 倍の親和性)ため、全身に酸素不足を引き起こし生命の危険(一酸化炭素中毒)をもたらす。
- 燃焼している物質によっては、シアン化水素、亜硫酸ガス、アルデヒドなど有害性が高い物質が 発生する。

- 有害性が低いガスであっても、室内に充満すると酸素濃度が低下するため酸欠や窒息が生じるおそれがある。
- ③ 初期消火はただちに実施
  - 早く周囲に知らせる
    - 一人で消そうとせずに、まずは非常ベルなども利用して周囲に知らせる。
    - ただちに 119 番通報する。
  - 初期消火は迅速に
    - 燃え広がる前に、消火器を使用して初期消火を迅速に行う。
    - 初期消火では対応できない場合などに備え、必ず避難路を確認する。
  - 早く逃げる
    - 天井まで火が燃え広がっている場合は身の安全を確保するため避難する。
    - 避難する際には、燃えている部屋のドアや窓を閉めて空気を遮断する。

初期消火の方法や各種消火器の機能の詳細は、警備員教育教本 基本教育編(一般財団法人全国警備業協会)などを参照してください。

## (2) 労働災害発生時の対応

警備会社や契約先、警備員自身が積極的に安全衛生管理や安全衛生活動を実施していても、労働災害が発生するリスクをゼロにすることはできません。万が一、作業現場で労働災害が発生した場合は、被災者への対応(応急措置など)を実施しましょう。引き続いて、労働基準監督署への報告や現状把握、原因分析を行ったうえで再発防止のための対策や措置を実施することが求められています。

## 労働災害発生時対応フロー(例)

## 労働災害発生

## まずは落ち着いて!

慌てて駆け寄って、二次災害などを発生させないように注意しましょう。

#### 現場対応

- ●被災者の救護 ●現場責任者・警備責任者への連絡 ●被災者の病院への搬送
- ●警察署・労働基準監督署への連絡(重大な労働災害の場合)
- ●被災者家族への連絡

## 事故状況の把握と原因調査

- ●警察署・労働基準監督署の現場検証立会い
- ●警察署・労働基準監督署の事情聴取への対応

## 労働基準監督署への届け出



- ●休業4日以上:速やかに労働基準監督署へ報告
- ●休業 1~3 日:4 半期に1度、労働基準監督署へ報告

#### 再発防止対策の検討と実施

- ●設備や道具の改善
- ●作業手順書の改訂
- ◆社内安全衛生教育の実施

もしものときに備えて、以下の事項を整理しておきましょう。

- 応急手当、介護のための設備、道具の置き場所(の確認)
- 消防・救急、警察署、労働基準監督署の連絡先、対応担当者
- 労働者の家族などの連絡先、労働基準監督署への届け出や労災保険給付申請の方法など
  - 厚生労働省「労働災害が発生したとき」http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousai/index.html
  - 厚生労働省「労災補償」http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousai.html
- その他、会社独自の報告方法・様式など

## ③ 【参考情報】安全な作業のために

## 1. 安全衛生自己点検表の活用(責任者向け)

安全で健康的な職場づくりのため、職場の安全衛生に関する状況をチェックすることは有効な手段です。自己点検表などを活用し、自主的な安全衛生管理体制、機械設備等の整備状況、安全な作業の進め方、警備員等の健康状態などの基本的事項に問題がないかを定期的に点検しましょう。

危険な状況や不十分な状況などを発見した場合は、ただちに改善することが安全で健康な職場づくり において重要です。

## ■ 自己点検のポイント

- ① 「誰が」点検するのか
  - 事業主や現場管理者など責任者が実施しましょう。
- ②「いつ」点検するのか
  - 毎年定期的に実施しましょう。
  - 特に下記の時期は点検に最も適当な時期です。)
    - 全国安全週間(7月1~7日
    - 全国労働衛生週間(10月1~7日)
    - 年末年始無災害運動期間(12月15日~1月15日)
- ③「どのように」点検するのか
  - すべての職場について、点検表の該当する箇所をチェックしましょう。
    - 点検者自らが現状を把握する、または職場責任者を通して確認すること。
- ④ 改善に結びつける
  - 問題等があった箇所は、放置せずただちに改善しましょう。
  - 問題等がない場合であっても、更なる充実化を図りましょう。

次ページに、管理体制自己点検票と交通誘導警備自己点検表の例を示します。参考にして、職場にあった自己点検票を作成し、活用しましょう。

(1)管理体制自	己点検表の	)例				
				T		
【点検職場名】				【従業員数】		名
【点検実施日】	年	月	日	【点検者名】		<b>(II)</b>
1		安全意	意識の	高揚について		
① 全国安全调問。	2. 国学働待	生调問.	. 在 幸 在	始無災害運動期間に次のこ	ンを行ってい	<b>ゝ</b> ますか
イ 経営トップの安		. — .		如無火音建動新聞に入めて		ー □いない
□ 事業主の安全			273		□いる	□いない
八 安全衛生表章					_ ເນລ	□いない
ニ 安全衛生に対					□いる	□いない
ホ「標語」等の募	集·表彰				□いる	□いない
② 日ごろ、次の職場	活動を行っ	ていますだ	か。			
イ 警備現場や警	[備員室等	の整理・	整頓·清	潔.	□いる	□いない
ロ 職場ごとの安全	全衛生に関	する短時	間の打行	合せ(ミーティング)	□いる	□いない
八職場体操、基	本動作の記	川練			いる	□いない
2	安	全衛生	生への!	取組みについて		
① 完全资件专准体	スにもたって	<b>纮托</b> 空	<del> </del>	管理者·衛生管理者·衛生		
① 女主衛主を進める 推進者などを定め				吕坦白·俐土吕坦白·俐土	□いる	□いない
推進者などで足め ② 産業医を選任して		いまりか。	•			□いない
		5个衙件	·禾吕仝	またはそれに代わる意見聴	□いる	□ (1/4()
取の場を定期的に			安貝云	またはてれについりの思兄咜	□いる	□いない
以の場で足別的	こ用催して	なりか。				
3	<u>~</u>	<b>治師</b> 安	<b>全街</b> 5	E教育について		
		J 国 又 。	3 <b>3</b> (4)			
① 衛生管理者等に	対する教育	等を実施	ひていま	きすか。	□いる	□いない
② 雇入れ時等の安全					□いる	□いない

③「安全衛生教育計画」を作成していますか。

□いる □いない

	健康の保持増進について		
1 2 3 4	警備員等の従事する業務を適切に管理していますか。 雇入れ時の健康診断を実施していますか。 定期健康診断を実施していますか。 健康教育、健康相談を実施していますか。	□ いる □ いる □ いる	□いない □いない □いない □いない
	5 衛生基準について		
1	警備員に対する毎日の健康管理を行うとともに、警備員が病気や過労、 睡眠不足のまま勤務に就くことがないよう、その勤務日程を適正に管理して いますか。	□いる	□いない
2	著しく暑熱又は寒冷な場所、その他の有害業務に警備員を従事させると きには、適切な保護具を使用させていますか。	□いる	□いない
3	警備員が有効に利用することができる休憩の設備を設けるよう努めていま すか。	□いる	□いない
4	交通誘導警備業務に従事する警備員が就業中しばしばすわることができる機会があるときは、当該警備員が利用することのできる椅子を備えていますか。	□いる	□いない
(5)	警備員が就業の途中で仮眠又は睡眠をとる機会があるときは、睡眠が適切にとれる場所を設けていますか。	□いる	□いない
6	警備業務の現場において、警備員のための更衣場所を確保するよう努めていますか。	□いる	□いない
7	警備業務の現場において、警備員のための救急用具を備え付けていますか。	□いる	□いない
	6 実施を確保するための措置について		
1	「警備業労働災害防止規程」の内容を警備員に対して教育していますか。	□いる	□いない
2	「警備業労働災害防止規程」の内容を契約先等に知らせ、その適正な実施について理解と協力を得るよう努めていますか。	□いる	□いない

ア 災害調査について

1	ヒヤリ・ハットが発生した場合、報告を出させていますか。	□いる	□いない
	災害が発生したときに、災害原因を的確に把握し、教訓として生かしていますか。	□いる	□いない
3	災害調査の結果を、再発防止に役立たせていますか。	□いる	□いない

/	\ <del>; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;</del>	ムエッル
(2)	)交通誘導警備自己点榜	東表の例
· - /		\ <b>_</b> \_\-\-

【点検職場名】				【従業員数】	名
【点検実施日】	年	月	日	【点検者名】	<b>(FI)</b>

L		<b>未務計画とての同知について</b>		
1	事前に多	安全を考慮した「業務計画」を作成していますか。	□いる	□いない
(2)	警備員:	等に対し行うべき業務の範囲を明示していますか。	□いる	□いない

# 2 装備品の準備・保安用資機材の周知等について

1	安全確保のため必要がある現場には保護帽の着用を義務付けています	_ເນລ	□いない
	か。	⊔∨ശ	□ v \\&\\ i
2	業務に必要な装備品を事前に定め、その装着方法や使用方法について	□いる	□いない
	周知させていますか。	口いる	□ ( \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \
3	夜間の作業現場では、夜光性のもの又は反射装置を施した装備品・保安	□いる	□いない
	用資器材を使用していますか。	口いる	口いない
4	保安用資器材の使用方法、使用手順、使用上の留意点について、あらか		□1.\ <del>+</del> \1.\
	じめ周知させていますか。	□いる	□いない

## 3 負傷事故等の防止対策について

1	特	殊車両の運転特性を周知させていますか。	□いる	□いない			
2	保	安用資器材を1日1回以上点検させていますか。	□いる	□いない			
3	保	安用資器材について、次の事項を周知させていますか。					
	1	設置は進行する車両の進行方向から始め、撤去する場合は進行方向	□いる	□いない			
		の逆の地点から始めること					
		設置、撤去の際はその都度左右の安全を確認すること	□いる	□いない			
	八	設置の際は飛散、転倒しないよう安全措置を講ずること	□いる	□いない			
	=	見通しの悪い現場では、工事予告板などにより、通行車両の突入等の	□いる	□いない			
		事故を防止すること					
	木	資器材等を応急修理する際は、安全な場所で、かつ、当該資器材や	□いる	□いない			
		作業用工具等による受傷事故を防止すること					
4	機	械等の運転が開始される際には、一定の合図を定め、合図をする者を	⊔ທຣ	□いない			
	指	名していますか。					
(5)	火	気等の安全な使用方法について周知させていますか。	□いる	□いない			
6	立	哨及び動哨位置について、次の事項を周知させていますか。					
	1	歩道上、道路の左側端、保安用資器材の内側に位置すること	□いる	□いない			
		車両の運転者、歩行者からよく見え、警備員自身の視界も良好な位	□いる	□いない			
		置を選定すること					
	八	車両の運転者の死角に入らないこと	□いる	□いない			
	=	工事用作業車等の作業半径内や吊り荷の下に立ち入らないこと	□いる	□いない			
	木	とっさの際の避難スペースを確保しておくこと	□いる	□いない			
	^	転倒事故が生じ易い場所を避けた位置を選定すること	□いる	□いない			
	٢	警備員自身が通行車両の障害となるような場所に位置しないこと	□いる	□いない			
	チ	その他安全を確保できる位置を選定すること	□いる	□いない			
7	合	合図を行う場合、次の事項を周知させていますか。					
	1	合図は分かりやすく大きな動作で行うこと	□いる	□いない			
		道路の中央や、通行車両の進行方向の直前に飛び出したりしないこと	□いる	□いない			
	八	停止の合図はゆとりをもって行い、その制動距離に十分留意すること	□いる	□いない			
	=	停止の合図をしたときは、当該車両及び後続車両が確実に停止したこ	□いる	□いない			
		とを確認するまで注視を継続すること					
	木	停止した車両を発進させるまでは停止の合図を継続するよう努めること	□いる	□いない			
	$\wedge$	特に夜間は重大事故の発生が多いことに留意すること	□いる	□いない			

8	交	互通行誘導時に、次の事項を周知させていますか。		
	1	警備員相互に緊密な連携を保つように努めさせること	□いる	□いない
		見通しの悪い場所においてはトランシーバー等の資器材を活用すること	□いる	□いない
	八	対向する車両等が停止したことを確認した後でなければ自己の誘導す	□いる	□いない
		る車両等を発進させないこと		
9	後	進車両の誘導時には、誘導前に運転者と打合せをし、音声又は警笛を	□いる	□いない
	使	用すること、及び誘導する車両等によって挟まれるおそれがある場所に立		
	5.	入らないよう周知させていますか。		
10	交	差点内等での誘導時には、他の交通にも十分注意を払い、受傷事故	□いる	□いない
	の	防止に努めさせていますか。		
11)	道	路の横断時に、次の事項を周知させていますか。		
	1	原則として、信号機の信号又は横断歩道によって横断すること	□いる	□いない
		やむを得ず信号機の信号又は横断歩道によらずに道路又は車道を横	□いる	□いない
		断するときは、通行車両等による危険がないことを確認した後、速やか		
		に横断すること		
12	安	全を確保するための適正な服装及び姿勢態度について周知させていま	□いる	□いない
	す	か。		
13)	定	期的に交通誘導警備の現場をパトロールしていますか。	_\∪ໄວ	□いない

### 2. 安全な作業のための事例

## (1)契約先への熱中症予防対策の協力願い

## 【概要】

- ✓ 毎年熱中症が本格化し始める時期の前(5月頃)に契約先企業または施設に対し、今夏実施する熱中症予防対策の協力願いを送っている。
- ✓ 記載内容は、水分や塩分補給用品の警備現場への持ち込みに加え、リーフレット等の掲示の承諾についてお願いするもの。

## 【効果】

✓ 事前に熱中症防止の取り組みを告知したことで、契約先施設において熱中症予防対策を実施し やすい職場環境を作ることができた。

○年○月

ご契約先 各位

○○警備株式会社

#### 施設警備における熱中症予防対策について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 今年も、酷暑期を迎えるにあたり、熱中症への対策が必要な時期となってまいりました。弊社では熱中症予防 対策のため、警備員に対し下記のような取組みや指示を行っております。つきましては、ご契約先様にもご理解・ご協力を賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬白

記

- 1. 防災センター等、警備員の目につく場所に熱中症予防に関するリーフレット等を 掲示させていただきます。
- 2. 警備員の健康状態については、日々、相互に確認させていただいております。
- 3. 経口補水液・冷却タオル・塩熱サプリなどの熱中症対策用品を、各警備員に携帯させております。 また、防災センターや控室などに備え付けさせていただきます。
- 4. 弊社の安全衛生担当者および教育担当者が、熱中症注意喚起や現場状況把握のためのパトロールを 行います。
- 5. その他、必要があると認められる対応については、随時ご契約先様と相談の上で決めさせていただきます。

以上

熱中症予防対策の協力願いの例

## (2) 事故の見える化(ポスター作成)

## 【概要】

- ✓ 同社であっても他営業所で起きた事故事例は、口頭による周知のみであると警備員の印象に残り にくく、各地の営業所において 4、5 年に 1 度のペースで同様の事故が起きてしまっていた。
- ✓ そこで他営業所で起きた事故事例の周知を、比較的目に留まりやすいポスター掲示により実施した。
- ✓ さらに、単に文章が羅列しているよりも、視覚的に伝わりやすいマンガ形式のポスターを採用した。 (マンガの作成は、絵心のある社員に依頼した。)

## 【効果】

✓ 警備員自身が気軽にポスターを読めたことで、同作業時の安全への意識が高まり、ポスター掲示以来、同様の事故は起きていない。



## (3) 交通誘導員などの交通事故防止に係る取組

### 【概要】

- ✓ 交通誘導員が車に衝突するなどの交通事故を防ぐため、安全に作業を行うためのポイントをまとめ、 手帳形式で警備員各自に携帯させる。
- ✓ さらに業務開始前に現場責任者・警備責任者を含め、警備員に記載事項の徹底を図る。

#### 【効果】

✓ 交通事故防止の徹底が可能であり、職場全体として、安全意識の向上を図ることができる。

## 交通誘導員と作業者を車から守る「安全作業 10 か条 |

- 1. カラーコーンの大型化、掲示板の大型化、蛍光化等通行車両が早めに工事予告を認識できるように視認性の高い標識施設の設置を図る。
- 2. 夜間及び薄暮時間帯、暗所で誘導を行う場合には、<u>作業者の位置が認識できる</u>よう蛍光反射 (夜間) チョッキの着用、誘導の状況が容易に視認できるよう赤色灯の使用を徹底させること。
- 3. 交通誘導ロボット、進入車両強制停止装置等の防護策をとることにより、万が一工事現場内に 交通車両が突入しても被害程度の軽減化を図る等の措置を行うこと。
- 4. 走行車両の誘導に当たり、交通誘導員を守るため保安柵通行車両に目立つよう設定するとともに、交通誘導員は安全な位置で交通誘導を行うなど、みだりに車両の通行する場所に立ち入らないこと。
- 5. 走行車両の誘導は、走行してくる車両の方向を向き、車両に背を向けないこと。
- 6. 停止、徐行、進行等の合図は、走行してくる車両の<u>運転者の目を見ながら大きな動作</u>で行うこと。
- 7. 停止の合図に従わぬ車両は、無理に停止させず後続の協力する車両を停止させること。また、 停車させる車両の先頭は出来るだけ小さい車両とし、後続する車両の前方の視界を確保することも考慮すること。
- 8. 走行帯(通路)の路面は、機材等が散乱しないように常に整理整頓を行うこと。
- 9. 歩行者の誘導に当たっては、歩行者の側を向くのを原則とするが、侵入車両があるときは車両の方向を向いて歩行者を防護する姿勢をとること。
- 10. 道路使用許可条件(施工方法、交通対策等)を厳守すること。

## (4) KY トレーナー制度の活用<sup>8</sup>

## 【概要】8

- ✓ 警備業のアウトプットは、マンパワーで大きく変わる(生産性向上にダイレクトに繋がる)のではない かと考え、「人づくり」を推進するためゼロ災運動を開始した。
- ✓ 専業の安全推進室の設立、安全衛生方針の策定、安全衛生計画の立案、社内 KYT 研修会の開催、社内の安全大会開催、TBM (Tool Box Meeting) -KY の導入等を通じて管理監督者の育成強化を実施。
- ✓ 中央労働災害防止協会が実施する「ゼロ災運動プログラム研究会」及び「危険予知活動トレーナー研修会」に積極的に活用し、2割超の従業員が受講した。

### 【効果】

- ✓ 職長クラスの意識が大きく変化し、
  - ▶ 主体的に行動する従業員が増加した。
  - ▶ コミュニケーションが活性化され、職場の雰囲気が改善した結果、離職率が低下した。
  - ▶ ゼロ災運動開始前よりも大幅にクレームや事故が減少した。

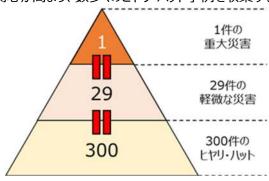
## (5) ヒヤリ・ハットの捉え方を伝える

#### 【概要】

- ✓ ハインリッとの法則を、単に「重大災害:軽微な災害:ヒヤリ・ハット=1:29:300」と捉えるのではなく、ヒヤリ・ハットや軽微な災害は重大災害と同程度の問題であるという意識を常に持たせるよう新任教育や現任教育などで教育している。
- ✓ また、ヒヤリ・ハット事例を報告することが、結果として職場環境の改善につながることについても徹底して教育している。

### 【効果】

✓ ヒヤリ・ハットに向ける関心が高まり、数多くのヒヤリ・ハット事例を収集することに成功している。



<sup>8</sup> 中央労働災害防止協会 第 78 回全国産業安全衛生大会研究発表集 P.472-473 より一部抜粋、みずほ加工

### 3. 労働安全衛生関係の情報入手

## (1) 労働災害、関係法令情報の入手

労働災害の発生状況や、具体的な労働災害事例などを把握し、活用することは、労働災害防止対策を進めるうえで有効な手段です。

労働災害事例は、下記の Web ページや文献などから入手可能です。

#### ◆ 【厚生労働省】職場のあんぜんサイト

- ・ 労働災害の防止に関連する情報をまとめた厚生労働省の Web ページ
- ・ 労働災害統計、災害事例(災害データベース、ヒヤリハット事例など)などが入手可能
- http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html



### ◆ 【中央労働災害防止協会】安全衛生情報センター

- ・ 安全衛生関連の情報をまとめた中央労働市街防止協会の Web ページ
- ・ 安全衛生関係法令、厚生労働省の安全衛生関係の報道発表資料などが入手可能
- http://www.jaish.gr.jp/index.html

安全衛生情報センター Q 検索

Q検索

## ◆【全国警備業協会】セキュリティタイム 労災特集増刊号(年1回)

- ・ 警備業協会の動向や適正な警備業務に資する情報の発信を毎月発信する機関紙
- ・ 年に1回の労災特集増刊号では労働災害の統計分析などをとりまとめて発行

#### ◆ 【全国警備業協会】イラストで学ぶ最近の労災事例からの教訓 30

- ・ 上記セキュリティタイムに掲載された30事例を再編集してまとめた書籍
- ・ 労災事例の概要や教訓などを、イラストなどを活用して解説

## (2) 安全衛生関係資料の入手

安全衛生教育を円滑に進めるために、厚生労働省から公表されている安全衛生に関係するリーフレットなどを活用することも有効な手段です。

本マニュアルの作成に活用した安全衛生に関係するリーフレットなどは、下記 Web ページから入手可能です。

## ◆ 転倒防止

「STOP! 転倒災害プロジェクト」

https://www.mhlw.go.jp/content/000416941.pdf

### ◆ 腰痛症防止

「職場での腰痛を予防しましょう」

https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131114-01.pdf

## ◆ 熱中症防止

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン―熱中症予防対策の徹底を図る―」

https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000505935.pdf

「みんなで防ごう!熱中症」

2020年4月以降、厚生労働省HPにて公開

## ◆ 墜落·転落防止

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」

https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/170322-1.pdf

### ◆ はさまれ防止

「テールゲートリフターを安全に使用するために 2 ステップで学ぶ 6 基本&11 場面別ルール」

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-

Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000212477.pdf

# 第2章 未熟練労働者の安全衛生教育の実施

(講師用)

- 未熟練労働者に対する安全衛生教育を、教育担当者等が講師として プレゼンテーションを行うことを想定し、Microsoft<sup>©</sup> PowerPoint 形式 のスライド資料を作成しております。
- 本章では、当該スライド資料を用いたプレゼンテーションを行う際の注意 事項等をまとめました。
- 各ページの上段にスライド、下段に参考となる解説文を記載しております。
- 安全衛生教育では、災害事例などを併せて具体的に紹介すると効果的です。そのため、本マニュアル及びスライド資料では参考になる災害事例を記載していますが、業務内容や警備対象などを踏まえ、講師にて有効であると考えられる災害事例を取り上げてください。
- 取り上げる災害事例は、実際に講師が経験した事例や警備会社が経 験した事例を取り上げると、より一層具体的な解説が可能となります。
- 本スライドは、おおよそ 1~2 時間程度の講義を想定して作成しておりますが、必要に応じて追加あるいは取捨選択してご利用ください。

## 警備員として働くみなさまへ

# 安全かつ健康的に働くために

## 【解説】

本スライド資料は、未熟練労働者(経験年数3年未満の警備員を想定)に対し、特に知っておいて もらいたいことを、本マニュアルから抜粋しました。

本スライド資料を用いた安全教育では、

- ① 職場には危険な場所や危険な作業があること
- ② 安全に作業するためには何に注意するべきか

を、警備員のみなさまに知ってもらい、安全や衛生などに意識を向けてもらうことに留意していただきたい と考えています。

安全に業務を遂行するためには、繰り返し安全を意識して業務にあたることで、安全な行動を身に着け、 危険に対する感受性を高めることが重要です。

労働災害の損害賠償の裁判では「安全教育とは、単に教えるだけでなく、体得されるという程度にまで繰り返し実施することが必要」との判決があることから、飽きないようにする工夫をしつつ、繰り返し教育を行ってください。

# 職場にはさまざまな危険がある

## 【労災事例1】 道路拡幅工事で車両の誘導中にドラグ・ショベルにひかれる

- 1 労働災害の発生状況
- ✓ A (入社2年目)は、警備員として工事現場で一般車両の交通 誘導を担当。
- ✓ Bは、運転手兼工事現場の作業責任者として当日はドラグ・ショベルを使用して県道の拡幅等路盤整備を実施していた。
- ✓ Bは、ドラグ・ショベルを前後に走行させながら粉石に圧力をかける作業を行っていたところ、Aは頭部をドラグ・ショベルにひかれてしまった。



## 2 不安全な作業

- ✓ Bは、後方を十分に確認しないでドラグ・ショベルを後退させてしまった。
- ✓ Aは、所定の位置からドラグ・ショベルの作業箇所に移動していた(本来入ってはいけない箇所)。
- ✓ 作業の進行、変化を踏まえた作業計画・作業手順が明確になっていなかった。
- ✓ 全体の作業を監視する者が指名されていなかった。

## 3 安全な作業のために

- ✓ 作業の進行状況や現場の状況の変化を踏まえた作業計画・手順の見直しと明確化。
- ✓ 経験などを踏まえた交通誘導員の適正配置の実施。
- ✓ 危険な範囲や立ち位置禁止区間など、作業開始前の指示の明確化とルールの順守。

- 初めて警備業に携わる方などは特に、職場は安全が確保されているという思い込みがあり、危険に対する認識や、どのような行動が危険なのかを理解していない(危険に対する感受性が低い)ケースが多くみられています(実際に、危険に対する感受性が低く事故にあう事例も報告されています)。
- そのため、職場には様々な危険な場所や危険な作業があることを知ってもらうため、実際に発生した 事例を紹介しています。
- 【労災事例 1】では、実際に労働災害が死につながることがあることを示し、作業内容によっては危険と隣り合わせという状況も起こり得ることを知ってもらいましょう。
- 工事現場での警備の場合、重機などが使用されていることがあるが、重機は接触すると通常の車よりも大ケガをするリスクが高いこと、構造上死角が多く、運転席から警備員が見えないことがあるなどを知ってもらうことが重要です。
- 対策は、警備員が対応することではないことも含まれていますが、工事現場としてはこれぐらいの安全対策が求めれていること、言い換えればそれだけ工事現場は危険が潜んでいることを意識してもらいましょう。

# 職場にはさまざまな危険がある

## 【労災事例2】 炎天下の屋上駐車場で車両の誘導・整理の作業中、熱中症に罹る

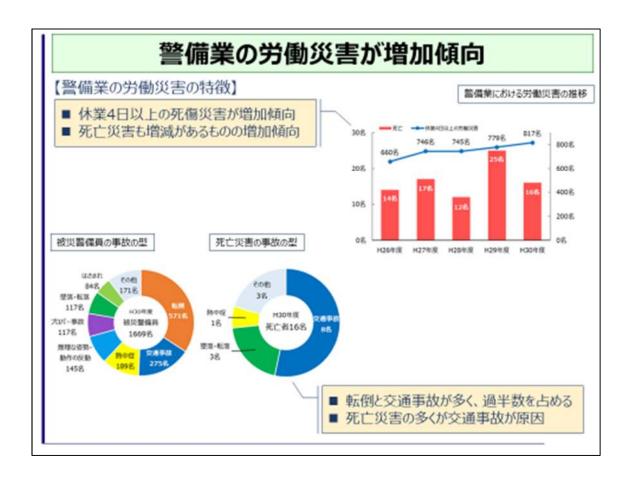
- 1 労働災害の発生状況
- ✓ Cは、炎天下の中、警備員としてスーパーの屋外駐車場で車両の 誘導・整理を担当。
- ✓ 前日・前々日と同様の業務を担当しており、当日は現場責任者に 気分が悪いと訴えたものの、Cも大丈夫と判断し業務に戻った。
- ✓ 現場責任者は顔色が悪いことに気付き、休憩を指示したが、その後 嘔吐して倒れているCが発見され、熱中症により死亡した。



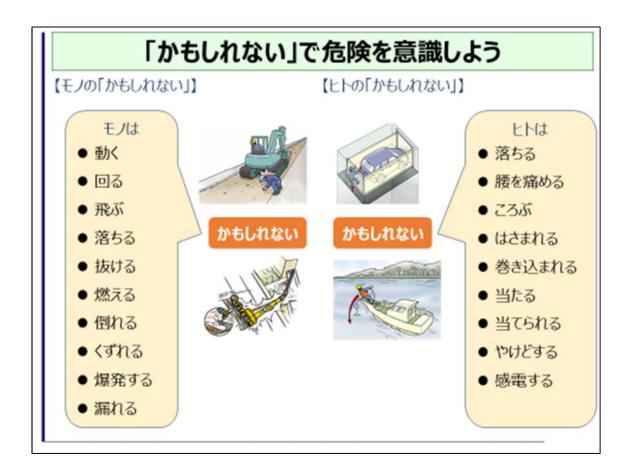
## 2 不安全な作業

- ✓ 連日の炎天下での業務により体調が悪化していた。
- ✓ 十分な休憩を確保せずに業務を実施していた。
- ✓ Cだけではなく、現場責任者も熱中症に対する知識が不足しており適切な措置がとれていなかった。
- 3 安全な作業のために
- ✓ 健康状態を考慮した休憩時間、休憩場所等の確保。
- ✓ 炎天下での長時間作業を踏まえた水分・塩分補給、服装等の配慮。
- ✓ 緊急対応などを含む熱中症に関する教育の徹底。

- 【労災事例 2】近年特に報告が増加する傾向にある熱中症を取り上げています。
- 熱中症は、年齢や性別など関係なく、また真夏以外の時期(梅雨の時期など)も多々発生していることを教えましょう。
- そのため、無理をせず十分な水分・塩分、休憩をとることが重要であるとともに、日ごろからの体調管 理も熱中症防止のためにも注意するべきポイントであることなども伝えることが望まれます。
- また、自分自身が、気分が悪い・体調が芳しくないときは、無理をせず必ず現場責任者や警備責任者に申し出ることも重要ですが、同様に様子がおかしい同僚がいた場合も現場責任者や警備責任者に申し出ることも重要です。



- 全国警備業協会が「SECURITY TIME」にて、毎年 10 月に公表している「労災特集号」からの 抜粋です。
- 年々警備員の労働災害の数が増加しているだけではなく、重症化するような傾向があることなどを 伝え、他人事ではないことを教えましょう。
- 転倒が非常に多い状況にありますが、特に高齢者の場合は大ケガにつながる傾向になるため甘く見てはいけないことを教えましょう。
- また交通事故の場合は、そのまま死亡するリスクが高いことを意識させることも重要です。



- 「かもしれない」で危険を意識することは、安全行動につながる重要なきっかけです。
- どのような「かもしれない」が現場にあるのかを、具体的に教えるとともに、実際に講師や警備会社が 経験した事例を織り交ぜることで、具体性が増すとともにイメージしやすくなります。
- 「モノの「かもしれない」」
  - ✓ モノ(ドラグシャベル)は、急に後ろ向きに動くかもしれない。
  - ✓ モノ(クレーン)は、急に回りだすかもしれない。
  - ✓ 背の高いモノ(はしご)は、足元が悪いと/バランスが悪いと、倒れるかもしれない。
- 「ヒトの「かもしれない」」
  - ✓ 高所で作業しているとトは、足元が暗いと踏み外して落ちるかもしれない。
  - ✓ 上方ばかり見ながら歩いているとトは、荷物やコードなどにつまづいてころぶかもしれない。
  - √ 決められた通路を歩いていないヒトは、飛び出してきたフォークリフトなどにぶつかるかもしれない。



- ヒトやモノの「かもしれない」に加え、環境の「かもしれない」も重要です。
- 「環境の「かもしれない」」
  - ✓ 気温が高いと、熱中症になるかもしれない。
  - ✓ 周囲が暗いと、足元がみづらく転倒するかもしれない。
  - ✓ 作業場の足場が脆いと、倒壊して転落するかもしれない。



- ルールに従って、定められた制服、装備品などを、「きちんと」身に着けることは最も基本的かつ重要な姿勢であることを教えましょう。
- 常に周囲から見られているという意識を持って、業務にあたることが重要であることを伝えてください。
  - ⇒ 特に交通誘導を行う場合は、周囲からよく見えるようにすることと同時に反射チョッキなど装備 品の確実な着用は、自分の身を守るためにも重要です。
  - » ポケットに手を入れて立っている、着用すべ帽子を脱いで立っている、制服を着崩して立っているなどは、通行人やお客様からの信頼を損ねることにつながるため、注意するべきであることも教えましょう。
- 正しい服装と姿勢は、安全な作業、安全な行動の最初の一歩であることを意識させましょう。



- 事前に危険の芽を摘むためにも、報告・連絡・相談は最も効果的な手段の一つであり、安全かつ 円滑な業務遂行においても重要であることを教えましょう。
  - ▶ 些細なことであっても、異変を周囲に知らせて共有することで事前に対応することが可能になる だけではなく、万が一何か起こったとしても、被害を最小限に抑えることも可能となる場合もあり ます。
  - ▶ また、職長や現場責任者などは、ホウレンソウがあった事象はそのままにせず、可能な限り速やかに対応することが求められます。

## 警備指令書を確認し遵守しましょう

## ●警備計画書

- ✓警備実務の具体的な内容を定めたものです。
- ✓警備実務の実施に際しては、この警備計画書に基づいて各警備員への警備指令書(警備指示書)が作成されています。

## ●警備指令書

- ✓警備の内容や手順、巡回ルート、緊急時の対応方法などが明記されたものです。
- ✓警備業務の実施にあたり、記載の内容及び注意事項などを十分に 理解するとともに、警備指示書の順守を徹底しましょう。

守るべきルールや手順を守らずに労働災害に至った事例が多発!

- 警備業務は、警備計画書及び警備指令所に基づいて実施していることを教えるとともに、警備指示書の順守の徹底を図りましょう。
- 労働災害事例には、守るベきルールや手順を守らずに災害に至ったという事例が多々あることを教え、相談もなく手順を変更することや焦って手順を飛ばすことは禁止であることを教えましょう。
  - ▶ ただし、作業の効率化やすでに不要となっている手順などがあった場合は、職長や現場責任者に相談し、必要な指示をうけましょう(勝手な変更は禁止)。

## 警備指令書を確認し遵守しましょう

- ●ポイント【施設警備】
  - ✓警備計画書・警備指令書の内容や施設の規定などを<u>しっかり把握</u> しましょう。
  - ✓昇降機、防火シャッター、防火扉などの設備や電子錠、鍵などの取扱い方法や管理方法はあらかじめ確認しましょう。
  - ✓安全上やるべきこと、やってはいけないことを関係法令や規定・ルール を確認のうえ順守しましょう。
  - ✓ 定められた経路、ルール (夜間は懐中電灯の使用など)を守り、安全に巡回しましょう。
  - ✓前任者から業務を引き継ぐ際には、安全面の注意点などを聞いておきましょう。
  - ✓分からないことがあれば、そのままにせず<u>必ず責任者や前任者に確認</u> しましょう。
  - ✓<u>慣れによる怪我</u>には注意し、<u>軽はずみな行動や無理な動作</u>は避けましょう。

- ここでは、施設警備における主な注意事項を挙げています。
- 施設によって十分ではないことが考えられますので、その際は追記してご利用ください。
- 基本的には前スライドと同様に、警備指令所(ルール)の順守徹底が重要ですが、慣れが生じる とルールを軽視する傾向にありますが、それこそが事故につながる要因であることを強調してください。

## 警備指令書を確認し遵守しましょう

- ●ポイント【交通誘導警備】
  - ✓警備計画書・警備指令書の内容や施設の規定などをしつかり把握 しましょう。
  - ✓定められた装備品(手旗・誘導灯、警笛、トランシーバーなど)は正しく身につけるとともに、特に電池で作動する装備品はきちんと動作することや電池の残量を確認しましょう。
  - ✓特に夜間は、夜行性・反射性のあるベスト(反射ベスト)は必ず 装着し、車両の運転手などから見やすいようにしましょう。
  - ✓交通誘導警備業務用資材(セフティコーンなど)を設置する際だけではなく撤去時も、警備指令書に順守するとともに車両にも注意しましょう。
  - ✓安全上やるべきこと、やってはいけないことを関係法令や規定・ルール を確認のうえ順守しましょう。
  - ✓分からないことがあれば、そのままにせず必ず責任者や前任者に確認 しましょう。
  - ✓<u>慣れによる怪我</u>には注意し、<u>軽はずみな行動や無理な動作</u>は避け <del>ましょう。</del>

- ここでは、交通誘導警備における主な注意事項を挙げています。
- 現場によって十分ではないことが考えられますので、その際は追記してご利用ください。
- 基本的にはこれまでと同様に、警備指令所(ルール)の順守徹底が重要ですが、慣れが生じると ルールを軽視する傾向にありますが、それこそが事故につながる要因であることを強調してください。
  - ▶ 特に交通誘導の場合、車両との接触のおそれがあり、大ケガにつながるリスクが高いため注意が必要です。



- ●危険予知活動 (KYT) とは
  - √K (キケン) Y (∃チ) T (トレーニング) の略称。
  - ✓作業を始める前に、その作業に「どんな危険が潜んでいるか」を関係 者同士で話し合って「ここが危ない」や「その結果○○が起こるかもし れない」など、作業に潜む危険や、それにより発生する災害などについ て話し合い、予め危険を特定し対策を検討・実践すること。

外の通路の床が鉄板 なので雨が降ると滑り やすくなるかもしれない

ここの階段は暗くて足元が見えないから 躓いて転落してしまうかもしれない

じゃあ、滑り止め付きの靴 を用意しよう。通路にマッ トをひくのはどうかな? 照明をつけてもらえるようお願いして みようか。懐中電灯は必携だね。

今日は重機を使う作業があるから、 今の配置だと警備員と接触するかも

配置を含めて計画を見直そう

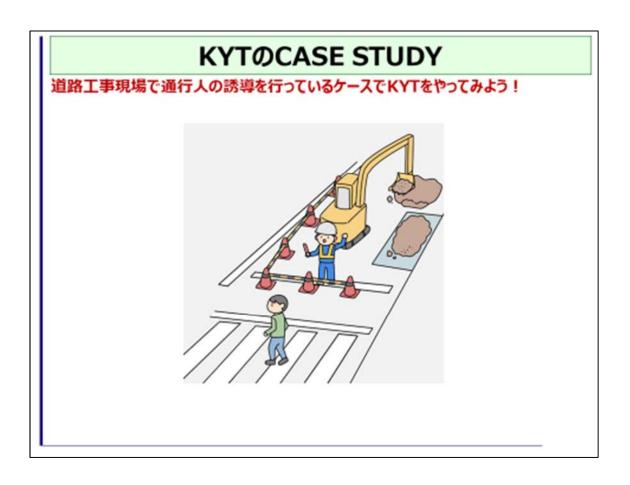
- 危険予知活動 (KYT) の基本的な考え方を示しています。
- 作業内容や、現場の見取り図などを用いて、警備員同士で「かもしれない」を挙げて行って、それに基づいて、どこかに危険が潜んでいないかを検討し、リスクが高いと判断されるものは積極的に対応することが重要です。
- 特に、未熟練労働者だけで KYT を行うのではなく、熟練者(ベテラン)を交えて KYT を行うことで、現場に即した意見や知見を共有することが可能となるため、効果的かつ効率的な安全教育につながります。

# 危険予知活動(KYT)を実践しましょう

- ●KYT基礎4ラウンド法
  - ✓チームでイラストシートや現場・現物で職場や業務にひそむ危険を発見・把握・解決していくKYTの基本手法。

ラウンド	概要
【1R】現状把握	どのような危険が潜んでいるかを挙げてみよう!
【2R】本質追求	どれが重要なポイントか絞り込もう!
【3R】対策樹立	どうすれば防ぐことができるのか考えてみよう!
【4R】目標設定	対策を実現するための行動目標を設定しよう!

- 次ページ以降で、実際に未熟練労働者の方に KYT を体感してもらうことを想定しています。
- そのため、ここでは KYT 基礎 4 ラウンド法の考え方を教えてください。
- 基本的には、4つのステップから構成されており、下記の流れを教えてください。
  - ▶ いま現在どこにどんな危険が潜んでいるかを挙げる(「かもしれない」を考える)
  - ▶ その中で、特に重要なものを絞り込む(死亡するおそれがある、大ケガにつながるなど)
  - ▶ それをどのようにすれば防ぐことができるのか、対策を考える
  - ➤ その対策を実際に導入するためには、具体的にどうするのかを考える



- ここで、実際に示した絵を見てもらい、グループで KYT を体験してもらいましょう。
  - ▶ 上記の絵は例であり、現場によってそぐわない場合があります。
  - ▶ 必要に応じて、適した絵や実際の現場の写真や見取り図などを用いてください。
  - ▶ 現場でなくても、何気ないオフィスの写真や講義を行っている部屋そのもので KYT を行っても 効果はあります。
- 次ページに KYT 基礎 4 ラウンドのシートを用意していますので、まずはどんな危険が潜んでいるのかを警備員同士で話し合い、「かもしれない」を挙げることが重要です。
  - 可能であればベテランも交えて挙げていくと、未熟練労働者が気づかない「かもしれない」が挙がると期待されます。
- ここでは、挙がった意見を否定するのではなく、たくさん挙げてもらうことを優先してください。



- 挙がった意見を、上記のシートに整理してもらいましょう。別途メモ用紙などを用意してもいいでしょう。
- 足りない場合などは、別途シートを用意して配布してください。
- おおよそ 10~20 分程度を目安に実施してください。

## KYTOCASE STUDY

## 道路工事現場で通行人の誘導を行っているケースでKYTをやってみよう!

ラウンド	概要
【1R】現状把握	<ul><li>✓ 通行人に注意が集中していて、接近する油圧ショベルに気付かずひかれるかもしれない。</li><li>✓ 盛り土からこぼれた砂利を踏み、滑って転ぶかもしれない。</li><li>✓ 急に旋回したアームに激突されるかもしれない。</li></ul>
【2R】本質追求	<ul><li>✓ 通行人に注意が集中していて、接近する油圧ショベルに気付かずひかれるかもしれない。</li><li>✓ 盛り土からこぼれた砂利を踏み、滑って転ぶかもしれない。</li><li>✓ 急に旋回したアームに激突されるかもしれない。</li></ul>
【3R】対策樹立	<ul><li>✓ 油圧ショベルの進行方向を避けて立つ。</li><li>✓ 油圧ショベルを移動させるときの合図方法を運転者と警備 員であらかじめ決めておく。</li></ul>
【4R】目標設定	✓ 油圧ショベルを移動させるとき、運転手はトランシーバーを用いて警備員に連絡を行い、双方が安全を確認してから移動させる。(確認できない場合は移動させない。)

- KYT の結果例を示していますが、あくまで一例ですので適宜加筆修正してください。
- 本スライド資料以外の絵や写真等を用いた場合も、適宜修正してください。
- ここでは、答え合わせをすることが目的ではなく、どのような行動が危険につながるのか、現場や作業 には様々な危険が潜んでいることを知ることが目的です。
- 上記の場合は、挙げられた本質追及の中でも、「通行人に注意が集中していて、接近する油圧ショベルに気付かずひかれるかもしれない。」つまり、「ヒトがまきこまれて大ケガあるいは死亡するかもしれない」という事象が最も重要であると考え、それに対する対策の検討と目標設定を検討したものです。
- 本スライドで挙げた例が、実際の現場での作業や業務内容と照らし合わせて適していない場合は、 適宜講師にて題材を用意して活用してください。

## 4S·5Sを励行して安全な職場環境を改善しよう 整理 必要なものと不要なものを分けて、不要なものは処分しましょう。 通路などに不要なものが不用意に置かれていると、つまずいて転倒するおそれがあります。 整頓 必要なものを使いやすいように、分けて配置しましょう。 必要なものを必要な時に使用できるよう工夫することで作業効率も高くなります。また、 使用したらきちんと片づけて元の位置に戻すよう心がけましょう(本来の位置を写真で 示しておくと、整頓が容易になります)。 清掃 掃除をしてゴミや汚れを取り除きましょう。 床にゴミや荷物が散乱していた場合や、床面が水で濡れていたり油で汚れている場合、 つまづいたり、滑って転倒するおそれがあります。 清潔 整理・整頓・清掃した状態を維持しましょう。 常に快適な職場環境を維持するため、整理・整頓・清掃を繰り返しましょう。設備などの 正常な動作維持にも必要です。また、清潔にすることで感染症の予防にも繋がります。 習慣(しつけ) 4Sを励行し、習慣づけましょう。 決められたルールなどは遵守し、繰り返し行うことで習慣づけましょう。45は、頭で理解し ているだけではなく、実際に行動できるよう身につけることが重要です。

- 整理(Seiri)、整頓(Seiton)、清掃(Seiso)、清潔(Seiketsu)の頭文字をとって 4S といいます。これに躾や習慣を加えて 5 S ということもありますが、まずは「4S」をしっかりと教えてください。
- そのうえで、4S をしっかりと繰り返し徹底することで習慣化する(躾)ことを身に着けさせることが重要です。
- 警備員は、4S をしっかりと繰り返し徹底することを意識させ、職長や現場監督者などは。習慣化させられるよう常日頃から指導することを心がけましょう。

## 「転倒」災害防止のポイント

- ●作業場所は常に4S「整理」「整頓」「清掃」「清潔」で安全に!
  - √床に荷物やコード類などが乱雑に置かれていると、つまずいて転倒するリスクが高まります。
  - √床面が水で濡れていたりすると滑りやすくなるため、転倒するリスクが高まります。
- ●床面や通路の状態を確認しましょう!
  - ✓床面が水で濡れていると滑りやすくなりますが、加えて段差や凸凹などがあるとつまずきやすくなるため、転倒するリスクが高まります。
- 通路の照明は十分に確保しましょう!
  - ✓照明が届かず暗がりになっている箇所があると、物が置いてあることや 段差などに気付かずつまずきやすくなるため、転倒するリスクが高まります。
- ●転倒しにくい靴を使用しましょう!
  - ✓ゴム底の靴など、滑りにくい靴を使用し転倒を防ぎましょう。

- ここでは、もっとも身近でかつ頻発している労災である「転倒」について、その防止方法について重要なポイントを挙げています。
- 前ページで紹介した「4S」は、特にこの 4S を意識することが重要であることを教えてください。
- ただし、転倒する原因はそれ以外にも多々あり、暗いところでの凸凹や段差、足元が見にくい場所 や暗い階段での荷物の放置などが報告されているため、常に足元に気を配ることの重要性を教えて ください。
- 警報機などが部屋や通路の上部にあることが多いことから、上方を見ながら歩きがちになります。そのようなときに、コード類などに引っ掛かり転倒しやすくなるため、上方に気を取られなすぎないように意識することが重要です。

# 「転倒」災害防止のポイント

## ●主な滑りやすい場所

屋内	屋外
<ul><li>✓ 水や油などで汚れた床面</li><li>✓ シャワールームやキッチンなどの水回り</li><li>✓ 摩擦の少ない床に敷かれたマットや絨毯</li><li>✓ 石床やワックスがけされたフローリング</li></ul>	<ul><li>✓ (特に、濡れた状態の) マンホール</li><li>✓ グレーチング (メッシュ状のどぶ板)</li><li>✓ 石床や工事現場の銅板 (金属製の板)</li><li>✓ 階段や通路の金属面</li><li>✓ 凍結路面</li></ul>

## ●主なつまずきやすい場所

屋内	屋外
<ul><li>✓ 段差や凸凹がある床面</li><li>✓ 通路や室内の床に置かれた物</li><li>✓ めくれあがった又はたわんだマットや絨毯</li><li>✓ テーブルやパーティション (つい立) の脚</li><li>✓ 無造作に置かれたコード類</li></ul>	<ul><li>✓ 段差や凸凹がある道路、通路</li><li>✓ 縁石や歩道上がり、街路樹等の植え込み</li><li>✓ 階段や動く歩道、エスカレーター</li><li>✓ 点字ブロックやスローブ</li></ul>

## 【事例】

雨天時の屋外巡回後、靴が濡れたまま室内に入ったところ床面で 滑って転倒してしまった。

- ここでは、転倒しやすい場所を挙げていますが、そのほか実際の現場の状況などを踏まえ適宜追加 してください。
- 特に高齢者の場合、転倒すると大ケガにつながりやすくなっています。
- 実際に発生した事例を記載していますが、講師や警備会社が経験した事例を挙げていただいても 問題ございません。

# 「交通事故」災害防止のポイント

## 【事前準備時】

- ⇒決められた装備品は身につけましょう!
  - ✓手旗・誘導灯、警笛、トランシーバー、保護帽(ヘルメット)、反射チョッキなど決められた装備品を着用するとともに、電池で動作するものは電池残量を確認しましょう。

## 【交通誘導時】

- 原則として歩道に立ちましょう!
  - ✓ やむを得ない場合以外、見通しが良い道路であっても特に夜間や逆光時などでは 運転手から警備員が見えづらいことがあります。
- 車両の運転手からよく見える場所に立ちましょう!
  - ✓ 運転手の死角になる場所に立つと、運転手が警備員に気付かず運転を開始する ことがあります。
- 車両とは適切な安全距離を保ちましょう!
  - ✓適切な安全距離を保つことで車両の思わぬ急発進や、悪天候時の警備員自身の 転倒などに対処するゆとりが生まれます。
- 分かりやすく大きな動作で合図を行いましょう!
  - ✓不明確な合図は運転手の混乱や不適切な誘導につながります。

- ここでは、交通事故の防止方法について重要なポイントを挙げています。
- 交通事故は、発生すると大ケガにつながりやすいことを教育するとともに、警備業で発生する労災の うち交通事故が占める割合が一番大きいことを改めて伝えてください。
- 交通誘導を行う際には、運転手や周囲の人が見えるように行動し、反射チョッキなど目につくような 工夫をすることが重要です。
- さらに、天候によっても「見えやすさ」などは大きく変わるため、特に雨天や雪の時には注意することが 重要です。

# 「交通事故」災害防止のポイント

## 【交通誘導時】

- ゆとりを持った合図を心がけましょう!
  - ✓停止距離などに留意して、悪天候時や路面が凍結する冬季などは特にゆとりを 持った合図を行うことで、安全確保につながります。

## 【運転時】

- 安全運転を心がけましょう!
  - ✓ 警備車両などを運転する場合などは、安全運転を心がけるとともに、交通事故を誘発しないようにマナーを守ることも重要です。

## 【事例】

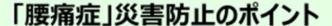
道路が凍結している日に、普段と同じタイミングで走行している自転車に停止合図を行ったため、停止が間に合わず自転車と接触した。

#### 【事例】

悪天候時の交通誘導を行っていたところ、誘導灯の電池が切れてしまったが、そのまま使用したため自動車の運転手から見えづらくなり、自動車と接触した。

2

- ここでも、交通事故の防止方法について重要なポイントを挙げています。
- 実際に発生した事例を記載していますが、講師や警備会社が経験した事例を挙げていただいても 問題ございません。
- 本スライドでは。交通誘導業務を想定して作成しておりますが、警備員が施設巡回時に運転する 車で事故にあうケースも多々あります。
- 本マニュアルに、運転時の注意点も記載していますので、適宜参考のうえ加筆などを行ってください。



- 重量物は台車を使って運びましょう。
  - ✓台車やコンテナなどの用具を使って重量物を運ぶことで、腰部への負担は最小限に しましょう。
- 重量物は正しい姿勢で取り扱いましょう!
  - ✓どうしても用具を利用できない場合は、周辺の荷物やコード類を取り除いたうえで、 できるだけ重量物を体に近づけ、重心を低くするような姿勢で取り扱いましょう。



- ここでは、腰痛(ぎっくり腰)の防止方法について重要なポイントを挙げています。
- 警備計画書に定められていない作業を「つい」行うことで腰を痛めるという事例も多々あるため、荷物(特に重量部)を運ぶ際には、付帯作業として挙げられているかを確認することも重要です。
- 運ぶ際には、可能な限り自分で持たず、台車やコンテナを利用することが重要ですが、利用できない場合などは、職長などに相談するか、正しい姿勢で荷物を持つよう指導してください。

# 「腰痛症」災害防止のポイント

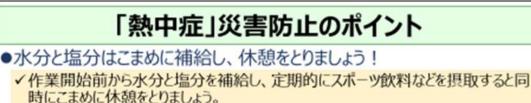
- ■ストレッチ行うなど体を動かして腰痛を予防しましょう!
  - ✓ 作業開始前だけではなく、日ごろからストレッチを行うことで腰痛を防止することができます。



### 【事例】

警備のため長時間起立していた後、床に置いた荷物を取ろうとしたと ころ、予想よりも重く、かつ中腰であったため急に腰が痛くなり動けなく なった。

- 腰痛は、一度発症すると慢性化しやすいため、日ごろからストレッチを十分に行うことが重要です。
- 長時間立ちつぱなしになるような業務の場合、それだけで腰を痛めることがあるため適度な休憩とストレッチが重要であることを教えてください。



- 水分だけではなく、塩分(ナトリウム)も 併せて摂取しましょう。
- スポーツドリンクや塩飴を常備・携帯し、 いつでも利用できすようにしておきましょう。





- 涼しい部屋で休憩を取りましょう。
- 休憩時は、水分・塩分を補給すると同時に体表面や頭、手足を冷やしましょう。

- 近年、熱中症になる事例が増加する傾向にあり、年齢や性別に関係なく発症することがあります。
- 水分だけではなく塩分も補給すること、涼しい部屋で休憩をとることも重要ですが、睡眠不足やお酒 の飲みすぎの場合、熱中症になるリスクが高くなるため注意するよう伝えてください。
- 一般的に首筋や太ももなど太い血管を冷やすとよいとされていますが、近年では毛細血管が集まる 箇所(手や足など)を冷やすことも効果的であると指摘されています。
- また、熱中症のピークは 7~9 月ですが、6 月など梅雨の時期も熱中症が発生しているため、本格的な夏になる前から十分な対策をとることの重要性を教えてください。
- なお、本スライドは熱中症の詳細は触れず、警備員がとれる対策に絞っています。必要に応じて、本マニュアルを参照し、追記してください。

## 熱中症発生時の緊急対応

## 自分自身が熱中症の疑いがある場合

- ① 大量の発汗やめまい、ふらつきがあるときは、すぐに仲間や責任者に報告のうえ涼 しい場所に移動して水分と塩分を補給し、休憩をとりましょう。
- ② それでも症状が治まらない(悪化する)ときは、仲間や責任者に報告し、すぐに 医療機関に連絡してもらいましょう。
- ③ 休憩後、症状が治まったときであっても帰宅中・帰宅後に倒れる事例もあるため、 勤務後は体温が平熱になるまで落ち着いてから帰宅しましょう。

## 仲間が熱中症の疑いがある場合

- ① 仲間の顔が赤い、ふらついている、普段と違う言動をしているときは、すぐに声をかけて涼しい場所に移動させて水分と塩分を補給させて休憩をとらせましょう (その他の仲間や責任者にも声をかけておいて、回復するまで一人にしないようにしましょう)。
- ② 倒れた場合は、「熱中症防止対策リーフレット」などを参照に医療機関等に連絡するなどの対応を実施しましょう。
- ③ スムーズな緊急対応のため、日ごろから訓練を行い滞りなく対応できるように心がけるとともに、業務開始前に「誰に報告するのか」、「医療機関等の連絡先」、「休憩場所やスポーツドリンクの保管場所」などを確認しておきましょう。

- 自分自身が熱中症と疑われる場合は、すぐに上長や周りの人に声をかけるように指導してください。
- 同様に、自分以外の人(仲間など)が熱中症の疑いがある場合も、すぐに上長や周りの人に声を かけるよう指導し、早急に対処するよう指導してください。
- 熱中症は処置が遅れると重症化し、死につながるおそれがあるため、常日頃から緊急時の対応方法は確認しあい、いざという時にスムーズに対応できるよう十分な教育とともに体制をととのえてください。

# 「墜落・転落」災害防止のポイント

- 巡回経路や通路は明るいうちに確認しよう!
  - ✓階段の場所や段差がある箇所、滑りやすい箇所などは明るいうちに確認し、転落や 墜落の危険があれば情報を共有し危険を取り除きましょう。
- 勘立の足元は固定しよう!
  - ✓ 脚立などを使用して高所作業を行う場合、足元が固定されていないと脚立から転落する、脚立が転倒するなどのリスクが高まります。

### 脚立・踏み台の使用時の注意点

- ✓ 脚立や踏み台は、軟弱な床面に設置せず堅固な床面に設置して使用しましょう。
- ✓ 脚立の開脚を防止するためのストッパーはきちんとかけてから使用しましょう。
- ✓ 脚立の天板に乗ったり、またいで使用するのは避けましょう。
- ✓ ストッパーや支柱端具(脚部)などが破損した脚立や変形した踏み台などは使用せず、 適宜交換しましょう。
- ●カーリフトなど人荷用エレベーター以外の昇降機には乗らない!✓リフトは「荷物専用」であるため、いかなる理由があろうと乗ることは禁止されています。

- ここでは、墜落・転落の防止方法について重要なポイントを挙げています。
- 転倒同様、足元が暗い場所では足元を踏み外し階段などから転落する事例が報告されています。
- 特に高いビルや海岸沿いなどでは、墜落すると重大な災害につながる恐れがあるため注意が必要です。
- 脚立作業の注意点は記載のとおりですが、そもそも脚立を使う作業が付帯作業として警備計画書 などに記載されているかどうかまずは確認しましょう。
- 警備員控室などで、電球などを交換するときなどに転落する事例がありますが、キャスター付きの椅子などに昇って転落することが原因であることが多々あるため、作業するときはきちんと脚立などを用意することが重要であることを教えてください。
- 同時に、上長や現場責任者などは脚立などを用意することが求められます。

## 「はさまれ」災害防止のポイント

- 車両の運転手からよく見える場所に立ちましょう!
  - ✓運転手の死角になる場所に立つと、運転手が警備員に気付かず運転を開始することがあります。
- 昇降機や特殊車両の動作範囲を確認しよう!
  - ✓昇降機やドラグ・ショベルなど特殊車両の動作(上下の動きやショベルの旋回範囲など)を確認し、安全距離を保ちましょう。
- ●ドアの構造を把握して手指がはさまれないようにしよう!
  - ✓ドアの開閉の方向や、自動ドアなどの構造を把握しておきましょう。

#### 【事例】

巡回警備のため外に出ようとしたところ、ドアが強風にあおられて急に 閉まったため、手をはさまれた。

## 【事例】

足が昇降機の真下にあったにも関わらず昇降板を下げたため、足を 昇降板にはさまれた。

- 車や昇降機など重量のあるものに挟まれて怪我をする事例も報告されています。
- ここでは、はさまれの防止方法について重要なポイントを挙げています。
- 重機などをあつかう現場では、原則安全距離がとられているため、それ以上近づくことは避けることが 重要です。
- 実際に発生した事例を記載していますが、講師や警備会社が経験した事例を挙げていただいても 問題ございません。

# 「プロパー事故」防止のポイント

## 【不審者への対応】

- 丁寧な説明、誠意ある言葉で声掛けしましょう!
  - ✓相手の感情や気持ちに寄り添うことで争いを回避できます。
- 必要な間合いをとりましょう!
  - ✓不審者からの直接的な危害を避けるため、不必要に近寄ることは避けましょう。
- ●不審者には複数人で対応しましょう!
  - ✓不審者に一人で対応せず、複数人でチームを作って対応しましょう。

## 【ハチへの対応】

- むやみに近寄らず、刺激を与えない!
  - ✓専門業者に依頼しましょう。

- ここでは、プロパー事故の防止方法について重要なポイントを挙げています。
- しかし、対人による事故であるため、最終的に対応方法は人(不審者や泥酔者など)によって異なることがあるころに注意しましょう。
- しかしながら、むやみに刺激や挑発を行ったり、近づきすぎると危険であるため複数人で対応することは重要です。
- ハチのほか、場所によってはクマなどが出現することがあります。その場合は、対応せずその場から離れて専門業者に依頼しましょう。

## 異常事態発生時のポイント

## ●警察機関等へ連絡

✓冷静沈着に状況を把握するとともに、被害の拡大防止、負傷者等の救護・誘導も 併せて実施しましょう。

## ●現場の保存

- ✓犯罪や事故の原因となる証拠物件が数多く残されています。
- ✓ 現場をそのままの状態に保存することに努め、警察や消防の採証活動等に協力しましょう。

## ●救急蘇生の実施

## 避難誘導の実施

✓警備員は、避難誘導や初期消火などの役割が与えられていることが多いことから、 避難計画書の確認と、避難誘導に関する準備を怠らずに行いましょう。

## 初期消火の実施

- ✓ボヤなど火災を発見した場合は、避難誘導と同時に初期消火に努めることが重要です。
- ✓しかし、身の危険を感じた場合や天井まで火が燃え広がっている場合は、速やかに 避難しましょう。

- ここでは、犯罪や火災など、異常事態が発生した場合の対処のポイントを挙げています。
- 警備員自身が危険に巻き込まれるおそれもあるため、自分自身の身を守ることが最優先ですが、警察機関や関係機関への連絡は迅速に行いましょう。
- 本スライドでは、具体的な、連絡方法や現場の保存方法、避難誘導の実施方法などは現場によって異なることから、基本的なポイントに絞っています。
- 適宜、本マニュアルや現場でのルールを踏まえて追記してください。
- しかしながら、異常事態は警備業の場合直面する機会が多いため、KYT などを活用し様々なシチュエーションを想定した対策の検討や訓練を積極的に行うことが重要です。
- 異常事態の訓練時は、「訓練は本番のように、本番は訓練のように」とも言われているため、十分な 準備をしておきましょう。

## 労働災害発生時のポイント

- ●警備会社や契約先、警備員自身が積極的に安全衛生管理や安全衛生活動を実施していても、労働災害が発生するリスクをゼロにすることはできません。
- ●万が一、作業現場で労働災害が発生した場合は、被災者への対応 (応急措置など)を実施しましょう。

### 労働災害発生

#### まずは落ち着いて!

慌てて駆け寄って、二次災害などを発生させないように注意しましょう。



#### 現場対応

- 被災者の救護
- 現場責任者・警備責任者への連絡

● 被災者の病院への搬送

#### 【解説】

- ここでは、労働災害が発生した場合の対処のポイントを挙げています。
- どんなに対策をとってもリスクはゼロにはなりません(ゼロリスクは存在しない)。
- そのため、対策をとりつつ、万が一労働災害が発生した場合どのように対処するべきかを決めて訓練することが重要です。
- 十分な準備を行い、「慌てず」、「落ち着いて」、「迅速に」対応することが重要であることを教えてください。

## 第3章 未熟練労働者の安全衛生教育の実施

(教育用配布資料)

○ 教育を行う際は、次ページ以降のスライド資料をコピーして使用するか、 別途用意した Microsoft<sup>©</sup> PowerPoint 形式のファイルを厚生労働 省ホームページからダウンロードしてご利用ください。

未熟練労働者マニュアル

Q 検索

# 参考資料 (関係法令【労働安全衛生関係】)

#### 1. 雇入れ時等の安全衛牛教育

#### 【労働安全衛生法】

(安全衛生教育)

第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

- 2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

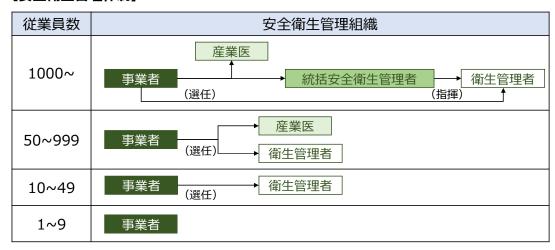
#### 【労働安全衛生規則】

(雇入れ時等の教育)

第35条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。ただし、令第2条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 二 安全装置、有害物抑制装置文は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三 作業手順に関すること。
- 四作業開始時の点検に関すること。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
- 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部文は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

#### 【安全衛生管理体制】



#### 【労働安全衛生法】

(総括安全衛生管理者)

第10条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括 安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第二十五条の二第二項の規定に より技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの
- 2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充て なければならない。
- 3 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

#### (安全管理者)

第11条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第一項各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。)のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。

(安全衛生推進者等)

第12条の2 事業者は、第十一条第一項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者(第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者)を選任し、その者に第十条第一項各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除くものとし、第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。)を担当させなければならない。

#### 【労働安全衛生法施行令】

(総括安全衛生管理者を選任すべき事業場)

第2条 労働安全衛生法(以下「法」という。)第十条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

- 一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 100人
- 二 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 300人
  - 三 その他の業種 1000人

(安全管理者を選任すべき事業場)

第3条 法第十一条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第一号又は第二号に 掲げる業種の事業場で、常時五十人以上の労働者を使用するものとする。

#### 【労働安全衛生規則】

(総括安全衛生管理者が統括管理する業務)

第3条の2 法第十条第一項第五号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- 二 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
  - 三 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

(安全管理者の巡視及び権限の付与)

第6条 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

#### (安全衛生推進者等を選任すべき事業場)

第12条の2 法第十二条の二の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時十人以上五十人 未満の労働者を使用する事業場とする。

#### (産業医及び産業歯科医の職務等)

第14条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- 一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに 同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に 関すること。
  - 四 作業環境の維持管理に関すること。
  - 五 作業の管理に関すること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
  - 七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
  - 八 衛生教育に関すること。
  - 九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

#### 2~6 (略)

#### (産業医の定期巡視及び権限の付与)

第15条 産業医は、少なくとも毎月一回(産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 第十一条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 二 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの
- 2 事業者は、産業医に対し、前条第一項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。

#### 作業責任者

#### 【労働安全衛生法】

(作業主任者)

第14条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、 政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を 受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区 分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省 令で定める事項を行わせなければならない。

#### 【労働安全衛生法施行令】

(作業主任者を選任すべき作業)

第6条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

十二 高さが2メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははい崩しの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。)

二十一 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

#### はい作業主任者

#### 【労働安全衛生規則】

(はいの昇降設備)

第427条 事業者は、はい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。以下同じ。)の上で作業を行なう場合において、作業箇所の高さが床面から1.5メートルをこえるときは、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。ただし、当該はいを構成する荷によって安全に昇降できる場合は、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、床面と当該作業箇所との間を昇降するときは、同項のただし書に該当する場合を除き、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

#### (はい作業主任者の職務)

第429条 事業者は、はい作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

- 一 作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行なう箇所を通行する労働者を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。

四 はいくずしの作業を行なうときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。

五 第427条第1項の昇降をするための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

#### 酸素欠乏·硫化水素危険作業主任者

#### 【酸素欠乏症等防止規則】

(作業主任者)

- 第11条 事業者は、酸素欠乏危険作業については、第一種酸素欠乏危険作業にあっては酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第二種酸素欠乏危険作業にあっては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。
- 2 事業者は、第一種酸素欠乏危険作業に係る酸素欠乏危険作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。
- 一 作業に従事する労働者が酸素欠乏の空気を吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を 指揮すること。
- 二 その日の作業を開始する前、作業に従事するすべての労働者が作業を行う場所を離れた後再び作業を開始する前及び労働者の身体、換気装置等に異常があつたときに、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を測定すること。
- 三 測定器具、換気装置、空気呼吸器等その他労働者が酸素欠乏症にかかることを防止するための器具又は設備を点検すること。
  - 四 空気呼吸器等の使用状況を監視すること。
- 3 前項の規定は、第二種酸素欠乏危険作業に係る酸素欠乏危険作業主任者について準用する。 この場合において、同項第一号中「酸素欠乏」とあるのは「酸素欠乏等」と、同項第二号中「酸素」とあるのは「酸素及び硫化水素」と、同項第三号中「酸素欠乏症」とあるのは「酸素欠乏症等」と読み替えるものとする。

#### 2. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置安全衛生管理体制

#### 【労働安全衛生法】

(事業者の講ずべき措置等)

- 第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
  - 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
  - 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
  - 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- 第21条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
  - 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
  - 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
  - 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
  - 四 排気、排液又は残さい物による健康障害
- 第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる 措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

#### 3. 労働者の就業に当たっての措置

#### 【労働安全衛生法】

(就業制限)

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

- 2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。
- 3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。
- 4 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第一項(同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

#### 【労働安全衛生法施行令】

(就業制限に係る業務)

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

六 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン (跨線テルハを除く。) の運転の業務

七 つり上げ荷重が一トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路(以下この条において「道路」という。)上を走行させる運転を除く。)の業務

十一 最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務十二 機体重量が三トン以上の別表第七第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

十三 最大荷重(ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

十六 制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン 若しくはデリックの玉掛けの業務

#### おわりに

本マニュアルの作成にあたり、検討委員会により検討が行われました。

【平成31年度 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル作成委員会】

(委員)

小林 繁男 小林労働安全衛生コンサルタント事務所 所長

○ 新宅 友穂 日本生産技能労務協会 常務理事

鈴木 知実 株式会社 MMS 取締役社長

關 大介 セントラル警備保障株式会社 東京研修センター

山本 正彦 全国警備業協会 研修センター 次長

(五十音順・敬称略、〇は委員長を示す。)

(事務局)

みずほ情報総研株式会社

貴志 孝洋 環境エネルギー第2部 環境リスクコンサルティングチーム

チーフコンサルタント

みずほ情報総研株式会社

佐々木 佑真 環境エネルギー第2部 環境リスクコンサルティングチーム

コンサルタント